

令和元年6月27日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官
平成26年(行ウ)第2号 政務調査費返還等履行請求事件
口頭弁論終結日 平成31年3月25日

判 決

5 青森県弘前市大字元大工町16番地 あすなろ法律事務所

原 告 弘前市民オンブズパーソン
同代表者代表幹事 葛 西 聰
青森市長島一丁目1番1号

被 告 青 森 県 知 事 吾 久 紀 範 司 彦 渡 一 之 造 幸
10 同訴訟代理人弁護士 三 村 申 恒 真 清 幸 輝 達 友 道 伸 忠
同 指 定 代 理 人 石 田 本 馬 田 崎 上 口 村 田 井
15 相 川 外 三 山 木 褒 福
川 外 三 山 木 褒 福
20 相 川 外 三 山 木 褒 福
川 外 三 山 木 褒 福

主 文

- 1 被告は、別表1～3, 5, 6, 8～12, 17, 18, 21, 23, 26, 28, 30, 32, 35～37, 39及び41～43の「議員名」欄記載の者らに対し、同各別表の「認容額」欄の「計」欄記載の各金額の金員を青森県に支払うよう請求せよ。

- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は、これを4分し、その3を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求の趣旨等

1 請求の趣旨

被告は、別表1～46の「議員名」欄記載の者ら（以下「本件各議員ら」という。）に対し、同各別表「違法支出額」欄の「計」欄記載の各金額（以下「本件各違法支出金額」という。）の金員を青森県に支払うよう請求せよ。

2 被告の答弁

10 (1) 本件訴えのうち、①諏訪益一（別表17の2）、安藤晴美（別表17の3）、花田栄介（別表45）及び熊谷雄一（別表46。以下、これらの者を「本件4議員ら」という。）に対して、同各別表「違法支出額」欄の「計」欄記載の各金額の金員、②古村一雄（別表15）に対して、同別表のNo.20の「違法支出額」欄記載の金額の金員のうち1046円、③畠山敬一（別表29）に対して、同別表のNo.19の「違法支出額」欄記載の金額の金員のうち5万2605円をそれぞれ青森県に支払うよう請求することを求める部分をいずれも却下する。

15 (2) 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

20 本件は、青森県内に主たる事務所を置く権利能力なき社団である原告が、青森県の執行機関である被告に対し、平成24年度（4月始まり。以下同じ。）当時の青森県議会の48名の議員ら（本件各議員ら）が、議員活動に係る経費の支出及び青森県議会の会派控室の運営に係る経費の支出につき政務調査費（地方自治法〔平成24年法律第72号による改正前のもの。以下「地自法」という。〕100条14項）を充当したことについて、その一部又は全部が、青森県政務調査費の交付に関する条例（平成13年青森県条例第45号。平成

25年青森県条例第2号による改正前のもの。以下「本件政調費条例」という。) 7条及び青森県政務調査費の交付に関する規程(平成13年青森県議会告示第1号。平成25年青森県議会告示第1号による改正前のもの。以下「本件政調費規程」という。) 2条の定める使途基準(以下「本件使途基準」という。)に反するなど主張して、地自法242条の2第1項4号に基づき本件各議員らに対して本件各違法支出金額の不当利得の返還請求をすることを求める事案である。

第3 関係法令の定め

1 地自法の定め

(1) 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

(以上、地自法100条14項)

(2) 地自法100条14項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする(同条15項)。

2 本件政調費条例の定め(甲A3、乙A1)

(1) 趣旨

本件政調費条例は、地自法100条14項及び同条15項の規定に基づき、青森県議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務調査費を交付することに關し必要な事項を定めるものとする(本件政調費条例1条)。

(2) 政務調査費の交付対象

政務調査費は、各月の初日に議員である者に対し交付する(本件政調費条例2条1項)。

(3) 政務調査費の額

政務調査費は、月額31万円とする（本件政調費条例3条）。

(4) 議員の通知

青森県議会の議長は、政務調査費の交付を受ける議員について、毎年度、
当該年度の開始の日から5日以内に知事に通知しなければならない（本件政
調費条例4条1項）。

(5) 政務調査費の交付決定等

知事は、本件政調費条例4条の規定による通知があったときは、速やかに、
当該通知に係る議員について、政務調査費の交付の決定を行い、当該議員に
通知するものとする（同条例5条）。

(6) 政務調査費の交付

知事は、毎月10日までに、当該月分の政務調査費を交付するものとする
(本件政調費条例6条)。

(7) 政務調査費の使途

議員は、政務調査費を別に定める使途基準（本件使途基準）に従い、使用
しなければならない（本件政調費条例7条）。

(8) 収支報告書

議員は、毎年度、当該年度の終了の日の翌日から起算して30日以内に、
①議員の氏名、②政務調査費に係る収入額、③政務調査費に係る支出額及び
その主な内容、④政務調査費に係る収入額及び支出額との差引額、⑤その他
必要な事項を記載した政務調査費に係る収入及び支出の報告書（収支報告書）
を議長に提出しなければならない（本件政調費条例8条1項）。この収支報
告書には、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領收書
の写し等（領收書の写しその他の議長が定める証拠書類をいう。以下同じ。）
を添えなければならない（同条2項）。

3 本件政調費規程（甲A3、乙A1）の定め

(1) 政務調査費の使途基準

本件政調費条例 7 条の使途基準（本件使途基準）は、別表使途基準表のとおりとする（本件政調費規程 2 条）。

(2) 領収書の写し等の提出

本件政調費条例 8 条 2 項の議長が定める証拠書類は、領収書の写しその他の支出を証すべき書面であって当該支出の相手方から徴したもの（社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いとき及び議長が定めるときは、支出証明書又は金融機関が作成した当該政務調査費による支出に係る振込みの明細書の写し）とする（本件政調費規程 3 条 2 項）。同項の書面（支出証明書を除く。）の提出は、別表使途基準表に規定する使途の項目ごとに、領収書等の写し貼付用紙（以下「本件貼付用紙」という。）に貼り付け、必要な事項を記載して行うものとする（同条 3 項）。

第 4 「政務調査費事務マニュアル（第 1 次改訂）」（乙 A 1。以下「本件マニュアル」という。）の内容

本件マニュアルは、青森県議会が平成 20 年 12 月に作成し、平成 24 年度においても使用されていたものであり、その内容は、おおむね以下のとおりである（乙 A 1）。

1 使途の基準

本件政調費規程 2 条所定の使途基準につき、広範にわたる全ての使途を特定することは困難であるが、政務調査費の充当が可能なものについての具体的な考え方や想定される例は以下のとおりである（乙 A 1 の 3 ~ 5 頁）。

(1) 事務所費

調査研究活動の事務を行うための拠点となる事務所を設置する場合の事務所の借上げや事務所を有効に活用していくための管理運営に係る経費に充当する。具体例としては、①事務所の賃借、②電気、ガス、水道、冷暖房の使用、③共益費がある。（以上、乙 A 1 の 5 頁）

(2) 事務費

議員が行う調査研究活動の事務の遂行に当たって、必要となる物品や機器等の購入及び使用等に係る経費に充当する。具体例としては、①文房具等の事務用品の購入、②パソコン、コピー機等の事務用機器の購入及びリース、③電話、FAX等の通信機器の購入や回線使用がある。(以上、乙A1の5頁)

(3) 人件費

議員が行う調査研究活動について、調査関係者との連絡調整及び調査研究資料の収集、整理、保管等の補助を行う職員に係る給料、手当、社会保険料等に充当する。具体例としては、①調査研究の補助のための専属職員の常時又は臨時の雇用、②調査研究の補助業務を兼務する職員の常時又は臨時の雇用がある。(以上、乙A1の5頁)

2 政務調査費の充当の考え方（積算、按分等）

政務調査費の充当の範囲は、原則として、調査研究活動に係る支出の実費の金額によることとなるが、実費の積算が困難である場合があり得ること、政務調査費の充当の範囲は社会通念上許容されるものである必要があることを踏まえ、政務調査費の充当に当たっての積算、按分等の方法は、以下のとおりとする（乙A1の6～9頁）。

(1) 事務所費関係（乙A1の6、7及び9頁）

調査研究活動の拠点となる議員の事務所は、調査研究以外の活動にも使用されることが想定され、使用形態についても自宅に設置している場合や後援会事務所を兼ねている場合があることなどから、政務調査費の充当に当たつての取扱いは、以下のとおりとする。

ア 事務所の賃借料及び光熱水費等に係る支出については、使用の実態に合わせ、調査研究活動が全体の活動（調査研究活動のほか、後援会活動、政党活動等）に占める割合により按分する。この場合の按分は、使用時

間数や使用面積などの合理的な方法による。

使用実態に合わせた按分を行うことが著しく困難な場合には、事務所の利用の形態により、活動の目的ごとに均等に按分することができることする。この場合の按分の方法は、別表「按分方法（事務所費・事務費・人件費）」（以下「本件按分率表」という。）によることとする（なお、「本件按分率表」においては、按分の基準となる活動の例示として、調査研究活動、後援会活動及び政党活動のみが掲げられている。）。

イ 事務所の設置が自宅である場合や生計を同一にする親族の所有する家屋の場合は賃借料は、合理的理由がないことから、政務調査費を充当しない。

(2) 事務費関係（乙A 1 の 7 及び 9 頁）

調査研究活動における事務は、同一の事務所内において、調査研究以外の活動の事務と合わせて行っている場合も多いことから、かかる支出については、事務所費の例（前記(1)）により事務内容の実態に合わせ、調査研究活動が全体の活動（調査研究活動のほか、後援会活動、政党活動等）に占める割合により按分することとする。なお、これによる按分が困難な場合の按分の方法は、本件按分率表によることとする。

また、備品の購入やリースなどの費用の支出への政務調査費の充当に当たっては、事務用の機器等で調査研究活動に有用なものに係る支出に限って充当することとし、主として事務所の環境整備にとどまるものなどには充当しない。

さらに、電話（携帯電話を含む。）等の使用に係る支出に関する按分は、通話時間、使用頻度等を参考にすることも考えられる。

(3) 人件費関係（乙A 1 の 7 及び 9 頁）

議員の雇用する職員の中には、常時又は臨時の雇用で専ら調査研究活動の

補助業務を行っている職員のほか、調査研究活動の補助業務以外の業務を兼務している職員がいる場合があることなどから、政務調査費の充当に当たつての取扱いは、以下のとおりとする。

ア 専ら調査研究活動の補助業務のみに従事している職員の人事費の支出について、全額につき政務調査費を充当できる。

イ 調査研究活動の補助業務以外の業務を兼務している職員（後援会活動、政党活動等の業務も兼務している職員）の人事費の支出については、業務内容の実態に合わせ、調査研究の補助業務が全体の業務に占める割合により按分して政務調査費を充当する。この場合の按分は、業務に従事する平均時間や日数などを考慮した合理的な方法による。

業務内容に合わせた按分を行うことが著しく困難な場合には、職員の兼務の内容ごとに均等に按分することができるとしている。この場合の按分の方法は、本件按分率表によることとする。

ウ 生計を同一にする親族に対する人事費の支出については、雇用関係にあることの合理的理由がないことから、政務調査費を充当しない。

(4) その他（乙A 1の8頁）

その他の支出についても、後援会活動等の調査研究活動以外の活動に関する支出が含まれる場合には、事務所費、事務費及び人事費の例により、合理的な方法による按分を行った上で、政務調査費を充当するものとする。

3 政務調査費を充当するのに適しない例

調査研究活動は、広範にわたるものであるが、議員の活動の中には、その活動に係る支出につき政務調査費を充当することが、その活動の目的や内容に照らして社会通念上許容されるものではないこともあることから、調査研究活動に資すると考えられる活動を含むものであっても、主たる目的や内容が、①政党活動、②選挙活動、③後援会活動、④私的活動の経費、⑤交際費、⑥議員本人の飲食費であった場合には、その活動に係る支出に政務調査費を充当しな

いこととする（乙A1の10及び11頁）。

4 具体例による政務調査費の充当の可否

議員活動に係る経費の支出に対する政務調査費の充当の可否の具体例につき、質疑応答方式で以下のとおり定める。

- 5 (1) 調査研究活動を行った際、調査した証拠としてはどのようなものを残しておくべきか（調査研究費関係の例6）。

収支報告書を公開した際、調査研究活動について、県民から内容等の説明を求められることが十分想定されるため、証拠書類として、調査した際の現場写真、調査先面会者の名刺、収集した資料、調査内容を記載した活動記録メモ等を整理保管しておく必要がある（乙A1の13頁）。

- 10 (2) 議員や親族が代表を務める会社の一室を事務所として借り上げる場合の賃借料に係る支出につき、政務調査費を充当できるか（事務所費関係の例1）。

議員や親族個人が所有するものではないことから政務調査費を充当することは可能であるが、県民の誤解を招かないよう、賃借料が市価と比較して相応であること、賃貸借契約書を作成すること、会社側で適切に賃借料収入を会計処理することなどに留意すべきである（乙A1の16頁）。

- 15 (3) 事務所におけるケーブルテレビの受信料に係る支出に政務調査費を充当できるか（事務費関係の例3）。

20 情報収集の目的である場合には政務調査費の充当が可能であるが、映画、音楽、スポーツチャンネル等の一般に娯楽性が高いと判断されるチャンネルを視聴するための受信料には支出できない（乙A1の17頁）。

- (4) 携帯電話料金に係る支出の按分は、どのようにすればよいか（事務費関係の例5）。

25 社会通念上、携帯電話料金に係る支出の大半が調査研究活動以外の活動に係るものであると推認されることから、個人使用に係る支出が最大で2分の1を占めるとし、通話時間、使用頻度等、使用実態に合わせて調査研究活動

に係る支出に相当する割合を計上することが適当である（乙A1の17頁）。

- (5) 議員が自家用車の運転専任の運転手を雇用した場合、その者の給料に係る支出の全額について政務調査費を充当できるか（人件費関係の例2）。

政務調査費は、飽くまでも調査研究活動に要する経費の支出に充当されるべきものであるから、自家用車の運転専任か否かという点ではなく、自家用車で調査研究活動を行ったか否かという点で充当の可否を判断すべきであり、運転手を利用した業務日数、時間等、実態に応じて適正に充当する必要がある（乙A1の18頁）。

5 領収書及び本件貼付用紙の記載事項

本件貼付用紙に貼付する領収書等には、宛名、金額、品名、発行者の住所氏名等が明記され、第三者が検証可能であることを要する。本件貼付用紙の「事業名、使途及び内容」欄には、具体的な事業名、使途及び内容を記載し、具体的には「高齢者福祉関係調査（平成〇〇年〇月〇日〇〇市）に関する交通費」という記載をする。さらに、同用紙の「備考」欄には、政務調査費を充当するに当たって支出の按分や支出の一部に対する充当をした場合には、その考え方や理由を記載するほか、タクシーや高速道路を利用した場合の利用区間等の特記事項を記載する。（以上、乙A1の28及び29頁）

6 会派への調査研究の委託等

本件政調費条例において政務調査費の交付対象は議員に限られるが、議員が調査研究活動を効率的に行うためには、必要に応じて所属する会派に調査研究活動を依頼する方法や複数の議員が共同で調査研究活動を行う方法を探ることが有効であり、各議員において調査研究活動の成果の共有が図られる点でも合理的である。また、調査研究活動に関して議員らに共通して行われる事務の一部、例えば、事務補助を行う職員の雇用や事務機器の利用などについて、議員らがこれらを共同で行うため、各議員が所属する会派に当該事務を依頼することは、経費の面からも効率的である。したがって、所属会派の調査研究活動が

定例的に継続して行われる場合、かかる事務の経費は、各議員が応分の負担額について支出し、それに政務調査費を充当することができる（乙A1の35頁、弁論の全趣旨）。

5 第5 前提事実（争いがないか後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

1 当事者

10 原告は、青森県の住民によって構成され、主たる事務所を青森県内に置く、青森県や弘前市などの不正、不当な行為を監視し、その是正を求める活動をする目的としている権利能力なき社団であり、被告は、青森県の執行機関である。

15 2 議員活動及び会派控室運営に係る経費の支出及び政務調査費の充当

本件各議員らから本件4議員らを除いた44名の議員ら（以下「本件44議員ら」という。）は、平成24年度において、それぞれ別表1～44（別表17の2及び3を除く。）のとおり、議員活動に係る各経費の支出の全部又は一部につき、政務調査費を充当した。

青森県議会には、当時、日本共産党会派、民主党会派及び自由民主党会派（以下「本件各会派」という。）の控室があり、本件各議員らは、別表47～49のとおり、同各室を運営するに当たっての経費の支出についても、その全部又は一部に政務調査費を充当した。

20 3 住民監査請求及び本訴訟の提起

(1) 住民監査請求（甲A2、弁論の全趣旨）

25 原告は、平成26年6月27日、青森県監査委員に対し、地自法242条1項に基づき、平成24年度に青森県が本件各議員らに交付した政務調査費について、前記2に記載した経費の支出は本件使途基準を逸脱するものであるから、被告に対し、かかる支出につき、本件各議員らに対して不当利得の返還を求めるなどのは是正措置を講ずるよう勧告することを求める住民監査請

求（以下「本件監査請求」という。）をした。

ただし、原告は、本件監査請求において、本件44議員ら、本件各会派、熊谷雄一議員（以下「熊谷議員」という。なお、同年度当時において議員であった者については、現在、議員の立場になくとも「議員」と称する。）及び花田栄介議員（以下「花田議員」という。）に係る政務調査費の支出について是正措置を求める一方、諏訪益一議員（以下「諏訪議員」という。）及び安藤晴美議員（以下「安藤議員」という。）に係る政務調査費の支出について是正措置を求めなかった。また、原告は、本件監査請求において、古村一雄議員（以下「古村議員」という。）の別表15のNo.20の1万9814円の支出（茶、コーヒー等の飲食費）のうち2092円の支出（コーヒー及びコーヒーフィルター代〔甲B15の2の整理番号262〕。以下「本件2092円支出」という。）に政務調査費が充当されたことにつき、具体的な指摘はしなかったが、同別表記載のその余の部分の支出については、同議員の議員事務所が後援会事務所と兼用しており、同事務所においては、調査研究活動、後援会活動、その他一般的な活動が混然と行われているから、かかる支出につき3分の1で按分した上で政務調査費を充当すべきである旨主張し、是正措置を求めた。さらに、原告は、本件監査請求において、畠山敬一議員（以下「畠山議員」という。）の別表29のNo.19の38万5770円の支出（事務機器リース料11か月分）のうち10万5210円の支出（事務機器リース料3か月分。以下「本件10万5210円支出」という。）に政務調査費が充当されたことにつき、具体的な指摘はしなかったが、同別表記載のその余の部分の支出については、同議員の議員事務所においては、調査研究活動、その他一般的な活動が混然と行われているから、かかる支出につき2分の1で按分した上で政務調査費を充当すべきである旨主張し、是正措置を求めた。

青森県監査委員は、平成26年9月2日付で、本件監査請求をいづれも

棄却する旨の決定（以下「本件決定」という。）をした。

(2) 本訴訟の提起（当裁判所において顕著な事実）

原告は、同年10月1日、本訴訟を提起した（以下、この当時の請求を「本件当初請求」という。）。

5 なお、原告は、本件当初請求において、本件各会派の控室に係る経費の支出につき、本件監査請求では正措置を求めたもの一部について、本件各会派がかかる支出を負担していることを前提として、本件4議員らを本訴訟において義務付けを求める不当利得返還請求の相手方としなかった。また、原告は、本件当初請求において、本件2092円支出及び本件10万5210円支出についての政務調査費の充当に係る不当利得返還請求の義務付けを求めていなかった。

(3) 平成27年10月22日及び同年11月4日の訴え変更の各申立て（当裁判所に顕著な事実）

原告は、平成27年10月22日及び同年11月4日に本訴訟についてそれぞれ訴え変更をした（以下、これらの訴え変更を「本件訴え変更」といい、これらによる変更後の請求を「本件変更後請求」という。）。

20 原告は、本件変更後請求において、本件各会派の控室に係る経費の支出につき、政務調査費の違法充当があるとの主張は変更しなかったが、本件各会派に所属する議員らがかかる支出を負担するものであることを前提とし、本件4議員らを本訴訟において義務付けを求める不当利得返還請求の相手方に追加するとともに、本件2092円支出及び本件10万5210円支出につき政務調査費の充当に係る不当利得返還請求の義務付けを新たに追加した。

第6 爭点及びこれに関する当事者の主張

1 訴え変更の適法性、監査請求前置及び出訴期間（本案前の主張）

25 (原告の主張)

(1) 諏訪議員及び安藤議員に係る請求に関する訴えについて（監査請求前置及

び訴え変更の適法性)

原告は、本件監査請求において、本件各会派の控室に係る経費の支出は本件各会派が負担していることを前提とし、本件当初請求においても、それを前提とした請求をしたものであるが、その後の被告の主張により、かかる支出が本件各会派に所属する議員らの負担であることが明らかになり、本訴訟において義務付けを求めていた不当利得返還請求の相手方が本件各会派に所属する議員らになることが判明したことから、本件訴え変更によって上記2名に係る請求を加えたものである。本件監査請求において、明示的には上記2名の氏名が記載されていなかったが、本件各会派の政務調査費の支出が違法であることは主張されており、客観的にはそれによって生ずる不当利得返還義務は本件各会派に所属する議員らにあったのであるから、実質的には、上記2名の議員らを相手方とする請求についても住民監査請求を経ており、このように解しても法的安定性を害することにも信義則に反することにもならないから、かかる訴え変更は適法である。

(2) 熊谷議員及び花田議員に係る請求に関する訴えについて（出訴期間）

本件当初請求では、義務付けを求める不当利得返還請求の相手方に上記2名の議員らは含まれておらず、本件訴え変更により初めてかかる2名の議員らが相手方とされたものであるが、前記(1)で述べたことからすれば、実質的には出訴期間を超過したものではなく、かかる訴え変更は適法である。

(3) 古村議員及び畠山議員に係る請求に関する訴えについて（監査請求前置及び訴え変更の適法性）

住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を、他の事項から区別し特定して認識できるように個別的、具体的に摘示する必要があるが、監査請求書及びこれに添付された事実証明書面の記載や監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の行為であることを監査委員が認識できる程度に摘示されていれば足り、その程

度を超えてまで当該行為等を個別的具体的に摘示する必要はない。

原告は、本件監査請求において、議員事務所や会派控室に関し、調査研究活動のみならず、後援会活動、政党活動等が混然として行われているのが実態であるから、議員事務所の経費の支出については、このことを考慮した按分率で按分した上で政務調査費を充当すべきであると明示し、本件44議員ら、本件各会派、熊谷議員及び花田議員に対して政務調査費の違法充当部分の是正措置を求め、その上で本訴訟の提起に至ったものであるから、本件2092円支出及び本件10万5210円支出についても政務調査費の違法充当部分の是正を求める趣旨であることを監査委員は十分に認識することができた。そして、原告は、本件2092円支出及び本件10万5210円支出について、本件監査請求及び本件当初請求において集計漏れがあり、被告の指摘を受けてそのことが判明し、本件訴えの変更をするに至ったにすぎないから、実質的に監査請求前置に反するものではない。

(被告の主張)

- (1) 諏訪議員及び安藤議員に係る請求に関する訴えについて（監査請求前置及び訴え変更の適法性）

原告は、本件監査請求において、日本共産党会派に対する不当利得返還請求の義務付けを求めていたものであり、諏訪議員及び安藤議員はその不当利得返還請求の相手方とされていなかった。したがって、本件訴え変更のうち上記2名の議員らに係る請求を追加する部分は、監査請求前置の趣旨に反するし、法的安定性を害し、信義則に反するものであって、不適法である。

- (2) 熊谷議員及び花田議員に係る請求に関する訴えについて（出訴期間）

原告は、本件当初請求において不当利得返還請求の相手方とされていなかった熊谷議員及び花田議員について、本件訴え変更（平成27年11月4日のもの）において、その相手方とする請求を追加したところ、平成26年9月2日付けにより本件決定がされていることからすると、本件変更後請求に

係る訴えのうち、上記2名の議員らに係る請求に関するものについては、地自法242条の2第2項1号所定の出訴期間の徒過後のものであるから、不適法である。

5 (3) 古村議員及び畠山議員に係る請求に関する訴えについて（監査請求前置及び訴え変更の適法性）

10 本件2092円支出及び本件10万5210円支出は、いずれも本件監査請求において監査の対象とされていなかったものであるし、そもそも、原告は、本件監査請求の段階から既に本件議員らのいかなる支出を問題にするのかを個別的具体的に摘示していたものであり、事後的に集計漏れが判明したという程度の理由により本件監査請求において監査を求めていなかった支出を請求の対象とすることは法的安定性を害するものであるから、本件訴え変更のうち、本件2092円支出及び本件10万5210円支出についての政務調査費の違法充當に係る不当利得返還請求の義務付けを新たに追加した部分は不適法である。

15 2 本件各議員又は本件各会派による政務調査費の充当の全部又は一部に共通する違法性について

(原告の主張)

20 (1) 議員活動のうち調査研究活動、後援会活動、政党活動及びその他政治団体等の活動のいずれにも属さない一般的な議員活動（以下「本件一般的な議員活動」という。）について

政務調査費制度の趣旨が地方議員の調査研究活動基盤の充実を図り、もって地方議会の審議能力を強化することにあり、その原資が住民の税金等の公金にあることに鑑みれば、政務調査費が充当されるべき支出は各自治体の政治に関する調査研究に資するもののみに厳格に制限されるべきであり、このことは地自法100条14項について「調査研究」に加え、「その他の活動」という文言をあえて加える改正がされたことからも裏付けることができる。

議員活動には、後援会活動、政党活動及びその他政治団体等の活動以外にも、各議員及び各会派の政策形成、政策論議等の充実に資する情報収集、先進事例の調査、専門的知見の活用等には該当しない本件一般的な議員活動も存在し、具体的には、①各種委員会や本会議への出席と議案の審議や議決、
5 ②他会派との折衝・協議、③行政当局に対する要望、意見具申等、④各議員及び各会派が既に形成している政策を実現するための他議員及び他会派への多数派工作、⑤行政当局に対する政策要求の提示及びその実行を要求する活動、⑥ある議案に対する賛否を討論するための原稿の起案、⑦他団体が主催する会合へ挨拶だけの出席をするための挨拶原稿の起案及び印刷、⑧ある議案に対する賛否に関する他議員及び他会派への多数派工作の電話、⑨議員が既に形成している意見に関する行政当局関係者への伝達、⑩議員と同じ会派の議員との各種打合せ、⑪一般市民からの諸処様々な相談事などがこれに該当し、かかる活動の経費の支出に政務調査費を充当することは本件使途基準に反する。

そして、議員事務所においては、調査研究活動のほか、本件一般的な議員活動も混然と行われているのが実態であるところ、議員事務所の設置、維持等にかかる経費（事務所費、事務費、人件費等）の支出は、調査研究活動のためでもあり、本件一般的な議員活動のためでもあることになるから、かかる支出全体につき政務調査費を充当することは本件使途基準に反することとなり、かかる支出については、本件一般的な議員活動も他の活動と均等に考慮した按分率で按分した上で政務調査費を充当するのが相当である。

(2) 携帯電話料金について

携帯電話は、社会通念上、私的使用に供される頻度が多いから、携帯電話料金の支出は、後援会活動、政党活動等のほか、私的使用分も考慮した按分率で按分して政務調査費を充当すべきである。

(3) 本件各会派の会派控室の運営等に係る経費の支出について

会派控室においては、調査研究活動のみならず、政党活動、後援会活動及び本件一般的な議員活動も混然と行われているのが通常であるから、会派控室の運営等に係る経費の支出については、少なくとも4分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり、これを超える政務調査費の充当は、本件使途基準に反し違法である。そして、会派控室の経費は、最終的に本件各会派に所属する議員らがそれぞれ負担するから、かかる違法な政務調査費の充當により生じた不当利得は、本件各会派に所属する議員らにある。

5 (被告の認否)

(1) 本件一般的な議員活動について

10 否認する。

原告は、本件一般的な議員活動に該当する議員活動の具体例として、①各種委員会や本会議への出席と議案の審議や議決、②他会派との折衝・協議、③行政当局に対する要望、意見具申等、④各議員及び各会派が既に形成している政策を実現するための他議員及び他会派への多数派工作、⑤行政当局に対する政策要求の提示及びその実行を要求する活動、⑥ある議案に対する賛否を討論するための原稿の起案、⑦他団体が主催する会合へ挨拶だけの出席をするための挨拶原稿の起案及び印刷、⑧ある議案に対する賛否に関する他議員及び他会派への多数派工作の電話、⑨議員が既に形成している意見に関する行政当局関係者への伝達、⑩議員と同じ会派の議員との各種打合せ、⑪一般市民からの諸処様々な相談事を挙げる。

しかし、上記①は、議員としての公務であり、各種委員会や議会への出席等については、法令等に従って議員報酬や旅費が支給されており、そもそもかかる活動の経費の支出には政務調査費が充当されることはない。また、本件使途基準でいえば、上記②～⑤及び⑧～⑪に係る経費は、活動の例として挙げられている「会派が行う議員総会・政調会・勉強会・打合せ等への出席」あるいは「国・県・関係団体等への要請活動」として調査研究費に該当し、

上記⑥に係る経費は、活動の例として挙げられている「質問及び討論等の原稿作成のための資料集の収集」として資料作成費に該当し、上記⑦に係る経費は、活動の例として挙げられている「国・県・民間団体等が主催する研修会・講演会・シンポジウム・フォーラム・セミナー・懇談会等への出席」として研修費に該当するし、これらによって新たな情報や知見が収集される事もあるから、かかる支出に政務調査費を充当することは本件使途基準に反しない。したがって、調査研究活動と区別された本件一般的な議員活動は存在せず、議員事務所の設置、維持等に係る経費の支出につき、本件一般的な議員活動も他の活動と均等に考慮した按分率で按分をして政務調査費を充当する必要はない。

10

なお、地自法100条14項の「調査研究」に「その他の活動」という文言を加える改正がされたのは、調査研究活動に含まれるか否かが明確でない活動があったことを踏まえ、当該活動に資する経費であれば同項の対象とできることを明示したものにすぎず、かかる改正が「調査研究」の解釈を厳格にする根拠となるものではない。

15

(2) 携帯電話料金について

否認する。

本件マニュアルにおいては、携帯電話料金に係る支出について、個人使用に係る支出が最大で2分の1を占めると考えるのが相当であり、通話時間、使用頻度等、使用実態に合わせて調査研究活動に係る支出に相当する割合を計上することが適当である旨指示されているところ、携帯電話料金に係る支出につき政務調査費を充当している議員らは、これに従っている。

20

(3) 本件各会派の会派控室の運営等に係る経費の支出について

否認する。

25

会派控室では、議員総会、政調会、勉強会、打合せ等がされ、県政の政策課題、執行部提出議案、議員発議等に関して、執行部から説明を受けたり、

議員同士で議論したりするなどといった活動が行われており、これらの活動は議員が新たな情報や知見を収集する機会となるものであり、調査研究活動に該当するから、かかる活動の経費の支出の全部について、政務調査費を充當することができる。

原告は、会派控室において、調査研究活動のほか、後援会活動、政党活動及び本件一般的な議員活動も混然と行われるのが一般的であるとするが、会派控室は、後援会事務所及び政党支部事務所を兼用しているものではなく、上記(1)のとおり、調査研究活動と区別される本件一般的な議員活動も存在しないから、会派控室の経費の支出につき4分の1に按分して政務調査費を充當する必要はない。また、仮に、かかる支出につき政務調査費を充當できない部分があったとしても、それによって生ずる不当利得が本件各会派に所属する議員らに帰属するとの法的根拠もない。

3 本件各議員及び本件各会派の個別の政務調査費の充当の違法性について

(原告の主張)

別表1～44（別表17の2及び3を除く。）「違法理由」欄記載の理由により、本件44議員らがそれぞれ同各別表「違法支出額」欄記載の各金額の部分につき政務調査費を充当したことは違法である。

また、別表47～49「違法理由」欄記載の理由により、本件各会派の運営に係る経費につき、それぞれ同各別表「違法支出額」欄記載の各金額の部分に政務調査費が充当されたことは違法であって、それによって生ずる不当利得は本件各会派に所属していた議員らから返還されるべきである。

(被告の認否)

いずれも否認する。

原告の主張に対する反論は、別表1～49「違法理由に対する反論」欄記載のとおりである。

第7 当裁判所の判断

1 訴え変更の適法性、監査請求前置及び出訴期間（本案前の主張）

(1) 諏訪議員及び安藤議員に係る請求に関する訴えについて（監査請求前置及び訴え変更の適法性）

住民訴訟につき、住民監査請求の前置を要することを定めている地自法242条の2第1項は、住民訴訟は住民監査請求の対象とした同法242条1項所定の財務会計上の行為又は怠る事実についてこれを提起すべきものと定めているが、同項には、住民が、住民監査請求において求めた具体的措置の相手方と同一の者を相手方として上記措置と同一の請求内容による住民訴訟を提起しなければならないとする規定は存在しない。また、住民は、住民監査請求をする際、監査の対象である財務会計上の行為又は怠る事実を特定して、必要な措置を講ずべきことを請求すれば足り、措置の内容及び相手方を具体的に明示することは必須ではなく、仮に、執るべき措置内容等が具体的に明示されている場合でも、監査委員は、住民監査請求に理由があると認めるとときは、明示された措置内容に拘束されずに必要な措置を講ずることができると解されるから、監査請求前置の要件を判断するために監査請求書に記載された具体的な措置の内容及び相手方を吟味する必要はないといわなければならない。そうすると、住民訴訟においては、その対象とする財務会計上の行為又は怠る事実について住民監査請求を経ていると認められる限り、住民監査請求において求められた具体的措置の相手方とは異なる者を相手方として上記措置の内容と異なる請求をすることも、許されると解すべきである。

（以上、最高裁平成6年（行ツ）第53号同10年7月3日第二小法廷判決・裁判集民事189号1頁）

本件監査請求においては、前提事実2及び3(1)のとおり、本件各会派の控室に係る経費の支出につき政務調査費を充当することが違法である旨の主張がされ、本件当初請求及び本件変更後請求においてもそれと同様の主張がされているから、本件監査請求、本件当初請求及び本件変更後請求を通じ、同

一の財務会計行為の違法性が一貫して主張されていたものと認めることができる。

したがって、原告が、本件監査請求において是正措置の相手方とせず、本件当初請求においても義務付けを求める不当利得返還請求の相手方としていなかった諏訪議員及び安藤議員について、本件変更後請求において初めて、義務付けを求める不当利得返還請求の相手方に追加したものであるもの、本件変更後請求は、本件各会派の控室に係る経費の支出に対する政務調査費の充当につき、本件監査請求を経ていると認めることができるから、かかる訴え変更も適法である。

10 (2) 熊谷議員及び花田議員に係る請求に関する訴えについて（出訴期間）

訴えの変更は、変更後の新請求については新たな訴えの提起にほかならないから、同訴えにつき出訴期間の制限がある場合には、同出訴期間遵守の有無は、変更前後の請求の間に訴訟物の同一性が認められるとき、又は両者間に存する関係から、変更後の新請求に係る訴えを当初の訴え提起の時に提起されたものと同視し、出訴期間の遵守において欠けるところがないと解すべき特段の事情があるときを除き、同訴えの変更の時を基準としてこれを決しなければならない（最高裁昭和54年（行ツ）第129号同58年9月8日第一小法廷判決・裁判集民事139号457頁、最高裁昭和59年（行ツ）第70号同61年2月24日第二小法廷判決・民集40巻1号69頁）。

20 本件においては、前提事実2及び3(1)のとおり、原告は、本件監査請求、本件当初請求及び本件変更後請求を通じて、本件各会派の控室の運営等に係る経費の支出に対する政務調査費の充当につき、同一の財務会計行為の違法性を一貫して主張していたと認めることができるから、かかる財務会計行為につき、本件変更後請求に係る訴えを本件当初請求に係る訴え提起の時に提起されたものと同視できる特段の事情があり、地自法242条の2第2項所定の出訴期間を遵守しているものということができる。

(3) 古村議員及び畠山議員に係る請求に関する訴えについて（監査請求前置及び訴え変更の適法性）

住民監査請求において、対象とする財務会計行為（財務会計上の行為又は怠る事実）は、他の事項から区別し特定して認識することができるよう、
個別的、具体的に摘示されることを要するが、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、監査請求の対象が特定の財務会計行為であることを監査委員が認識することができる程度に摘示されているのであれば、これをもって足りるのであり、上記の程度を超えてまで財務会計行為を個別的、具体的に摘示することを要するものではない（最高裁平成12年（行ヒ）第292号同16年
11月25日第一小法廷判決・民集58巻8号2297頁）。

そこで、本件2092円支出について検討すると、原告は、本件監査請求において、古村議員の別表15のNo.20の支出（茶、コーヒー等の飲食費。）のうち本件2092円支出（コーヒー及びコーヒーフィルタ一代）を除いた部分の政務調査費の充当につき、品名欄を「お茶、コーヒー他」と記載し、同議員の議員事務所が後援会事務所と兼用しており、同事務所においては、調査研究活動、後援会活動及び本件一般的な議員活動が混然と行われているから、かかる支出につき3分の1で按分した上で政務調査費を充当すべきである旨主張し、是正措置を求めていたものであるところ（甲A2、甲B15の2）、上記別表15のNo.20の本件2092円支出及びその余の支出の内容がほぼ同一であり、その余の支出につき主張されている違法事由は当然、本件2092円支出についても問題になることからすれば、監査委員において、原告が本件2092円支出に政務調査費が充当されたことも問題としていることを特定して認識することができたということができる。

次に、本件10万5210円支出について検討すると、原告は、本件監査請求において、畠山議員の別表29のNo.19の38万5770円の支出（事

務機器リース料 11か月分) のうち本件 10万5210円の支出(事務機器リース料 3か月分)を除いた部分の政務調査費の充当につき、品名欄を「事務機器リース料(パソコン、コピー機)」と記載し、同議員の議員事務所においては、調査研究活動及び本件一般的な議員活動が混然と行われているから、かかる支出につき 2分の 1 で按分した上で政務調査費を充当すべきである旨主張し、是正措置を求めたものであるから(甲 A 2)、本件 2092 円支出と同様ということができる。

したがって、原告は、本件監査請求において、本件 2092 円支出及び本件 10万5210円支出に政務調査費が充当されたことについても、是正措置を求めていたということができるから、本件変更後請求における上記充当に係る不当利得返還請求についても本件監査請求を経ていると認めることができるし、かかる請求を追加する訴え変更も適法である。

2 本件各議員又は本件各会派による政務調査費の充当の全部又は一部に共通する違法性について

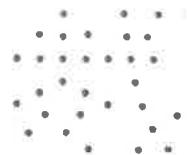
(1) 判断の枠組み

地自法 100 条 14 項は、政務調査費の交付につき、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができ、この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならないと規定した上、同条 15 項は、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものと規定している。これらの規定による政務調査費の制度は、地方分権の推進を図るために関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることに鑑み、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の

充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の経費の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである。（以上、最高裁平成17年（行フ）第2号同年11月10日第一小法廷決定・民集59巻9号2503頁）

これに加え、同条14項の規定を受けて本件使途基準が定められ、同基準は、事務所費につき「議員が行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」、事務費につき「議員が行う調査研究に係る事務の遂行に要する経費」、人件費につき「議員が行う調査研究を補助する職員の雇用に要する経費」と定めるなど、本件使途基準に定める調査研究のための必要性をその要件としていることからすれば、議員の当該活動の客観的な目的及び性質に照らして、議員の議会活動の基礎となる調査研究活動（本件使途基準の定めるもの。以下同じ。）との間に合理的関連性が認められない活動に関する経費の支出につき政務調査費を充当することは、本件使途基準に反するというべきであるが、議員の調査研究活動が多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要か否かについては、議員の合理的判断に委ねられる部分があることを踏まえると、上記合理的関連性の認められる活動につき、経費の支出をどの費目でどの程度行うかなどについては、議員の裁量に委ねられて いると解すべきであり、かかる裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用しない限り、当該支出は本件使途基準に適合するものというべきである（最高裁平成21年（行ヒ）第214号同22年3月23日第三小法廷判決・裁判集民事233号279頁、最高裁平成22年（行ヒ）第42号同25年1月25日第二小法廷判決・裁判集民事243号11頁参照）。

そして、本件マニュアルは、青森県議会において、議員がいかなる活動の経費の支出にどのように政務調査費を充当するかなどの事項につき判断するに当たって参考となるよう、本件使途基準を具体化する趣旨で作成されたものであるところ、本件マニュアルに法規範性を認めることはできないものの、



上記のとおり、上記事項を判断するに当たっては議員の裁量に委ねられていることを踏まえれば、本件マニュアルの定める目安等が本件使途基準等の法令の定めに照らして合理的である場合、それに従った政務調査費の充当は、客観的に見て調査研究活動と合理的関連性を有する活動の経費に係る支出に対する充当であるということができるから、特段の事情のない限り、かかる充当につき裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものではなく、違法とはならないと解すべきである。

(2) 本件一般的な議員活動について

本件マニュアルは、政務調査費の充当の範囲が社会通念上許容されるものである必要があることを踏まえ、議員事務所が後援会事務所、政党支部事務所及びその他の政治団体等の事務所を兼ねている場合、①諸事情（事務所費及び事務費においては使用時間数、使用面積等、人件費においては業務に従事する平均時間、日数等）を考慮した実際の使用実態や業務実態に合わせ、調査研究活動や業務が全体の活動や業務に占める割合により按分するか、又は、②使用実態や業務実態に合わせた按分を行うことが著しく困難な場合には、本件按分率表に従い、事務所の利用の形態により、活動の目的ごとに均等に按分することができるとしている（前記第3の2）。

これは、議員事務所に係る経費の支出が、客観的に見て調査研究活動と合理的関連性を有することを前提として、同事務所が後援会事務所、政党支部事務所及びその他の政治団体等の事務所を兼ねている場合、議員事務所においては、調査研究活動のほか、本来、政務調査費を充当してはならない経費の支出を伴う後援会活動や政党活動など（前記第3の3参照）が混然と行われることとなることを踏まえ、具体的な議員事務所の使用実態や職員の業務実態に合わせて議員事務所の経費の支出のうち、調査研究活動に係る部分に限定して政務調査費を充当することとする一方、かかる経費の支出について調査研究活動のものか、それ以外の活動のものかを明確に区別するのは困難

な場合があることから、本件按分率表のとおり、議員事務所において行われている各活動の目的の個数を基準とした形式的な按分率を定めることにより、各議員において簡明で画一的な政務調査費の充当の処理ができるようにしたものであると解され、政務調査費を充当できる経費の支出に係る活動を調査研究活動と合理的関連性を有するものに限定した法令の定めに照らして合理性を有すると認められる。

これに対し、原告は、議員活動には、後援会活動、政党活動及びその他政治団体等の活動以外にも、各議員及び各会派の政策形成、政策論議等の充実に資する情報収集、先進事例の調査、専門的知見の活用等には該当しない本件一般的な議員活動も存在し、かかる活動の経費の支出につき政務調査費を充当することも本件使途基準に反するから、議員事務所の経費の支出については、本件一般的な議員活動の存在も他の活動と均等に考慮した按分率で按分した上で政務調査費を充当すべきである旨主張する。しかしながら、本件使途基準において、「調査研究」の一般的な文理からは離れる活動であっても、議会審議のための資料作成（資料作成費）や議会活動等の広報活動（広報費）に要する費用が政務調査費の使途（調査研究に資するため必要な経費）として認められていることからすれば、字義通りの「調査研究」活動でないからといって、そのことから直ちに政務調査費を支出することができないものとなるものではない。また、原告が主張する本件一般的な議員活動も、後援会活動や政党活動と異なり、通常、調査研究活動の目的である議会活動に関連するものである上、その活動を通じて情報等を得、政策形成の充実等に資することもある。そうすると、本件一般的な議員活動について、後援会活動や政党活動などと同様に具体的な事実を離れてその性質・目的を定め、調査研究活動と截然と区別するのは相当ではない。さらに、本件において問題とされているのは、事務所費や人件費について、個別の活動に要した直接経費ではなく、個別の活動との関係が明確でないいわゆる間接経費というべき

ものである場合に、それが調査研究活動と合理的関連性を有することを前提に、そのうちどの程度について政務調査費を充当することができるのかという点であるところ、本件マニュアルの上記処理方法が法令に照らして合理性が認められることは上記のとおりであり、前記(1)のとおり、いかなる活動の経費の支出にどのように政務調査費を充当するかなどの事項について議員の裁量に委ねられていることを踏まえると、原告が主張する「議員事務所の経費の支出につき本件一般的な議員活動の存在も考慮した按分率で按分する」という処理方法を探らず、本件マニュアルの上記処理方法を選択したことが、議員において裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したことになるということはできない。したがって、原告の上記主張は採用できず、原告が主張する政務調査費の充当の違法事由のうち、上記主張に基づくものはいずれも認めることができない。

(3) 携帯電話料金について

本件マニュアルは、携帯電話料金の支出に係る政務調査費の充当について、社会通念上、携帯電話料金に係る支出の大半が調査研究活動以外の活動に係るものであると推認されることから、個人使用に係る支出が最大で2分の1を占めるとし、通話時間、使用頻度等、使用実態に合わせて調査研究活動に係る支出に相当する割合を計上することが適当であるとする（第3の4(4)）。これは、携帯電話は、その性質上、調査研究活動のほか、本来、政務調査費を充当してはならない経費の支出を伴う使用（前記第3の3参照）にも混然と供され、その内訳も明確とするのが困難であることを踏まえ、具体的な使用実態に合わせて、携帯電話料金の支出のうち、調査研究活動に係る部分に限定して政務調査費を充当することとする一方、調査研究活動に係る部分と私的な使用に係る部分を明確に区別するのは困難であることから、2分の1の按分率を目安に按分した上で政務調査費の充当をすることとし、各議員において簡明で画一的な政務調査費の充当の処理ができるようにしたものであ

ると解され、政務調査費を充当できる経費の支出に係る活動を調査研究活動と合理的関連性を有するものに限定した法令の定めに照らして合理性を有すると認められる。

これに対し、原告は、携帯電話が私的な使用にも供されていることから、その料金の支出につき、本件按分率表を参考に、後援会活動、政党活動等のほか、私的使用分を考慮した按分率で按分した上で政務調査費を充当すべきである旨主張する。しかしながら、本件マニュアルが、前記(2)のとおり、議員事務所の経費の支出につき、後援会活動、政党活動等を考慮した本件按分率表に従った按分率で按分した上で政務調査費を充当することを求めたのは、議員事務所が後援会事務所、政党支部事務所及びその他の政治団体等の事務所を兼ねている場合は、議員事務所において、上記各活動が行われ得る状態が並立していることが明らかであるからであり、携帯電話はこのような事務所の使用と離れて使用されているものであることを考慮すると、議員事務所の経費の支出における按分率の考え方を携帯電話料金の支出の按分率に直ちに採用することができるものではないことは明らかである。そして、上記のとおり、携帯電話料金の支出について、調査研究活動に係る部分及びそれ以外の部分の具体的な使用割合が不明である場合の按分率の目安を2分の1とした本件マニュアルの定めが、特段不合理であるとまではいえず、前記(1)のとおり、いかなる活動の経費の支出にどのように政務調査費を充当するかなどの事項につき議員の裁量に委ねられていることを踏まえると、議員において、本件マニュアルの上記目安に従って、携帯電話料金の支出を2分の1に按分した上で政務調査費を充当したことが、議員の上記裁量権の範囲を逸脱し又はそれを濫用するものになるということはできない。

したがって、原告の上記主張は採用できず、原告が主張する政務調査費の充当の違法事由のうち、上記主張に基づくものはいずれも認めることができない。

(4) 本件各会派の会派控室の運営等に係る経費の支出について

原告は、会派控室においては後援会活動、政党活動及び本件一般的な議員活動が混然と行われていることから、本件マニュアルの本件按分率表を参考に、会派控室の運営等に係る経費の支出につき、上記各活動の存在を考慮して、少なくとも4分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきである旨主張する。

しかしながら、本件マニュアルが、前記(2)のとおり、議員事務所の経費の支出につき、後援会活動、政党活動等を考慮した本件按分率表に従った按分率で按分した上で政務調査費を充当することを求めたのは、議員事務所が後援会事務所、政党支部事務所及びその他の政治団体等の事務所を兼ねている場合は、議員事務所において、上記各活動が行われ得る状態が並立していることが明らかであることになるからであり、これに対し、会派控室は、客観的に見て上記各団体の事務所を兼ねているものではなく、それにもかかわらず会派控室において後援会活動及び政党活動等が行われていることが通常であるとの事情は見当たらず、原告の上記主張は採用することができない（なお、会派控室の経費の支出について、本件一般的な議員活動を考慮した按分をするとの原告の主張を採用することができないことは、前記(2)で説示したとおりである。）。

したがって、会派控室の経費の支出に対する政務調査費の充当に関し、原告の主張は採用することができず、違法事由を認めることができない。

3 本件各議員の個別の政務調査費の充当（ただし、本件各会派に係るものと除く。）の違法性について

(1) 齊藤爾議員（別表1）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であると認められる（甲A1、甲B1、乙B1の1）から、本件按分率表によれば、議員事務所の

経費は、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

イ No.1～23, 26及び27について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はないから（前記2(2)），政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

ウ No.24及び25（運転手の人物費）について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由として、当該運転手は、調査研究活動に伴う運転業務（補助業務）に従事していた旨説明する（乙B1の1）。

そこで検討すると、上記説明の裏付けとして提出された本件貼付用紙（乙B1の2）に貼付された領収書には「政務調査運転手代として」と記載され、「事業名、使途及び内容」欄には「政務調査運転手」と記載され、どの期間の人物費であるか及び人物費の支払日のみが記載され、「備考」欄には、日当の額と勤務日が記載されているだけであり、当該運転手の勤務日において同議員がどこで何をしたのかは不明であり、したがって、具体的に同議員のいかなる業務について運転手による運転業務（補助業務）が必要であったかは不明であるところ、本件マニュアルが、第三者による検証が可能となるように、本件貼付用紙の記載内容として、具体的な事業名、使途及び内容を記載することを求めていること（前記第4の5）からすると、上記資料は上記説明の合理性を裏付けるものということはできず、そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。

したがって、上記支出は本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり、それを超えた政務調査費の上記充当は違法である。

エ No.28（事務員の人物費）について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由として、当該事務員に対しては、調査研究活動の補助業務について人件費の支払をしている旨説明する（乙B1の1）。

そこで検討すると、上記説明の裏付けとして提出された本件貼付用紙（乙B1の2）に貼付された領収証には「県政報告書作成・編集補助業務」、「県政報告書配布作業」、「県政報告書郵送までに係る補助業務」などと記載され、「事業名、使途及び内容」欄にも同様の記載と人件費の支払日が記載され、「備考」欄には、日当の額（5000円又は7000円）と勤務日（一月当たり3～10日）が記載されており、上記業務の具体的な内容は、調査研究活動と合理的な関連性を有することが認められるし、日当の額や勤務日も合理的なものであって、先に指摘した本件マニュアルの趣旨（前記ウ）からすれば、上記説明は合理的なものと認められる。

したがって、政務調査費の上記充当が違法であるということはできない。

オ 小括

原告主張の各違法事由のうち、No.24及び25は、別表1「認容額」欄記載の限りで認められ、その余は認められない。

(2) 高橋修一議員（別表2）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、後援会事務所、自民党支部事務所及び「青森県政治経済研究会」（政治団体）の事務所と兼用であると認められる（甲A1、甲B2の1～3、乙B2の1～5）から、本件按分率表によれば、議員事務所の経費は、4分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならず、No.1～3（ガス代及び電気代）は、同議員自身がその親族宅の検針メーターと兼用している旨説明する（乙B2の1）から、8分

の 1 に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

これに対し、同議員は、全ての支出（No. 1～7）につき、議員事務所において政党活動及び上記政治団体の活動がされていたことを前提としない按分率で按分した上で政務調査費を充当し、その理由について、議員事務所においては、後援会活動は行っていたが、それ以外の団体の活動ないし経費はなかった旨説明する（乙B 2 の 1）。

そこで検討すると、上記説明の裏付けとして提出された政治資金収支報告書（乙B 2 の 2～5）には、経常経費の支出がなかった旨の記載があるが、団体が存在するにもかかわらず、何も活動していないとか、経費はかかっていないという説明は、首肯し得るものではないし、同議員の議員事務所が上記各団体の事務所を兼ねていることを踏まえると、上記収支報告書の記載は、同各団体の活動に係る経費が調査研究活動に係るものと区別されていなかった結果であると解するのが自然である。そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。

したがって、No. 1～7 につき、上記のとおり、4 分の 1 又は 8 分の 1 に按分して政務調査費を充当することを要する。

イ 小括

同議員が、No. 1～3 の支出につき 8 分の 1 を超えて政務調査費を充当した部分、No. 4～7 の支出につき 4 分の 1 を超えて政務調査費を充当した部分はいずれも違法であり、それらの額は、いずれも別表 2 の No. 1～7 の「支出額」欄記載の金額の 2 分の 1 となるが、原告が義務付けを求める不当利得返還請求の請求額は同別表「違法支出額」欄記載の部分にとどまるから、その限りで認容し、最終的な認容額は同別表「認容額」欄記載のとおりとなる。

（3）田中順造議員（別表 3）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、後援会事務所、政党支部事務所及び「田中順造政経懇話会」（政治団体）の事務所と兼用であると認められる（甲A1, 甲B3の1～3, 乙B3の1～3）から、本件按分率表によれば、議員事務所の経費は、4分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。
5

これに対し、同議員は、全ての支出（No.1～6）につき、議員事務所において上記政治団体の活動がされていたことを前提としない按分率で按分した上で政務調査費を充当し、その理由について、議員事務所において上記政治団体の活動ないし経費はなかった旨説明する（乙B3の1）。

そこで検討すると、上記説明の裏付けとして提出された政治資金収支報告書（乙B3の2及び3）には、上記政治団体の経常経費が「0円」である旨の記載があるが、団体が存在するにもかかわらず、活動ないし経費はなかったという説明は、首肯し得るものではなく、議員事務所が上記政治団体の事務所を兼ねていることを踏まえると、上記収支報告書の記載は、上記政治団体の活動に係る経費が調査研究活動に係る経費と区別されていなかった結果であると解する方が自然である。そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。
10
15

したがって、No.1～6につき、議員事務所においてかかる団体の活動がされていたことを考慮した按分率で按分することを要し（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。），上記支出は、本件按分率表に従って4分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり、それを超えて了政務調査費の上記充当は違法である。
20

イ 小括

原告主張の各違法事由のうち、No.1～6については、別表3「認容額」欄記載の限りで認められるが、その余については認められない。
25

(4) 成田一憲議員（別表4）

ア No.1 及び 2 (事務所賃借料) について

原告は、同議員が、その子が代表者を務める株式会社成田林業土木（以下「成田林業土木」という。）から議員事務所を賃借していること（甲B4の1～5、乙B4の1）から、同議員の成田林業土木に対する賃料の支出に政務調査費を充当すると、実質的に成田林業土木から同議員へ政務調査費が還流することとなり、かかる充当は違法である旨主張する。

しかしながら、同議員に原告が指摘するような資金の還流をうかがわせる具体的な事情は見当たらないし、同議員と成田林業土木との間に賃貸借契約書が作成されている（乙B4の4）ところ、同賃貸借契約の賃料が市価と比較して相応であること（乙B4の3）、同社において同議員からの賃借料収入を適切に会計処理していること（乙B4の5）からすると、原告の上記主張は、具体的を欠くものであって採用することができない（なお、その余の原告の主張が採用できないことは、前記2(2)のとおり。）。

したがって、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

イ No.3～5 (人件費) について

原告は、同議員が議員事務所において雇用していた従業員が成田林業土木の従業員であった可能性がある旨主張するが、かかる事実を認めるに足りる証拠はなく、採用することができない（なお、その余の原告の主張が採用できないことは、前記2(2)のとおり。）。

したがって、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

ウ 小括

原告主張の各違法事由はいずれも認められない。

(5) 森内之保留議員 (別表5)

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であると認められる（甲A

1, 甲B5の1及び2, 乙B5の1, 3及び4)から, 本件按分率表によれば, 議員事務所の経費は, 2分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

イ No.5及び6について

同議員は, 上記支出につき, 本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ,かかる取扱いに問題はない(前記2(2))から, 政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

ウ No.7及び11(携帯電話料金)について

同議員は, 上記支出につき, 本件マニュアル(前記第4の4(4))に従つて2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ,かかる取扱いに問題はない(前記2(3))から, 政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

エ No.8及び9(ファクシミリ電話料金)について

同議員は, 上記支出につき, 本件按分率表に従つた按分をしないで政務調査費を充当し, その理由について, 上記のファクシミリの電話番号は, 一般に公開している電話番号とは異なるものであり, 青森県議会の執行部のみにしか伝えていないから, 執行部への照会及び執行部からの資料送付にしか用いられておらず, 調査研究活動にしか使用していない旨説明する(乙B5の5)。

しかしながら, 議員事務所にファクシミリ電話機が2台以上あることはうかがわれないし, この点をひとまずおくとしても, 議員事務所が後援会事務所を兼ねていることからすると, ファクシミリが執行部への照会及び執行部からの資料送付のみに使用されていたという説明が合理的であるとはいひ難い。ファクシミリを送信すると電話料金が発生することになるところ, 送信の相手方が同議員の電話番号を知っている必要はなく, ファクシミリの電話番号が公開されていなくとも, ファクシミリを

送信することによりファクシミリ電話機を後援会活動に使用することは可能であり、その場合、電話料金が発生することからすると、上記説明が合理的なものとは認められず、そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。

したがって、ファクシミリ電話料金の支出は、本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。），それを超えていた政務調査費の上記充当は違法である（なお、No.9について、別表5の「支出額」欄には別表「5・No.9」の「支出額」欄記載の各支出の合計額が記載されているところ、政務調査費を充当できるのは、かかる各支出の金額を2分の1に按分して1円未満の端数を切り捨てた金額の範囲に限られるため、政務調査費の充当が違法となる部分は、同別表「認容額」欄記載の各金額の合計になる。）。

才 No.10 (事務用品代)について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、上記事務用品は、調査研究活動にしか使用していない旨説明する（乙B5の5）。

しかしながら、同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であるから、同事務所において後援会の業務がなかつたはずはないと考えられるところ、上記説明の裏付けとして提出された本件貼付用紙等（乙B5の10及び11）によても、事務用品の具体的な使途は不明であり、事務用品が調査研究活動と合理的関連性を有する活動のみに用いられていたと認めることはできず、そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。

したがって、上記支出は、本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、それ以外の考慮が必要ないこ

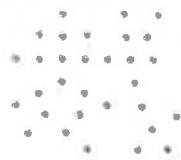
5 とは、前記2(2)のとおり。），それを超えてした政務調査費の上記充当は違法である（なお、No.10について、別表5の「支出額」欄には別表「5・No.10」の「支出額」欄記載の各支出の合計額が記載されているところ、政務調査費を充当できるのは、かかる各支出の金額を2分の1に按分して1円未満の端数を切り捨てた金額の範囲に限られるため、政務調査費の充当が違法となる部分は、同別表「認容額」欄記載の各金額の合計になる。）。

力 No.12及び13（事務員の人工費）について

10 同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、当該事務員に対しては、調査研究活動の補助業務について給与を支払った旨説明する（乙B5の1）。

15 そこで検討すると、同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であるから、同事務所において後援会の業務がなかったはずはないと考えられるところ、上記説明の裏付けとして提出された本件貼付用紙（乙B5の9）に貼付された領収証には「政務調査補助業務」とのみ記載され、「事業名、使途及び内容」欄には「政務調査補助人工費」と記載されているほかは、就業場所（青森市）と人工費の支払日しか記載されておらず、「備考」欄には、何も記載されてないことから、当該事務員が従事した業務の具体的な内容や実施日などは不明であり、先に指摘した本件マニュアルの趣旨（前記1ウ）からすれば、上記資料が上記説明の合理性を裏付けるものということはできず、そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。

20 したがって、上記支出は、本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。），それを超えてした政務調査費の上記充当は違法である。



キ 小括

原告主張の各違法事由のうち、No.8～10, 12及び13は、別表5「認容額」欄記載の限りで認められるが、その余は認められない。

(6) 菊池憲太郎議員（別表6）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、後援会事務所、政党支部事務所及び「むつ下北政経文化研究会」（政治団体）の事務所と兼用であると認められる（甲A1, 甲B6の1～3, 乙B6の1, 3, 4及び6）から、本件按分率表によれば、議員事務所の経費は、4分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

これに対し、同議員は、全ての支出（No.6～16）につき、議員事務所において上記政治団体の活動がされていたことを考慮しない按分率で按分した上で政務調査費を充当し、その理由について、電話及びファクシミリについては、上記政治団体は資金管理団体であるため使用することがなく、上記政治団体の活動に係るそれ以外の経費については、上記政治団体の活動以外のものに係る経費と区別して管理していた旨説明する（乙B6の1及び9）。

そこで検討すると、確かに、上記説明の裏付けとして提出された政治資金収支報告書（乙B6の6）には、経常経費の「備品・消耗品費」欄に1万5300円と記載され、これに該当する同政治団体宛ての領収証（コピー用紙代。乙B6の5）もあるから、No.10～12についてはともかく、上記政治団体が資金管理団体であったとしても、そのことから直ちに、電話やファクシミリを使用する必要が全くなかったといい得るかは疑問であるし、経常経費の「人件費」欄の3万円については、これを裏付ける証拠もなく、そもそも同議員の事務所が上記政治団体の事務所を兼ねていることを踏まえると、調査研究活動に係る経費なのか、上

記政治団体の活動に係る経費なのかを明確に分けて管理することは困難であり、同議員が主張するように資金の管理を厳密にしていたとは考えられない。そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。

したがって、No.6～16（なお、No.10～12は除く。）につき、議員事務所において上記政治団体の活動がされていたことを考慮した按分率で按分することを要する。

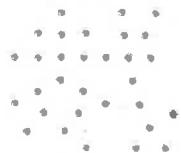
イ No.6～9（固定電話料金）について

同議員は、上記支出につき、2分の1に按分した上で政務調査費を充当し、その理由について、調査研究活動及び後援会活動にのみ利用される旨説明する（乙B6の1）。

そこで検討すると、上記支出に係る固定電話機（ファクシミリ電話機を含む。）は、調査研究活動のほか、後援会活動にも使用され、前記アのとおり、上記政治団体の活動にも使用されていたが、政党活動に使用されていない（乙B6の1、3、4及び9）。

したがって、本件按分率表に従って3分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。），それを超えてした政務調査費の上記充当は違法である（なお、No.7及び9について、別表6の「支出額」欄には複数の支出の合計額が記載されているところ、政務調査費を充当できるのは、本来、その個別の支出の金額を3分の1に按分して1円未満の端数を切り捨てた金額の範囲に限られ、同各欄に記載された金額を3分の1に按分した金額ではないが、原告は、かかる個別の支出の金額を明らかにしていないから、政務調査費の充当が違法となる部分は、同各欄記載の金額を3分の2に按分して1円未満の端数を切り上げた金額とすることとし、同別表「認容額」欄記載の各金額とする。）。

ウ No.10～13（事務用品代）について



同議員は、上記支出につき、前記アのとおりの本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、上記事務用品は、調査研究活動にしか使用していない旨説明する（乙B6の9）。

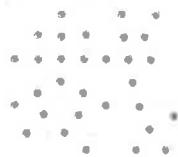
そこで検討すると、上記説明の裏付けとして提出された本件貼付用紙等（乙B6の11及び12）によても、事務用品の具体的な使途は不明であり、事務用品が調査研究活動と合理的関連性を有する活動のみに用いられていたとは考えられず、そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。

したがって、かかる事務用品代の支出は本件按分率表に従ってNo.10～12は3分の1、No.13は4分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。）、それを超えてした政務調査費の上記充当は違法である（なお、No.11及び12について、別表6の各「支出額」欄には、それぞれ別表「6・No.11」と「6・No.12」の「支出額」欄記載の各支出の合計額が記載されているところ、政務調査費を充当できるのは、かかる各支出の金額を3分の1に按分して1円未満の端数を切り捨てた金額の範囲に限られるため、政務調査費の充当が違法となる部分は、同各別表「認容額」欄記載の各金額の合計になる。）。

エ No.14及び16（事務員の人物費）について

同議員は、上記支出につき、前記アのとおりの本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、当該事務員に対しては、調査研究活動の補助業務について支払をした旨説明する（乙B6の1）。

そこで検討すると、同議員の事務所は、後援会事務所等と兼用であるから、同事務所において後援会の業務等がなかったはずはないと考えられるところ、上記説明の裏付けとして提出された本件貼付用紙（乙B6の



7) に貼付された領収証には「政務調査費給与」又は「調査整理アルバイト代」とのみ記載され、「事業名、使途及び内容」欄には平成24年4月分については人件費の支払日のみが記載され、同年6月分については人件費の支払日のほか「政務調査整理アルバイト」としか記載されておらず、「備考」欄には、何も記載されていないから、当該事務員が従事した業務の具体的な内容や実施日などは不明であり、先に指摘した本件マニュアルの趣旨（前記(1)ウ）からすれば、上記資料が上記説明の合理性を裏付けるものということはできない。また、雇用契約書（乙B6の8）に記載された業務内容等も調査研究活動の補助業務に限定されてもいないこと（2条(3)）からすると、かかる記載が上記説明の合理性を裏付けるものということはできない。そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。

したがって、かかる人件費の支出は本件按分率表に従って4分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。），それを超えて了政務調査費の上記充当は違法である。

才 No.15（運転手の人件費）について

同議員は、上記支出につき、前記アのとおりの本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、当該運転手に対しては、調査研究活動の補助業務について支払をした旨説明する（乙B6の1）。

そこで検討すると、上記説明の裏付けとして提出された本件貼付用紙（乙B6の7）につき、「事業名、使途及び内容」欄には「道の駅現地調査」、その実施日及びその調査先（田舎館村、弘前市、鶴田町及び森田村）が記載されており、かかる調査は、調査研究活動と合理的な関連性を有することが認められるし、その実施日及びその調査先も、当該運転

手が当該調査の補助業務にしか従事していないことと整合するものであって、先に指摘した本件マニュアルの趣旨（前記(1)ウ）からすれば、上記説明は合理的なものである。

したがって、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

5 カ 小括

原告主張の各違法事由のうち、No.6～14及び16は、別表6「認容額」欄記載の限りで認められるが、その余は認められない。

(7) 工藤義春議員（別表7）

ア 議員事務所の利用形態

10 同議員の議員事務所は、ほかの政治団体等の事務所と兼用ではないと認められる（甲A1、甲B7、乙B7の1）から、本件マニュアルによれば、議員事務所の経費は、按分することなく政務調査費を充当できる。

イ No.1～9及び11～13

15 同議員は、上記支出につき、本件マニュアルに従って按分することなく政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はない（前記2(2)）から、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

ウ No.10（携帯電話料金）について

20 同議員は、上記支出につき、本件マニュアル（前記第3の4(4)）に従つて2分の1よりも小さい3分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はない（前記2(3)）から、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

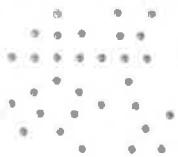
エ 小括

原告主張の各違法事由はいずれも認められない。

(8) 越前陽悦議員（別表8）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、自宅及び後援会事務所と兼用であると認められ



る（甲A 1，甲B 8，乙B 8の1～3）から、本件按分率表によれば、議員事務所の経費は、人件費以外は4分の1，人件費は2分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

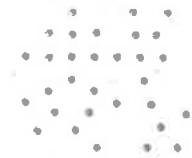
これに対し、同議員は、携帯電話料金以外の全ての支出（No.1～3，5及び7～13）につき、議員事務所において後援会活動がされていたことを前提としない按分率で按分した上で政務調査費を充当し、その理由について、議員事務所において後援会の活動ないし経費はなかった旨説明する（乙B 8の1）

そこで検討すると、上記説明の裏付けとして提出された政治資金収支報告書（乙B 8の2及び3）には、後援会の支出総額が「0円」である旨の記載があるが、後援会の性質上、何も活動していないとは考えられないから、議員事務所が後援会の事務所となっていたにもかかわらず、後援会はそこでは何も活動していなかった、あるいは活動していても経費はなかったという説明が合理的であるとはいひ難く、上記収支報告書の記載は、後援会の活動に係る経費が調査研究活動に係る経費と区別されていなかった結果であると解する方が自然である。そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。

したがって、No.1～3，5及び7～13につき、後援会活動に使用されていないと合理的に説明されない限り、議員事務所において後援会が活動していたことを考慮した按分率で按分することを要する。

イ No.1～3 及び5について

同議員は、上記支出につき、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、本件按分率表に従って4分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。），それを超えてした政務調査費の上記充当は違法である（なお、No.5について、別表8の「支出額」欄には複数の支出の合



計額が記載されているところ、政務調査費を充当できるのは、本来であれば、その個別の支出の金額を4分の1に按分して1円未満の端数を切り捨てた金額の範囲に限られ、同欄に記載された金額を2分の1に按分した金額ではないが、原告は、かかる個別の支出の金額を明らかにしないから、政務調査費の充当が違法となる部分は、同別表「支出額」欄記載の金額を2分の1に按分して1円未満の端数を切り上げた金額とすることとし、同別表「認容額」欄記載の金額とする。)。

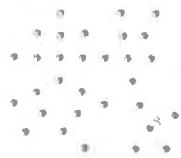
ウ No.4 及び 6 (携帯電話料金) について

同議員は、上記支出につき、本件マニュアル（前記第3の4(4)）に従つて、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はない（前記2(3)）から、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

エ No.7 及び 8 (事務員の人物費) について

同議員は、上記支出につき、前記アのとおりの本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、当該事務員に対しては、調査研究活動の補助業務について支払った旨説明する（乙B8の1）。

そこで検討すると、同議員の事務所は、後援会事務所を兼ねていたのであるから、同事務所において後援会の業務がなかつたはずはないと考えられるところ、上記説明の裏付けとして提出された本件貼付用紙（乙B8の4）に貼付された領収証には「政務調査補助代として」とのみ記載され、「事業名、使途及び内容」欄にはいつの期間の人物費であるかと人物費の支払日しか記載されておらず、「備考」欄には何も記載されていないから、当該事務員が従事した業務の具体的な内容や実施日などは不明であり、先に指摘した本件マニュアルの趣旨（前記(1)ウ）からすれば、上記資料が上記説明の合理性を裏付けるものということはできず、その



ほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。

したがって、上記支出は、本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。），それを超えて了政務調査費の上記充当は違法である。
5

オ No.9～13（事務員の人物費）について

同議員は、上記支出につき、前記アのとおりの本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、当該事務員に対しては、調査研究活動の補助業務について支払った旨説明する（乙B8の1）。
10

そこで検討すると、上記説明の裏付けとして提出された本件貼付用紙（乙B8の4）に貼付された領収証には「県議会報告配布業務代」と記載されているほか、日当の額及び勤務日数が記載され、「事業名、使途及び内容」欄にも同様の記載がされており、上記業務は、調査研究活動と合理的関連性を有することが認められるし、日当の額及び勤務日数は、当該事務員がかかる業務にしか従事していないことと整合するものであって、先に指摘した本件マニュアルの趣旨（前記(1)ウ）からすれば、上記説明は合理的である。
15

したがって、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

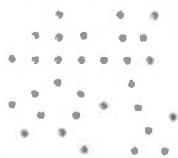
カ 小括

原告主張の各違法事由のうち、No.1～3、5、7及び8は、別表8「認容額」欄記載の限りで認められるが、その余は認められない。

(9) 小檜山吉紀議員（別表9）

ア No.1及び2（携帯電話料金）について

同議員は、上記支出につき、本件マニュアル（前記第3の4(4)）により、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱
25



いに問題はない（前記2(3)）から、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

イ No.3 及び4（後援会会計責任者的人件費）について

同議員は、議員事務所が後援会事務所と兼用となっていないが、当時の後援会会計責任者に対する人件費につき、調査研究活動の補助事務に係るものとして、政務調査費を充当し（甲B9の3の1～4、甲B9の4、乙B9の4），その理由について、当該事務員は、調査研究活動の補助業務に従事し、後援会の業務に関しては業務が少なかったため無給で行っていたものである旨説明する（乙B9の1及び4）。

そこで検討すると、上記説明の裏付けとして提出された政治資金収支報告書（甲B9の4）には、人件費の支出がなかった旨の記載があるが、政務調査費が充当された支出に係る本件貼付用紙（甲B9の3の1～4）に貼付された領収証は「政務調査補助事務」との記載のほかは、いつの期間の人件費であるかの記載しかなく、「事業名、使途及び内容」欄も同様の記載しかなく、「備考」欄には、何も記載されておらず、当該事務員が従事した業務の具体的な内容や実施日などは不明であるところ、先に指摘した本件マニュアルの趣旨（前記(1)ウ）からすれば、上記資料が上記説明の合理性を裏付けるものということはできない。そして、かかる職員が後援会の業務にも従事していたのであるから、仮にその業務量が少なかったとしても、その対価を支払わないというのは、首肯し得るものではなく、上記収支報告書の記載は、後援会の活動に係る経費が調査研究活動に係る経費と区別されていなかつた結果であると解する方が自然である。そのほか、上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらぬ。

なお、議員事務所は、同議員が代表者を務める社会福祉法人が運営する保育園と兼用となっている（甲A1、甲B9の1及び2、乙B9の1）

ところ、保育園は、後援会や政党支部と異なり政治団体ではなく、議員事務所の業務と保育園の業務は、客観的に大きく異なるものであるから、議員事務所の事務員が保育園の業務も行っているとは考え難く、同議員が、上記支出につき、議員事務所が上記保育園を兼ねていることを考慮した按分率で按分せずに政務調査費を充当したことが違法ということはできない。

したがって、上記支出は、上記職員が後援会活動にも従事していることを考慮して、本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。），それを超えてした政務調査費の上記充当は違法である。

ウ No.5及び6（後援会会計責任者ではない事務員の人事費）について

上記支出につき、議員事務所が保育園と兼用であることなどを考慮した按分率で按分して政務調査費を充当しなくとも違法ということはできないことは前記イと同様である。

したがって、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

エ 小括

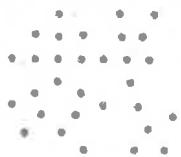
原告主張の各違法事由のうち、No.3及び4は、別表9「認容額」欄記載の限りで認められるが、その余は認められない。

(10) 工藤慎康議員（別表10）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、後援会事務所及び政党支部事務所と兼用であると認められる（甲A1、甲B10の1～3、乙B10の1～3）から、本件按分率表によれば、議員事務所の経費は、3分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

これに対し、工藤慎康議員は、全ての支出（No.1～9）につき、議員事務所において後援会活動がされていたことを前提としない按分率で按分



した上で政務調査費を充当し、その理由について、議員事務所において後援会活動をしていなかった旨説明する（乙B10の1）。

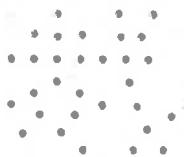
そこで検討すると、上記説明の裏付けとして提出された政治資金収支報告書（乙B10の2及び3）には、後援会の支出総額が「0円」である旨の記載があるが、後援会の性質上、何も活動していないとは考えられないから、議員事務所が後援会の事務所となっていたにもかかわらず、後援会はそこでは何も活動していなかった、あるいは経費はなかったという説明が合理的であるとはい難く、上記収支報告書の記載は、後援会の活動に係る経費が調査研究活動に係る経費と区別されていなかった結果であると解する方が自然である。そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。

したがって、No.1～9につき、議員事務所において、後援会活動がされていたことを考慮した按分率で按分することを要する。

イ No.1 及び2（固定電話料金）

工藤慎康議員は、上記支出につき、前記アのとおりの本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当しているが、政党支部事務所の電話は別にあり、議員事務所の電話は政党活動には利用されていないものの（甲A1、甲B10の2、乙B10の1）、前記アのとおり、議員事務所が後援会事務所を兼ねている以上、後援会活動の存在を考慮した按分率で按分した上で政務調査費を充当することは要する。

したがって、上記支出は、本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。）、それを超えていた政務調査費の上記充当は違法である（なお、No.2について、別表10の「支出額」欄には複数の支出の合計額が記載されているところ、政務調査費を充当できるのは、本来であれば、その個別の支出の金額を2分の1に按分して1円未満の



端数を切り捨てた金額の範囲に限られ、同欄に記載された金額を2分の1に按分した金額ではないが、原告は、かかる個別の支出の金額を明らかにしないから、政務調査費の充当が違法となる部分は、同欄記載の金額を2分の1に按分して1円未満の端数を切り上げた金額とすることとし、同別表「認容額」欄記載の金額とする。)。

5 ウ No.3～9（事務員の人工費）について

同議員は、上記支出につき、前記アのとおりの本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、当該事務員らに對しては、調査研究活動の補助業務について支払った旨説明する（乙B 10の1）。

そこで検討すると、同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であるから、同事務所において後援会の業務がなかったはずはないと考えられるところ、上記説明の裏付けとして提出された本件貼付用紙（乙B 10の4）に貼付された領収書には「政務調査補助業務」とのみ記載され、「事業名、使途及び内容」欄にも「政務調査補助業務」と記載されているほか、いつの期間の人工費であるか及び人工費の支払日しか記載されておらず、「備考」欄には、何も記載されていないか、「政務調査専用補助業務」としか記載されておらず、当該事務員らが従事した業務の具体的な内容や実施日などは不明であり、先に指摘した本件マニュアルの趣旨（前記(1)ウ）からすると、上記資料が上記説明の合理性を裏付けるものということはできない。また、労働条件通知書（乙B 10の5）にも、従事すべき業務の内容として政務調査に加えて「その他必要な業務」としか記載されていないことからすると、上記労働条件通知書が上記説明の合理性を裏付けるものということはできない。そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。

25 また、同議員は、当時の政党支部の事務担当者に対する人工費の支出に



つき、調査研究活動の補助事務に係るものとして、政務調査費を充當している（甲B10の2及び3、甲B10の4の1～12、乙B10の6）ところ、その理由について、上記職員は、調査研究活動の補助業務に従事し、政党支部の業務に関しては、業務が少ないとから無給で行っていたものである旨説明する（乙B10の1及び6）。しかしながら、政治資金収支報告書（甲B10の3）には人件費の支出がなかった旨の記載があるものの、上記職員が政党支部の業務にも従事していたのであるから、仮にその業務量が少なかったとしても、その対価を支払わないというのは、首肯し得るものではなく、上記収支報告書の記載は、政党支部の活動に係る経費が調査研究活動に係る経費と区別されていなかった結果であると解する方が自然である。そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。

したがって、上記支出は、前記アのとおりの本件按分率表に従って3分の1に按分した上で政務調査費を充當すべきであり、それを超えてした政務調査費の上記充當は違法である（なお、No.9について、別表10の「支出額」欄には別表「10・No.9」の「支出額」欄記載の各支出の合計額が記載されているところ、政務調査費を充當できるのは、かかる各支出の金額を3分の1に按分して1円未満の端数を切り捨てた金額の範囲に限られるため、政務調査費の充当が違法となる部分は、同別表「認容額」欄記載の各金額の合計になる。）。

エ 小括

原告主張の各違法事由のうち、No.1～9は、別表10「認容額」欄記載の限りで認められるが、その余は認められない。

(11) 相川正光議員（別表11）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、自宅及び後援会事務所と兼用であると認められ

る（甲A1，甲B11，乙B11の1～3）から、本件按分率表により、議員事務所の経費は、人件費以外のものは4分の1，人件費は2分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

これに対し、同議員は、携帯電話料金以外の全ての支出（No.1～11，13～18，20及び21）につき、議員事務所において後援会活動がされていたことを前提としない按分率で按分した上で政務調査費を充当し、その理由について、議員事務所において後援会の活動ないし経費はなかった旨説明する（乙B11の1）。

そこで検討すると、上記説明の裏付けとして提出された政治資金収支報告書（乙B11の2及び3）には、後援会の経常経費が「0円」である旨の記載があるが、後援会の性質上、何も活動していないとは考えられないから、議員事務所が後援会の事務所となっていたにもかかわらず、後援会はそこでは何も活動していなかった、活動をしていても経費はなかったという説明が合理的であるとはいひ難く、上記収支報告書の記載は、後援会の活動に係る経費が調査研究活動に係る経費と区別されていなかった結果であると解する方が自然である。そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。

したがって、携帯電話料金以外の全ての支出（No.1～11，13～18，20及び21）につき、議員事務所において後援会活動がされていたことを考慮した按分率で按分することを要する。

イ No.1～11及び13～18について

同議員は、上記支出につき、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、本件按分率表に従って4分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。），それを超えてした政務調査費の上記充当は違法である（なお、No.4，5，7，9，13，14，16及び18について、

別表11の「支出額」欄には複数の支出の合計額〔2分の1に按分されたもの〕が記載されているところ、政務調査費を充当できるのは、本来であれば、その個別の支出の金額を4分の1に按分して1円未満の端数を切り捨てた金額の範囲に限られ、同各欄に記載された金額を更に2分の1に按分した金額ではないが、原告が、かかる個別の支出の金額を明らかにしないから、政務調査費の充当が違法となる部分は、同各欄記載の金額を2分の1に按分して1円未満の端数を切り上げた金額とすることとし、同別表「認容額」欄記載の各金額とする。)。

ウ No.12及び19（携帯電話料金）について

同議員は、上記支出につき、本件マニュアル（前記第3の4(4)）に従つて、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はない（前記2(3)）から、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

エ No.20及び21（事務員の人工費）について

同議員は、上記支出につき、前記アのとおりの本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、当該事務員に対しては、調査研究活動の補助業務について支払った旨説明する（乙B1の1）。

そこで検討すると、同議員の事務所は、後援会事務所と兼用であるから、同事務所において後援会の業務がなかつたはずはないと考えられるところ、上記説明の裏付けとして提出された本件貼付用紙（乙B11の4）に貼付された領収証には「政務調査事務補助作業」とのみ記載され、「事業名、使途及び内容」欄にも同様の記載のほかは、いつの期間の人工費であるかと人工費の支払日しか記載されておらず、「備考」欄には何も記載されておらず、当該事務員が従事した業務の具体的な内容や実施日などは不明であり、先に指摘した本件マニュアルの趣旨（前記(1)ウ）

からすると、上記資料が上記説明の合理性を裏付けるものということはできず、そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。

したがって、上記支出は、本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。），それを超えて了政務調査費の上記充当は違法である。

オ 小括

原告主張の各違法事由のうち、No.1～11, 13～18, 20及び21は、別表11「認容額」欄記載の限りで認められるが、その余は認められない。

(12) 山谷清文議員（別表12）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であると認められる（甲A1, 甲B12の1及び2, 乙B12の1及び3）から、本件按分率表によれば、議員事務所の経費は、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

イ No.3～9, 14及び15について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はない（前記2(2)）から、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

ウ No.12及び13（携帯電話料金）について

同議員は、上記支出につき、本件マニュアル（前記第3の4(4)）に従つて、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はない（前記2(3)）から、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

エ No.10及び11（インターネット利用料）

同議員は、かかる支出につき何ら按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、インターネットを調査研究活動にしか使用していない旨説明する（乙B12の1）。

そこで検討すると、同議員の議員事務所では後援会の業務もあり、かかる業務にインターネットが不要であるとは考えられず、その利用の可能性は十分考えられるところ、上記説明の裏付けとして提出された本件貼付用紙等（乙B12の6及び7）によっても、ケーブルテレビやインターネットの具体的な使途は不明であり、これらが調査研究活動と合理的関連性を有する活動のみに用いられていたとは認められないから、上記資料から上記説明の合理性が裏付けられるものではなく、そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情も見当たらない。

したがって、上記支出は、2分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり、それを超えてした政務調査費の上記充当は違法である。

オ 小括

原告主張の各違法事由のうち、No.10及び11は、別表12「認容額」欄記載の限りで認められるが、その余は認められない。

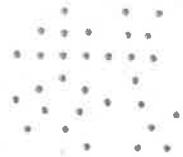
(13) 三橋一三議員（別表13）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所において後援会活動が行われていたと認められる（甲A1、甲B13、乙B13の1）から、本件按分率表によれば、議員事務所の経費は、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

イ No.1～6について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はない（前記2(2))から、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。



ウ 小括

原告主張の各違法事由はいずれも認められない。

(14) 蜷沢正勝議員（別表14）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であると認められる（甲A1, 甲B14の1, 乙B14の1）から、本件按分率表によれば、議員事務所の経費は、2分の1に按分した上で政務調査費を充当すれば足りる。

イ No.1～17について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当していることが認められる（乙B14の1）ところ、かかる取扱いに問題はない（前記2(2)）から、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

ウ 小括

原告主張の各違法事由はいずれも認められない。

(15) 古村議員（別表15）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、ほかの政治団体等の事務所と兼用ではないと認められる（乙B15の1）から、本件マニュアルによれば、議員事務所の経費の支出につき按分をしないで政務調査費を充当できる。

イ No.1～7, 10, 11, 13～20, 22及び23について

同議員は、上記支出につき、本件マニュアルに従い、按分をせずに政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はない（前記2(2)）から、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

ウ No.8及び21（携帯電話料金）について

同議員は、上記支出につき、本件マニュアル（前記第3の4(4)）に従つ

て2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はない（前記2(3)）から、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

エ 小括

原告主張の各違法事由はいずれも認められない。

(16) 相馬鋸一議員（別表16）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であると認められる（乙B16の1及び4）から、本件按分率表によれば、議員事務所の経費は、
2分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

イ No.3～5（人件費）について

雇用契約書記載の給与の額（乙B16の3）と本件貼付用紙に貼付された領収書の額（乙B16の2）を比較すると、同議員は、かかる支出につき、本件按分率表に従って、2分の1に按分した上で政務調査費を充当していることが認められるところ、かかる取扱いに問題はない（前記2(2)）から、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

ウ 小括

原告主張の各違法事由はいずれも認められない。

(17) 奈良岡央議員（別表17）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であると認められる（甲A1、甲B17、乙B17の1）から、本件按分率表によれば、議員事務所の経費は、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

イ No.1～3について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従って2分の1に按分した

上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はない（前記2(2)）から、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

ウ No.4 及び5（事務員の人物費）

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、当該事務員に対しては、調査研究活動の補助業務について支払った旨説明する（乙B17の1）。

そこで検討すると、同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であるから、同事務所において後援会の業務がなかつたはずはないと考えられるところ、上記説明の裏付けとして提出された本件貼付用紙（乙B17の2）に貼付された領収証には「給料」とのみ記載され、「事業名、使途及び内容」欄には、いつの期間の人物費であるかと人物費の支払日しか記載されず、「備考」欄には、「政務調査補助業務のみ従事」としか記載されておらず、当該事務員が従事した業務の具体的な内容や実施日などは不明であり、先に指摘した本件マニュアルの趣旨（前記(1)ウ）からすると、上記資料が上記説明の合理性を裏付けるものということはできない。また、雇用契約書（乙B17の3）には、事務員の業務内容として「政務調査活動についての補助業務に限る」との記載があるものの、同議員の議員事務所は、後援会事務所を兼ねていたのであるから、日常の業務においてそれぞれの業務が明確に区別されていたとは考えられず、そこに勤務する事務員が、自ずと調査研究活動の補助業務と混然一体となつた後援会業務に係る事務に従事することになる可能性は十分あると考えられるところ、当該事務員が、従事を求められた業務が調査研究活動の補助業務に当たるか否かの区別を明確に認識して業務に従事することは困難であるし、仮に調査研究活動の補助業務に該当しないと考えられるものに従事することを求められたとしても、これを拒むとも考え難いことからすると、上記雇用契約書の記載が上記説明の合理性を裏付け

るものということはできない。そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情も見当たらない。

したがって、上記支出は、本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり、それを超えて了政務調査費の上記充当は違法である。
5

エ 小括

原告主張の各違法事由のうち、No.4及び5については、別表17「認容額」欄記載の限りで認められるが、その余については認められない。

(18) 丸井裕議員（別表18）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であると認められる（甲A1、甲B18の1及び2、乙B18の1及び3～5）から、本件按分率表によれば、議員事務所の経費は、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

イ No.1～4（事務所賃借料及び灯油代）について

原告は、同議員が、自身が代表者を務める丸井商事株式会社（以下「丸井商事」という。）から議員事務所を賃借していること（甲B18の4、乙B18の5）から、同議員の丸井商事に対する賃料の支出に政務調査費を充当すると、実質的に、丸井商事から同議員へ政務調査費が還流することとなり、かかる充当は違法である旨主張する。
15
20

しかしながら、同議員に原告の指摘するような資金の還流をうかがわせる具体的な事情は見当たらないし、同議員と丸井商事との間に賃貸借契約書が作成されている（乙B18の5）ところ、その賃料が市価と比較して相応であること（乙B18の4）、同社において同議員からの賃借料収入を適切に会計処理していること（乙B18の6）からすると、原告の主張は、具体的根拠を欠くものであり採用することができない（な
25

お、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。)。

したがって、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

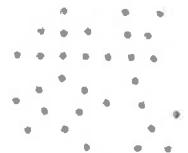
ウ No.5について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はない（前記2(2)）から、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

エ No.6～9（事務員の人事費）について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、当該事務員らに対しては、調査研究活動の補助業務について支払った旨説明する（乙B18の1）。

そこで検討すると、同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であるから、同事務所において後援会の業務がなかったはずはないと考えられるところ、上記説明の裏付けとして提出された本件貼付用紙（乙B18の2）に貼付された領収証には、いつの期間の人事費であるかのみが記載され、「事業名、使途及び内容」欄には「補助職員人事費」という記載のほか、いつの期間の人事費であるかと人事費の支払日しか記載されていないし、「備考」欄には、何も記載されておらず、当該事務員らが従事した業務の具体的な内容や実施日などは不明であるところ、先に指摘した本件マニュアルの趣旨（前記(1)ウ）からすると、上記資料が上記説明の合理性を裏付けるものということはできない。なお、同議員は、当時の後援会の事務担当者に対する人事費の支出につき、調査研究活動の補助事務に係るものとして、政務調査費を充当し（甲B18の2、甲B18の3の1～12、乙B18の3），その理由について、上記職員は、調査研究活動の補助業務に従事し、後援会の業務に関しては、業務が少なかったことから無給で行っていた旨説明する（乙B18の3）ところ、確かに、政治資金収支報告書（甲B18の2）には人事費の支出がなか



5 った旨の記載があるが、上記職員が、後援会の業務にも従事していたというのであるから、仮にその業務量が少なかったとしても、その対価を支払わないというのは、首肯し得るものではなく、上記収支報告書の記載は、後援会の活動に係る経費が調査研究活動に係る経費と区別されていなかつた結果であると解する方が自然である。そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情も見当たらない。

10 したがって、かかる人件費の支出は本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。），それを超えて了政務調査費の上記充当は違法である。

オ 小括

15 原告主張の各違法事由のうち、No.6～9は、別表18「認容額」欄記載の限りで認められるが、その余は認められない。

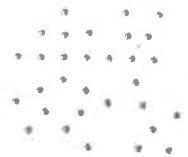
(19) 滝沢求議員（別表19）

ア 議員事務所の利用形態

20 同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であると認められ（甲A1，甲B19の1，乙B19の1），政党支部事務所と兼用であるとは認められない（甲B19の2）から、本件按分率表によれば、議員事務所の経費は、2分の1に按分した上で政務調査費を充当すれば足りる。ただし、No.1（駐車場使用料）の支出は、同議員自身が政党活動にも使用していたと説明している（乙B19の1）から、3分の1に按分した上で政務調査費を充当すれば足りる。

イ No.1 及び5～10について

25 同議員は、上記支出につき、前記アのとおり政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はない（前記2(2)参照）から、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。



ウ No.2～4（ファイル代）について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、ファイルは、「八戸市のまちづくりについての調査」において、資料を分類して整理する作業に用いたものであり、調査研究活動のみに使用したものである旨説明する（乙B19の1、3及び4）ところ、上記調査において情報整理として新聞の切り抜き等を複数のファイルに分類していく作業が実施されたこと（乙B19の2）、資料が数十個のファイルに分類されて棚に保管されていること（乙B19の2及び6）が認められるから、これらのファイルが調査研究活動と合理的関連性を有する活動のみに用いられていたと考えられ、上記説明は合理的である。

したがって、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

エ 小括

原告主張の各違法事由はいずれも認められない。

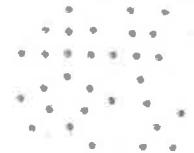
15 (20) 夏堀浩一議員（別表20）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、ほかの政治団体等の事務所と兼用ではないと認められる（乙B20の1、乙B20の2の1～3）から、本件マニュアルによれば、議員事務所の経費の支出は、按分をしないで政務調査費を充当できる。ただし、同議員自身が後援会活動にも使用していたと説明するNo.9（ウイルス対策用パソコンソフト代金）及び後援会の業務にも従事していたと説明するNo.10及び11（事務員の人物費）については、本件按分率表によれば、2分の1に按分した上で政務調査を充当しなければならない。

25 イ No.1、2、5、6及び9～11について

同議員は、上記支出につき、前記アのとおりに按分した上で政務調査費



を充当しているところ、かかる取扱いに問題はない（前記2(2)）から、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

ウ No.3 及び4（事務所賃借料）について

原告は、同議員が、その妻が代表者を務める有限会社芙蓉商事（以下「芙蓉商事」という。）から議員事務所を賃借していること（甲B20の3、乙B20の1、乙B20の2の1）から、同議員の芙蓉商事に対する賃料の支出に政務調査費を充当すると、実質的に、芙蓉商事から同議員へ政務調査費が還流することとなり、かかる充当は違法である旨主張する。

しかしながら、同議員に原告が指摘するような資金の還流をうかがわせる具体的な事情は見当たらないし、同議員と芙蓉商事との間に賃貸借契約書が作成されている（乙B20の2の1）ところ、その賃料が市価と比較して相応であること（乙B20の4）、同社において同議員からの賃借料収入を適切に会計処理していること（乙B20の5及び6）からすると、原告の上記主張は、具体的な根拠に欠けるものであって採用することができない。

したがって、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

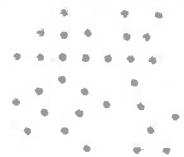
エ 小括

原告主張の各違法事由はいずれも認められない。

(21) 清水悦郎議員（別表21）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、後援会及び政党支部の事務所（同じ部屋）と同一の建物内であるものの異なる階にあり、後援会及び政党支部の事務所とは別個独立であると認められる（甲B21の1及び2、乙B21の1、乙B21の2の1及び2、乙B21の6及び7）から、本件マニュアルによれば、議員事務所の経費は、按分をしないで政務調査費を充当でき



る。

イ No.3 及び 4 (事務所賃借料) について

原告は、同議員が、自身が代表者を務める有限会社イーエスエム（以下「イーエスエム」という。）から議員事務所を賃借していること（乙B 21の2の1）から、同議員のイーエスエムに対する賃料の支出に政務調査費を充当すると、実質的にイーエスエムから同議員へ政務調査費が還流することとなり、かかる充当は違法であると主張する。

しかしながら、同議員に原告が指摘するような資金の還流をうかがわせる具体的な事情は見当たらないし、同議員とイーエスエムとの間に賃貸借契約書が作成されている（乙B 21の2の1）ところ、その賃料が市価と比較して相応であること（乙B 21の9），同社において同議員からの賃借料収入を適切に会計処理していること（乙B 21の10及び11）が認められることからすると、原告の上記主張は、具体的な根拠に欠けるものであって採用することができない。また、かかる支出が後援会活動及び政党活動に係るものと混同されるおそれがないことは、その事務所が兼用となっていないこと（前記ア）から明らかである（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。）。

したがって、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

ウ No.1 及び 2 (電気料金) について

原告は、上記支出につき、政務調査費の充当を認めると、イーエスエムから同議員に対して政務調査費が還流する旨主張するが、同社に対する電気料金の支払は、実費によるものであって（乙B 21の2の1・20条(4)），電力会社に対して支出されるものと変わらないから、原告の上記主張は、具体的な根拠を欠くものであって採用することができないことは、前記イと同様である。また、かかる支出が後援会活動及び政党活動に係るものと混同されるおそれがないことは、その事務所が兼用とな

つていないこと（前記ア）から明らかである（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。）。

したがって、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

エ No.5 及び6（駐車場使用料）について

原告は、上記支出につき、政務調査費の充当を認めると、イーエスエムから同議員に対して政務調査費が還流する旨主張するが、同社と同議員との間において契約書（乙B21の3）が作成され、金額も不相当とはいえないことなどからすれば、原告の上記主張は、具体的な根拠を欠くものであって採用することができないことは、前記イと同様である。

また、清水議員は、駐車場を2区画分賃借し（乙B21の3）、その使用料の2分の1に政務調査費を充当しているところ、議員事務所の所在する建物につき、同事務所分と後援会及び政党支部の事務所分の2室を賃借していたことからすれば、各室ごとに同程度の駐車区画の利用を想定して2分の1に按分することも不合理とはいえない（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。）。

したがって、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

オ No.7 及び13（携帯電話料金）について

同議員は、上記支出につき、本件マニュアル（前記第3の4(4)）に従つて、2分の1よりも小さい3分の1に按分した上で政務調査費を充当している（乙B21の1）ところ、かかる取扱いに問題はない（前記2(3)）から、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

カ No.8, 9, 11, 12及び14（パソコンリース料、コピー複合機リース料、インターネット利用料、写真印刷代）について

同議員は、上記支出のうち、インターネット利用料について、後援会及び政党支部の事務所と共に用いていることから、その3分の1を計上しているところ（乙B21の1），かかる取扱いが不合理ということはでき

ない。また、同議員は、それ以外の支出につき、全額を計上しているところ、客観的に見て、後援会活動及び政党活動に係る支出と混同されるおそれはないことは、前記アのとおりであるから、かかる処理に不合理はない（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。）。

したがって、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

キ No.10（固定電話料金）について

同議員は、上記支出につき、按分することなく政務調査費を充当し、その理由について、上記支出に係る固定電話機を議員事務所に設置していた旨説明する（乙B21の1）。

そこで検討すると、議員事務所に設置されていた固定電話機の電話番号（乙B21の2の1）は、後援会及び政党支部のもの（甲B21の1及び2）と同じものであり、同じ建物内の異なる階にあることを考慮しても、上記固定電話機は、後援会及び政党支部にも使用されていたと考えられ、客観的に見て、かかる支出につき、後援会及び政党支部の活動に係る支出と区別されていなかったものと認められる。

したがって、かかる支出は本件按分率表に従って3分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。），それを超えてした政務調査費の上記充当は違法である（なお、No.10について、別表21の「支出額」欄には複数の支出の合計額が記載されているところ、政務調査費を充当できるのは、本来、その個別の支出の金額を3分の1に按分して1円未満の端数を切り捨てた金額の範囲に限られ、同欄に記載された金額を3分の1に按分した金額ではないが、原告が、かかる個別の支出の金額を明らかにしないから、政務調査費の充当が違法となる部分は、同欄記載の金額を3分の2に按分して1円未満の端数を切り上げた金額とすることとし、

同別表「認容額」欄記載の金額とする。)。

ク No.15～18（事務員の人工費）について

同議員は、上記支出につき、2分の1に按分した上で政務調査費を充当し、その理由について、2名の事務員のうち1名は、後援会活動の補助業務にも従事しており、もう1名は、政党活動の補助業務にも従事していた旨説明する（乙B21の1）。

そこで検討すると、前記アのとおり、後援会事務所と政党支部事務所は兼用であり、その事務の実態は明確でないから、客観的に見て、上記事務員らが明確な役割分担をして後援会活動及び政党活動の各補助事務を担当していたとまでは認められず、上記説明の裏付けとして提出された本件貼付用紙（乙B21の8）に貼付された領収書には、いつの期間の人工費であるかの記載しかなく、「事業名、使途及び内容」欄にも、いつの期間の人工費であるかと人工費の支払日、按分率及び按分率の基礎となる活動しか記載されておらず、「備考」欄も何も書かれていなか、兼務が可能である旨の記載しかなく、当該事務員らが従事した業務の具体的な内容や実施日などは不明であるところ、先に指摘した本件マニュアルの趣旨（前記(1)ウ）からすると、上記資料が上記説明の合理性を裏付けるものということはできず、そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。

したがって、かかる人工費の支出は本件按分率表に従って3分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。），それを超えて了政務調査費の上記充当は違法である。

ケ 小括

原告主張の各違法事由のうち、No.10及び15～18は、別表21「認容額」欄記載の限りで認められるが、その余は認められない。

(22) 横浜力議員（別表22）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であると認められる（甲A1, 甲B22, 甲B22の2, 乙B22の1）から、本件按分率表によれば、議員事務所の経費は、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

イ No.1, 2, 7及び8について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はない（前記2(2)参照）から、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

なお、原告は、人件費（No.7及び8）について、同議員は、事務員のうち1名は後援会事務担当者であるにもかかわらず、その人件費につき政務調査費を充当している旨主張するが、同事務員が後援会活動の補助業務のみに従事していると認めるに足る証拠はなく、上記のとおり、同議員は、上記支出につき、かかる事務担当者が調査研究活動だけでなく、後援会活動の補助業務にも従事していることを考慮し、本件按分率表に従って2分の1に按分しているのであるから、同議員の上記取扱いに何ら不合理はない。

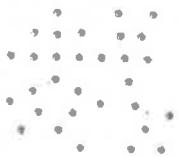
ウ No.3及び4（携帯電話料金）について

同議員は、上記支出につき、本件マニュアル（前記第3の4(4)）に従つて、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はない（前記2(3)）から、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

エ 小括

原告主張の各違法事由はいずれも認められない。

(23) 沼尾啓一議員（別表23）



ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であると認められる（甲A 1，甲B 2 3，乙B 2 3の1）から、本件按分率表によれば、議員事務所の経費は、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

イ No.2～11及び13～17について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従って、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はない（前記2(2)）から、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

ウ No.1及び12（携帯電話料金）について

沼尾議員は、上記支出につき、本件マニュアル（前記第3の4(4)）に従って、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はない（前記2(3)）から、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

エ No.18及び19（事務員の人物費）について

沼尾議員は、上記支出につき、本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、別の事務員は、調査研究活動の補助業務以外の業務にも従事していたが、当該事務員は、調査研究活動の補助業務にのみに従事していた旨説明する（乙B 2 3の1）。

そこで検討すると、同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であり、後援会の業務があったことは明らかであり、仮に、調査研究活動の補助業務以外の業務にも従事する職員がいたとしても、そのことから直ちに、当該職員が調査研究活動の補助業務以外の業務に従事することはないということができるものではないところ、上記説明の裏付けとして提出された本件貼付用紙（乙B 2 3の2）に貼付された領収証には、どの期間の人物費であるかのみが記載され、「事業名、使途及び内容」欄には

5

「政務調査専用」との記載のほか、人件費の支払日の記載しかなく、
「備考」欄には、何も記載されておらず、当該事務員が従事した業務の
具体的な内容や実施日などは不明であり、先に指摘した本件マニュアルの
趣旨（前記(1)ウ）からすると、上記資料が上記説明の合理性を裏付ける
ものということはできず、そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は
見当たらない。

したがって、上記支出は、本件按分率表に従って2分の1に按分した上
で政務調査費を充当すべきであり、それを超えて了した政務調査費の上記
充当は違法である。

10

オ 小括

原告主張の各違法事由のうち、No.1.8及び1.9は、別表2.3「認容額」
欄記載の限りで認められるが、その余は認められない。

(24) 藤川友信議員（別表2.4）

ア 議員事務所の利用形態

15

同議員の議員事務所は、ほかの政治団体等の事務所と兼用ではないと認
められる（甲B.2.4の1及び2、乙B.2.4の1及び3）から、本件マニ
ュアルによれば、議員事務所の経費は、按分をしないで政務調査費を充
当できる。ただし、No.1及び2（事務機器リース料）は、被告が、同議
員が後援会活動にも使用していたと主張するから、2分の1に按分した
上で政務調査費を充当しなければならない。

20

イ No.1～4について

同議員は、上記支出につき、前記アのとおり政務調査費を充当している
ところ、かかる取扱いに問題はない（前記2(2)）から、政務調査費の上
記充当が違法ということはできない。

25

ウ 小括

原告主張の各違法事由はいずれも認められない。

(25) 川村悟議員（別表25）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であると認められる（甲B25の1及び2、乙B25の1）から、本件按分率表によれば、議員事務所の経費は、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

イ No.1～15について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はないから（前記2(2)），政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

ウ 小括

原告主張の各違法事由はいずれも認められない。

(26) 櫛引ユキ子議員（別表26）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であると認められる（甲A1、甲B26、乙B26の1～3）から、本件按分率表によれば、議員事務所の経費は、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。ただし、No.10～12（ファクシミリ電話機インクリボン代）は、同議員自身が私的にも使用していたと説明する（乙B26の1）から、本件按分率表によれば、4分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

これに対し、同議員は、全ての支出（No.1～14）につき、議員事務所において後援会活動がされていることを前提としない按分率で按分した上で政務調査費を充当し、その理由について、議員事務所において後援会の活動ないし経費はなかった旨説明する（乙B26の1）。

そこで検討すると、上記説明の裏付けとして提出された政治資金収支報

告書（乙B26の2及び3）には、後援会の支出総額が「0円」である旨の記載があるが、後援会の性質上、何も活動をしていないとは考えられないから、議員事務所に後援会事務所が置かれていたにもかかわらず、後援会はそこでは何も活動していなかった、あるいは、活動はしていても経費はなかったとする説明が合理的であるとはいひ難く、上記収支報告書の記載は、後援会の活動に係る経費が調査研究活動に係る経費と区別されていなかった結果であると解する方が自然である。そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。

したがって、No.1～14につき、議員事務所において後援会活動がされていたことを考慮した按分率で按分することを要する。

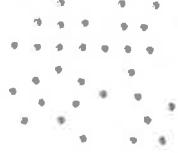
イ No.1～12について

上記支出は、本件按分率表に従って前記アのとおり政務調査費を充当すべきであるから（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。），それを超えて了政務調査費の充当は違法である。

ウ No.13及び14（事務員の入件費）について

同議員は、上記支出につき、前記アのとおりの本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、当該事務員に対しては、調査研究活動の補助業務について支払った旨説明する（乙B26の1）。

そこで検討すると、同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であるから、同事務所において後援会の業務がなかったはずはないと考えられるところ、上記説明の裏付けとして提出された本件貼付用紙（乙B26の4）に貼付された領収証には、せいぜい「政務調査補助として」との記載しかなく、「事業名、使途及び内容」欄には、「政務調査補助（情報収集・資料整理）」との記載のほか、いつの期間の入件費であるか、入件費の額及び入件費の支払日の記載しかなく、「備考」欄には、何も



記載されておらず、当該事務員が従事した業務の具体的な内容や実施日などは不明であり、先に指摘した本件マニュアルの趣旨（前記(1)ウ）からすると、上記資料が上記説明の合理性を裏付けるものということはできず、そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。

したがって、かかる人件費の支出は、前記アのとおり、本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。），それを超えて了政務調査費の上記充当は違法である。

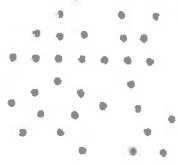
エ 小括

同議員が、No.1～9、13及び14の支出につき2分の1を超えて政務調査費を充当した部分、No.10～12の支出につき4分の1を超えて政務調査費を充当した部分はいずれも違法であり、No.10～12の違法支出額はいずれも別表26「支出額」欄記載の金額の2分の1となるが、原告が義務付けを求める不当利得返還請求の請求額は同別表「違法支出額」欄記載の部分にとどまるから、その限りで認容することとし、最終的な認容額は同別表「認容額」欄記載のとおりとなる。

(27) 関良議員（別表27）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所の所在地について、「ふるさと便利帳」（甲A1）と「関良だより」（乙B27の5）とでは異なる住所が記載されているところ、前者は、議員の連絡先を記載しているものであって「（事務所）」との記載の趣旨は必ずしも明らかでなく、後者は、同議員の議会活動に関する広報誌であって、議員としての業務が行われている場所、すなわち、議員事務所の住所が記載されているものと考えるのが自然であり、同議員の議員事務所は、ほかの政治団体等の事務所と兼用となつていいものと認められる（乙B27の1）から、本件マニュアルによ



れば、議員事務所の経費は、按分しないで政務調査費を充当できる。ただし、No.1～6, 8～10及び12～14（水道料金、ガス料金、灯油代、電気料金、警備料金、インターネット利用料、固定電話料金）については、同議員自身が自宅と兼用であったと説明する（乙B27の4, 弁論の全趣旨）から、本件按分率表によれば、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

イ No.1～6, 8～10, 12～14及び18～20について

同議員は、上記支出につき、前記アのとおり政務調査費を充当しているから（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり）、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

ウ No.11及び15～17（携帯電話料金）について

同議員は、上記支出につき、本件マニュアル（前記第3の4(4)）に従つて、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はない（前記2(3)）から、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

エ 小括

原告主張の各違法事由はいずれも認められない。

(28) 吉田絹江議員（別表28）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であると認められる（甲A1, 甲B28, 乙B28の1～3）から、本件按分率表によれば、議員事務所の経費は、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

これに対し、同議員は、議員事務所に係る全ての支出（No.43～80）につき、議員事務所において、後援会活動がされていたことを前提としない按分率で按分した上で政務調査費を充当し、その理由について、議

員事務所において後援会の活動ないし経費はなかった旨説明する（乙B 28の1）。

そこで検討すると、上記説明の裏付けとして提出された政治資金収支報告書（乙B 28の2及び3）には、後援会の支出総額が「0円」である、あるいは人件費が「0円」である旨の記載があるが、後援会の性質上、何も活動していないとは考えられないから、議員事務所が後援会の事務所となっていたにもかかわらず、後援会はそこでは何も活動していなかった、あるいは活動をしていても経費はなかったという説明が合理的であるとはいひ難く、上記収支報告書の記載は、後援会の活動に係る経費が調査研究活動に係る経費と区別されていなかった結果であると解する方が自然である。そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらぬ。

したがって、No.43～80につき、議員事務所において、後援会活動がされていたことを考慮した按分率で按分することを要する。

イ No.43～77（事務用品代）について

上記支出は、本件按分率表に従って、前記アのとおり2分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、その余の原告の主張が採用できないことは、前記2(2)のとおり。），それを超えて了政務調査費の上記充当は違法である。

ウ No.78～80（事務員の人件費）について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、当該事務員に対しては調査研究活動の補助業務について人件費を支払った旨説明する（乙B 28の1）。

そこで検討すると、同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であるから、議員事務所において後援会の業務がなかったはずはないと考えられるところ、上記説明の裏付け資料として提出された本件貼付用紙（乙



B 28 の 4) をみると、貼付された領収証には、いつの期間の人事費（給与）であるかのみが記載され、「事業名、使途及び内容」欄には「政務調査専用事務員」という記載のほか、いつの期間の人事費であるかと人事費の支払日の記載しかなく、「備考」欄には何も記載されておらず、当該事務員が従事した業務の具体的な内容や実施日などは不明であり、先に指摘した本件マニュアルの趣旨（前記(1)ウ）からすれば、上記資料が上記説明の合理性を裏付けるものということはできない。また、
10 雇用契約書（乙B 28 の 5）に記載された業務内容は、調査研究活動の補助業務などとする記載があるものの、議員事務所は後援会事務所を兼ねていたのであるから、日常の業務においてそれぞれの業務が明確に区別されていたとは考えられず、そこに勤務する事務員が、自ずと調査研究活動の補助業務と混然一体となつた後援会業務に係る事務に従事することになる可能性は十分にあると考えられるところ、当該事務員が、従事を求められた業務が調査研究活動の補助業務に当たるか否かの区別を明確に認識して業務に従事することは困難であるし、仮に調査研究活動の補助業務に該当しないと考えられるものに従事することを求められたとしても、これを拒むとも考え難いことからすると、上記雇用契約書の記載が上記説明の合理性を裏付けるものということはできない。そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。

20 したがつて、上記支出は、本件按分率表に従つて 2 分の 1 に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、その余の原告の主張が採用できないことは、前記 2(2)のとおり。），それを超えて了政務調査費の上記充当は違法である。

エ No.1, 2 及び 13 ~ 42 (会派控室の経費) について

25 上記支出につき、原告は、本件按分率表を参考に、後援会活動、政党活動及び本件一般的な議員活動の存在を考慮して、少なくとも 4 分の 1 に

按分した上で政務調査費を充当すべきである旨主張するが、かかる主張が認められないことは前記2(4)と同様である。

したがって、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

オ 小括

原告が主張する各違法事由のうち、No.4 3～8 0は、別表2 8 「認容額」欄記載の限りで認められるが、その余は認められない。

(29) 島山議員（別表2 9）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、ほかの政治団体等の事務所と兼用ではないと認められる（乙B 2 9の1及び2）から、本件マニュアルによれば、議員事務所の経費の支出につき按分をしないで政務調査費を充当できる。

イ No.1～7, 9, 13及び16～24について

同議員は、上記支出につき、本件マニュアルに従い、按分をせずに政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はないから（前記2(2)），政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

ウ No.8, 14及び15（会派控室の経費）について

上記支出につき、原告は、本件按分率表を参考に、後援会活動、政党活動及び本件一般的な議員活動の存在を考慮して、少なくとも4分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきである旨主張するが、かかる主張が認められないことは前記2(4)と同様である。

したがって、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

エ No.10～12及び25～28（携帯電話料金及びタブレット型コンピューター利用料）について

島山議員は、かかる支出につき、本件マニュアル（前記第3の4(4)）に従って、2分の1ないしそれよりも小さい3分の1に按分した上で政務調査費を充当している（なお、タブレット型コンピューターの携帯電話

との類似性からすれば、タブレット型コンピューター利用料の支出につき、政務調査費を充当するに当たっては、携帯電話料金の支出に関する本件マニュアルの定め〔前記第3の4(4)〕と同様の処理をすることが合理的である。）ところ、かかる取扱いに問題はないから（前記2(3)）、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

5 才 小括

原告が主張する各違法事由はいずれも認められない。

(30) 伊吹信一議員（別表30）

ア 議員事務所の利用形態

10 同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であると認められ（甲A1、甲B30、乙B30の3），同議員は、議員事務所が自宅に設置されていたと説明しているから（乙B30の1），本件按分率表によれば、議員事務所の経費は、4分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

15 これに対し、同議員は、後援会活動に係る事務は、後援会の会計責任者の自宅で行われ、議員事務所において後援会活動は行われていない旨説明し（乙B30の1），後援会の会計責任者も同様の説明をする（乙B30の2）が、かかる説明を裏付ける客観的証拠は何一つなく、むしろ後援会について政治資金規正法上の資金管理団体として青森県選挙委員会に届け出られていた住所が議員事務所と一致している（乙B30の1～3）など後援会事務所が議員事務所と兼用となっていたことを裏付ける事実が認められることからすれば、上記説明は採用することができない。この点は、コピー機リース料及びカウンター料（No.18～20）に係る説明（乙B30の4～6）についても同様である。

20 したがって、議員事務所の経費につき、政務調査費を充当するに当たり、上記のとおり按分することを要する。

イ №.6～9 及び 18～20について

上記支出は、本件按分率表に従って、前記アのとおり 4 分の 1 に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、その余の原告の主張が採用できないことは、前記 2(2)のとおり。），それを超えてした政務調査費の上記充当は違法である（なお、№.8について、別表 30 の「支出額」欄には複数の支出の合計額が記載されているところ、政務調査費を充当できるのは、本来であれば、その個別の支出の金額を 4 分の 1 に按分して 1 円未満の端数を切り捨てた金額の範囲に限られ、同欄に記載された金額を 2 分の 1 に按分した金額ではないが、原告において、かかる個別の支出の金額を明らかにしなかったものであるから、政務調査費の充当が違法となる部分は、同欄記載の金額を 2 分の 1 に按分して 1 円未満の端数を切り上げた金額とすることとし、同別表「認容額」欄記載の金額とする。また、№.20について、別表 30 の「支出額」欄には別表「30・№.20」の「支出額（充当額）」欄記載の金額の合計額が記載されているところ、政務調査費を充当できるのは、同別表「本来の支出額」欄記載の各金額を 4 分の 1 に按分して 1 円未満の端数を切り捨てた金額の範囲に限られるため、政務調査費の充当が違法となる部分は、同別表「認容額」欄記載の各金額の合計になる。）。

ウ №.21 及び 24（事務用品代）について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、上記事務用品は、調査研究活動にしか使用していない旨説明する（乙B30の1）。

そこで検討すると、上記説明の裏付けとして提出された本件貼付用紙等（乙B30の4～6）によつても、上記事務用品の具体的な使途は不明であり、上記事務用品が調査研究活動と合理的関連性を有する活動のみに用いられていたとは認められない。そのほか、上記説明の合理性を裏

付ける資料は見当たらない。

したがって、上記支出は、本件按分率表に従って4分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、その余の原告の主張が採用できることはないことは、前記2(2)のとおり。），それを超えて了政務調査費の上記充当は違法である。
5

エ No.22及び23（携帯電話料金）について

同議員は、上記支出につき、本件マニュアル（前記第4の4(4)）により、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はないから（前記2(3)），政務調査費の上記充当が違法ということはできない。
10

オ No.1～5及び10～17（会派控室の経費）について

上記支出につき、原告は、本件按分率表を参考に、後援会活動、政党活動及び本件一般的な議員活動の存在を考慮して、少なくとも4分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきである旨主張するが、かかる主張が認められないことは前記2(4)と同様である。
15

したがって、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

カ 小括

原告が主張する各違法事由のうち、別表30のNo.6～9及び18～20は、別表30「認容額」欄記載の限りで認められ、その余の部分は認められず、別表30のNo.21及び24の認容額は「支出額」欄記載の各金額の4分の1を同各金額から控除した額となるが、原告が義務付けを求める不当利得返還請求の請求額は同別表「違法支出額」欄記載の部分にとどまっているから、その限りで認容することとし、最終的な認容額は同別表「認容額」欄記載のとおりとなる。
25

(31) 渋谷哲一議員（別表31）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であると認められるから（甲B31の1及び2、乙B31の1），本件按分率表によれば、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

イ No.1～14について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当するか、上記支出額の2分の1よりも少ない部分につき政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はないから（前記2(2)），政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

ウ 小括

原告が主張する各違法事由はいずれも認められない。

(32) 中村寿文議員（別表32）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であると認められる（甲A1、甲B32、乙B32の1）から、本件按分率表によれば、議員事務所の経費は、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

イ No.1～79について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はないから（前記2(2)），政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

ウ No.80～85（事務員の人物費）について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、当該事務員に対しては調査研究活動の補助業務について人物費を支払った旨説明する（乙B32の1）。

そこで検討すると、同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であるから、議員事務所において後援会業務がなかったはずはないと考えられ

るところ、上記説明の裏付け資料として提出された本件貼付用紙（乙B 32の2）をみると、貼付された領収書には「政務調査補助業務代」との記載のほか、いつの期間の人事費であるかしか記載されておらず、「事業名、使途及び内容」欄にはいつの期間の人事費であるかと人事費の支払日のみが記載され、「備考」欄には、何も記載されていないか「政務調査補助業務のみに従事」としか記載されていないところ、当該事務員が従事した業務の具体的な内容や実施日などは不明であり、先に指摘した本件マニュアルの趣旨（前記(1)ウ）からすれば、上記資料が上記説明の合理性を裏付けるものということはできない。そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。

10

したがって、上記支出は、本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。），それを超えていた政務調査費の上記充当は違法である。

15

エ 小括

原告が主張する各違法事由のうち、No.80～85は、別表32「認容額」欄記載の限りで認められるが、その余は認められない。

(33) 北紀一議員（別表33）

ア 議員事務所の利用形態

20

同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用ではないと認められ（甲B 33、乙B 33の1、3及び4），そのほかの政治団体等の事務所とも兼用となっていないから、本件マニュアルによれば、議員事務所の経費の支出につき按分をしないで政務調査費を充当できる。

イ No.1～5及び7～9について

25

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従って按分せずに政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はないから（前記2(2)），

政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

ウ No.6 (携帯電話料金)について

同議員は、上記支出につき、本件マニュアル（前記第4の4(4)）により、
2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はないから（前記2(3)），政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

エ 小括

原告が主張する各違法事由はいずれも認められない。

(34) 田名部定男議員（別表34）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であると認められる（甲A1，甲B34，乙B34の1）から、本件按分率表によれば、議員事務所の経費は、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

イ No.1～12について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はないから（前記2(2)），政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

ウ 小括

原告が主張する各違法事由はいずれも認められない。

(35) 松尾和彦議員（別表35）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であると認められる（甲A1，甲B35，乙B35の1）から、本件按分率表によれば、議員事務所の経費は、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

イ No.1～11及び13～17について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はないから（前記2(2)），政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

ウ No.12（携帯電話料金）について

同議員は、上記支出につき、本件マニュアル（前記第4の4(4)）により、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はないから（前記2(3)），政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

エ No.18及び19（事務員の人工費）について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、当該事務員に対しては調査研究活動の補助業務について人工費を支払った旨説明する（乙B35の1）。

そこで検討すると、同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であるから、議員事務所において後援会業務がなかったはずはないと考えられるところ、上記説明の裏付け資料として提出された本件貼付用紙（乙B35の2）をみると、貼付された領収証には、「政務調査業務として」とのみ記載され、「事業名、使途及び内容」欄には、いつの期間の人工費であるかと人工費の支払日が記載され、「備考」欄には、何も記載されておらず、当該事務員が従事した業務の具体的な内容や実施日などは不明であり、先に指摘した本件マニュアルの趣旨（前記(1)ウ）からすれば、上記資料が上記説明の合理性を裏付けるものということはできない。そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。

したがって、上記支出は、本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。），それを超えて了政務調査費の上記充当

は違法である。

オ 小括

原告が主張する各違法事由のうち、No.18及び19は、別表35「認容額」欄記載の限りで認められるが、その余は認められない。

5 (36) 山田知議員（別表36）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であると認められる（甲A1、甲B36、乙B36の1）から、本件按分率表によれば、議員事務所の経費は、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

10 イ No.1～11、14、17及び19について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はないから（前記2(2)）、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

15 ウ No.12、13及び20～24（携帯電話料金及びモバイル通信料）について

同議員は、上記支出につき、本件マニュアル（前記第4の4(4)）により、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はないから（前記2(3)）、政務調査費の上記充当が違法ということはできない（なお、モバイル通信料は携帯電話料金ないしそれに類似したものであると考えられる。）。

エ No.15、16及び18（事務用品等）について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、上記事務用品は、調査研究活動にしか使用していない旨説明する（乙B36の1及び3）。

そこで検討すると、上記説明の裏付けとして提出された本件貼付用紙等

(乙B36の3～5)によっても、上記事務用品の具体的な使途は不明であり、上記事務用品が調査研究活動と合理的関連性を有する活動のみに用いられていたとは認められない。そのほか、上記説明の合理性を裏付ける資料は見当たらない。

したがって、上記支出は、本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。），それを超えてした政務調査費の上記充当は違法である（なお、No.16及び18〔株式会社オクトワークに対する支出を除いたもの。〕について、別表36の「支出額」の各欄には、それぞれ、別表「36・No.16」及び「36・No.18」の「支出額」欄記載の各支出の合計額が記載されているところ、政務調査費を充当できるのは、かかる各支出の金額を2分の1に按分して1円未満の端数を切り捨てた金額の範囲に限られるため、政務調査費の充当が違法となる部分は、同各別表「認容額」欄記載の各金額の合計になる。）。

才 No.25及び26（事務員の人事費）について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、当該事務員に対しては調査研究活動の補助業務について人件費を支払った旨説明する（乙B36の1）。

そこで検討すると、同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であるから、議員事務所において後援会業務がなかったはずはないと考えられるところ、上記説明の裏付け資料として提出された本件貼付用紙（乙B36の2）をみると、貼付された領収証には「政務調査補助業務賃金」と記載されているほか、いつの期間の人事費であるかのみが記載され、「事業名、使途及び内容」欄には同様の記載のほかは、人事費の支払日のみが記載され、「備考」欄には、何も記載されておらず、当該事務員が従事した業務の具体的な内容や実施日などは不明であり、先に指摘した

本件マニュアルの趣旨（前記(1)ウ）からすると、上記資料が上記説明の合理性を裏付けるものということはできない。そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。

したがって、上記支出は、本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。），それを超えて了政務調査費の上記充当は違法である。

力 小括

原告が主張する各違法事由のうち、No.15, 16, 18, 25及び26は、別表36「認容額」欄記載の限りで認められるが、その余は認められない。

(37) 高樋憲議員（別表37）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であると認められる（甲A1, 甲B37, 甲B37の2, 乙B37の1）から、本件按分率表によれば、議員事務所の経費は、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

イ No.1～7（事務用品代）について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、上記事務用品は、調査研究活動にしか使用していない旨説明する（乙B37の1）。

そこで検討すると、上記説明の裏付けとして提出された本件貼付用紙等（乙B37の3～5）によても、上記事務用品の具体的な使途は不明であり、上記事務用品が調査研究活動と合理的関連性を有する活動のみに用いられていたとは認められない。そのほか、上記説明の合理性を裏付ける資料は見当たらない。

したがって、上記支出は、本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。），それを超えて了政務調査費の上記充当は違法である（なお、No.2について、別表37の「支出額」欄には複数の支出の合計額が記載されているところ、政務調査費を充当できるのは、本来、その個別の支出の金額を2分の1に按分して1円未満の端数を切り捨てた金額の範囲に限られ、同欄に記載された金額を2分の1に按分した金額ではないが、原告が、かかる個別の支出の金額を明らかにしないから、政務調査費の充当が違法となる部分は、同欄記載の金額を2分の1に按分して1円未満の端数を切り上げた金額とすることとし、同別表「認容額」欄記載の金額とする。）。

ウ No.8及び9（事務員の入件費）について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、当該事務員に対しては調査研究活動の補助業務について入件費を支払った旨説明する（乙B37の1及び3）。

そこで検討すると、同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であるから、議員事務所において後援会業務がなかったはずはないと考えられるところ、上記説明の裏付け資料として提出された本件貼付用紙（乙B37の2）をみると、貼付された領収書には「政務調査補助の業務報酬として」とのみ記載され、「事業名、使途及び内容」欄には同様の記載のほか、入件費の支払日及び就業場所の記載しかなく、「備考」欄には何も記載されておらず、当該事務員が従事した業務の具体的な内容や実施日などは不明であり、先に指摘した本件マニュアルの趣旨（前記(1)ウ）からすれば、上記資料が上記説明の合理性を裏付けるものということはできない。そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。

また、同議員は、当時の後援会の事務担当者であった者に対する人件費の支出につき、調査研究活動の補助事務に係るものとして、政務調査費を充当し（甲B37の2、甲B37の3の1～12）、その理由について、上記職員は、調査研究活動の補助事務にのみ従事し、後援会の業務は無給で行っていた旨説明する（乙B37の3）。

そこで検討すると、政治資金収支報告書（甲B37の2）には、人件費の支出がなかった旨の記載があるものの、上記職員が後援会の業務にも従事していたのであるから、仮にその業務量が少なかつたとしても、その対価を支払わないというのは、首肯し得るものではなく、上記収支報告書の記載は、後援会の活動に係る経費が調査研究活動に係る経費と区別されていなかつた結果であると解する方が自然である。そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。

したがつて、上記支出は、本件按分率表に従つて2分の1した上で政務調査費を充当すべきこととなり（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。），それを超えてした政務調査費の上記充当は違法である。

エ 小括

原告が主張する各違法事由のうち、No.1～9は、別表37「認容額」欄記載の限りで認められるが、その余は認められない。

(38) 寺田達也議員（別表38）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、政党支部事務所と兼用であると認められる（甲A1、甲B38、乙B38の1）から、本件按分率表によれば、議員事務所の経費は、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

イ 1～6及び9～18について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はないから（前記2(2)），政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

ウ No.7 及び8（携帯電話料金）について

同議員は、上記支出につき、本件マニュアル（前記第4の4(4)）により、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はないから（前記2(3)），政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

エ 小括

原告が主張する各違法事由はいずれも認められない。

(39) 阿部広悦議員（別表39）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、後援会事務所及び政党支部事務所と兼用であると認められる（甲B39の2及び3、乙B39の1）から、本件按分率表によれば、議員事務所の経費は、3分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

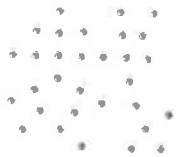
イ No.1 及び2について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従って3分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はないから（前記2(2)），政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

ウ No.3（事務用品代）について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、上記事務用品は、政党活動に使用していない旨説明する（乙B39の3）。

そこで検討すると、上記説明の裏付けとして提出された本件貼付用紙等（乙B39の3～5）によつても、上記事務用品の具体的な使途は不明



であり、上記事務用品が、政党活動ではなく調査研究活動及び後援会活動と合理的関連性を有する活動のみに用いられていたとは認められない。そのほか、上記説明の合理性を裏付ける資料は見当たらない。

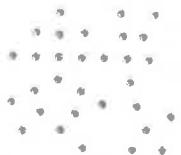
したがって、上記支出は、本件按分率表に従って3分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。），それを超えて了政務調査費の上記充当は違法である。

エ No.4～7（事務員の人工費）について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、当該事務員に対しては調査研究活動の補助業務について人工費を支払った旨説明する（乙B39の1）。

そこで検討すると、同議員の議員事務所は、後援会事務所及び政党支部事務所と兼用であるから、議員事務所において後援会業務及び政党業務がなかったはずはないと考えられるところであるが、上記説明の裏付け資料として提出された本件貼付用紙（乙B39の2）をみると、添付された領収証には「アルバイト代」と記載され、「事業名、使途及び内容」欄には「調査資料整理」との記載のほか、人工費の支払日が記載され、「備考」欄には、日当の額（500円）及び勤務日数（一月当たり2～6日）が記載されているところ、上記業務の具体的な内容は、調査研究活動と合理的関連性を有するだけでなく、具体的に必要な仕事が生ずる都度働きに来てもらうというアルバイトの性質からすると、アルバイトと業務との関連性も比較的明確であり、日当の額及び勤務日数も、当該事務員がかかる業務にしか従事していないことと整合するものであって、先に指摘した本件マニュアルの趣旨（前記(1)ウ）からすれば、上記説明は合理的なものと認められる。

したがって、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。



オ 小括

原告主張する各違法事由のうち、No.3は、別表39「認容額」欄記載の限りで認められるが、その余は認められない。

(40) 工藤兼光議員（別表40）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であると認められる（甲A1、甲B40、乙B40の1）から、本件按分率表によれば、議員事務所の経費は、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

イ No.1～9（事務員の人件費）について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、当該事務員に対しては調査研究活動の補助業務について人件費を支払った旨説明する（乙B40の1）。

そこで検討すると、同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であるから、議員事務所において後援会業務がなかったはずはないと考えられるところであるが（なお、政治資金収支報告書〔乙B40の2及び3〕には、後援会の支出総額が「0円」である旨の記載があるが、団体が存在するにもかかわらず、何も活動していなかつたという説明が合理的であるとはいひ難く、議員事務所が後援会の事務所を兼ねていることを踏まえると、上記収支報告書の記載は、後援会の活動に係る経費が調査研究活動に係る経費と区別されていなかつた結果であると解する方が自然である。），上記説明の裏付け資料として提出された本件貼付用紙（乙B40の4）を見ると、貼付された領収証には、議会広報活動及び地域の要望・意見・課題などの情報収集と記載されているほか、日当の額（5000円又は6000円）及び勤務日数（一月当たり5～21日）も記載され、勤務日が記載されているものもあり、「事業名、使途及び

内容」欄にも日当の額及び勤務日数等が記載されており、上記業務の具体的な内容は、調査研究活動と合理的関連性を有することが認められし、日当の額及び勤務日数（勤務日）は、当該事務員がかかる業務にしか従事していないことと整合するものであつて、先に指摘した本件マニュアルの趣旨（前記(1)ウ）からすれば、上記説明は合理的なものと認められる。

したがつて、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

ウ 小括

原告が主張する各違法事由はいずれも認められない。

10 (41) 岡元行人議員（別表41）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、後援会事務所及び政党支部事務所と兼用であると認められる（甲A1、甲B41の1及び2、乙B41の1）から、本件按分率表によれば、議員事務所の経費は、3分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

イ No.1～7、11及び12について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従つて3分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はないから（前記2(2)），政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

20 ウ No.8～10（事務用品代）について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従つた按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、上記事務用品は、調査研究活動にしか使用していない旨説明する（乙B41の1）。

そこで検討すると、上記説明の裏付けとして提出された本件貼付用紙等（乙B41の4～6）によつても、上記事務用品の具体的な使途は不明であり、上記事務用品が調査研究活動と合理的関連性を有する活動のみ

に用いられていたとは認められない。そのほか、上記説明の合理性を裏付ける資料は見当たらない。

したがって、上記支出は、本件按分率表に従って3分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり、それを超えた政務調査費の上記充当は違法である（なお、No.10について、別表41の「支出額」欄には別表「41・No.10」の「支出額」欄記載の各支出の合計額が記載されているところ、政務調査費を充当できるのは、かかる各支出の金額を3分の1に按分して1円未満の端数を切り捨てた金額の範囲に限られるため、政務調査費の充当が違法となる部分は、同別表「認容額」欄記載の各金額の合計になる。）。

エ No.13及び14（事務員の人事費）

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、当該事務員に対しては調査研究活動の補助業務について人件費を支払った旨説明する（乙B41の1）。

そこで検討すると、同議員の議員事務所は、後援会事務所及び政党支部事務所と兼用であるから、議員事務所において後援会業務及び政党業務がなかったはずはないと考えられるところ、上記説明の裏付け資料として提出された本件貼付用紙（乙B41の2）を見ると、貼付された領収証には「給料として」としか記載されておらず、「事業名、使途及び内容」欄も「○月分事務職員給与」の記載しかなく、「備考」欄には何も記載されておらず、当該事務員が従事した業務の具体的な内容や実施日などは不明であり、先に指摘した本件マニュアルの趣旨（前記(1)ウ）からすれば、上記資料が上記説明の合理性を裏付けるものということはできない。また、雇用契約書（乙B41の3）に記載された業務内容は、「政務調査活動に関する書類整理等の補助業務」とされているものの、議員事務所は後援会事務所及び政党支部事務所を兼ねていたのであるか

ら、日常の業務においてそれぞれの業務が明確に区別されていたとは考えられず、そこに勤務する事務員が、自ずと調査研究活動の補助業務と混然一体となった後援会業務及び政党業務に係る事務に従事することになる可能性は十分あると考えられるところ、当該事務員が、従事を求められた業務が調査研究活動の補助業務に当たるか否かの区別を明確に認識して業務に従事することは困難であるし、仮に調査研究活動の補助業務に該当しないと考えられるものに従事することを求められたとしても、これを拒むとも考え難いことからすると、上記雇用契約書の記載が上記説明の合理性を裏付けるものということはできない。そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。

したがって、上記支出は、本件按分率表に従って3分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。）、それを超えて了政務調査費の上記充当は違法である（なお、No.14の「認容額」欄記載の金額は、No.13のものを11倍した金額である。）。

才 No.15 及び 16（運転手の人事費）

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、当該事務員に対しては調査研究活動の補助業務について人件費を支払った旨説明する（乙B41の1）。

そこで検討すると、同議員の議員事務所は、後援会事務所及び政党支部事務所と兼用であるから、議員事務所において後援会業務及び政党業務に付随する運転業務がなかったとは考えられないところであるが、上記説明の裏付け資料として提出された本件貼付用紙（乙B41の2）を見ると、貼付された領収証には「給与として」と記載され、「事業名、用途及び内容」欄に、商工行政、農林行政、広域行政、建設行政、教育行政、観光行政、防災行政、福祉行政、エネルギー行政、スポーツ行政、

厚生行政、環境行政、地域行政及び道路行政に関する調査、町内会との意見交換等と記載されているほか、実施日及び弘前市等の行き先も記載されており、上記業務の具体的な内容は、調査研究活動と合理的な関連性を有することが認められるし、実施日及び行き先の記載は、当該運転手がかかる業務にしか従事していないことと整合するものであって、先に指摘した本件マニュアルの趣旨（前記(1)ウ）からすれば、上記説明は合理的なものと認められる。

したがって、政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

カ 小括

原告が主張する各違法事由のうち、No.8～10、13及び14は、別表41「認容額」欄記載の限りで認められるが、その余は認められない。

(42) 西谷冽議員（別表42）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であると認められる（甲B42の1、甲B42の2の1及び2、乙B42の1及び4）から、本件按分率表によれば、議員事務所の経費は、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

イ No.2及び3（携帯電話料金）について

同議員は、上記支出につき、本件マニュアル（前記第4の4(4)）により、2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はないから（前記2(3)），政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

ウ No.1（システム手帳リーフ代）について

システム手帳は、その性質上、調査研究活動のほか、本来、政務調査費を充当してはならない経費の支出を伴う私的な使用（前記第3の3参照）にも混然と供されていると考えるのが相当であるが、システム手帳は携

帶して使用するのが通常であり、議員事務所の利用形態によってその使用状況が大きく異なるとは考え難く、議員事務所の利用形態に着目した本件按分率表等の定めを直ちに適用することはできないことから、携帯電話料金の支出に関する本件マニュアルの定め（前記第3の4(4)）を参考にするのが相当である。そして、かかる定めにつき、携帯電話料金の支出について、調査研究活動に係る部分及び私的な使用に係る部分の具体的な使用割合が不明である場合の按分率の目安を2分の1とした本件マニュアルの定めが、特段不合理であるとはいえないことは、前記2(3)において述べたとおりであり、システム手帳リーフ代の支出についても同様の処理をするのが相当である。これと異なる原告の主張は採用できない。

したがって、上記支出は、2分の1に按分した上で政務調査費を充当することができるから、同議員が、上記支出につき、本件マニュアルの定め（前記第3の4(4)）に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当したことが、違法ということはできない。

エ No.4～6（事務用品代）について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、上記事務用品は、調査研究活動にしか使用していない旨説明する（乙B42の1及び5）。

そこで検討すると、上記説明の裏付けとして提出された本件貼付用紙等（乙B42の5～7）によつても、上記事務用品の具体的な使途は不明であり、上記事務用品が調査研究活動と合理的関連性を有する活動のみに用いられていたとは認められない。そのほか、上記説明の合理性を裏付ける資料は見当たらない。

したがって、上記支出は、本件按分率表に従って2分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、それ以外の考慮が必要ないこ

とは、前記2(2)のとおり。），それを超えてした政務調査費の上記充当は違法である。

オ No.7 及び8（事務員の人事費）について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、当該事務員に対しては調査研究活動の補助業務について人件費を支払った旨説明する（乙B42の1）。

そこで検討すると、同議員の議員事務所は、後援会事務所と兼用であるから、議員事務所において後援会業務がなかったはずはないと考えられるところ、上記説明の裏付け資料として提出された本件貼付用紙（乙B42の2）を見ると、貼付された領収証には「政務調査補助業務代」と記載されているほか、いつの期間の人事費であるかと人事費の支払日しか記載されておらず、「事業名、使途及び内容」欄にも同様の記載しかなく、「備考」欄には何も記載されておらず、当該事務員が従事した業務の具体的な内容や実施日などは不明であり、先に指摘した本件マニュアルの趣旨（前記(1)ウ）からすれば、上記資料が上記説明の合理性を裏付けるものということはできない。また、雇用契約書（乙B42の3）に記載された雇用内容は、「政務調査補助」とされているものの、議員事務所は後援会事務所を兼ねていたのであるから、日常の業務においてそれぞれの業務が明確に区別されていたとは考えられず、そこに勤務する事務員が、自ずと調査研究活動の補助業務と混然一体となった後援会業務に係る事務に従事することになる可能性は十分あると考えられるところ、当該事務員が、従事を求められた業務が調査研究活動の補助業務に当たるか否かの区別を明確に認識して業務に従事することは困難であるし、仮に調査研究活動の補助業務に該当しないと考えられるものに従事することを求められたとしても、これを拒むとも考え方からすると、上記雇用契約書の記載が上記説明の合理性を裏付けるものというこ

とはできない。そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらぬ
い。

また、同議員は、当時の後援会の事務担当者であった者に対する人件費
の支出につき、調査研究活動の補助事務に係るものとして、政務調査費
を充当し（甲B42の2の2、甲B42の3の1～5、乙B42の5），
その理由について、上記職員は、調査研究活動の補助業務にのみ従事し、
後援会の業務は無給で行っていた旨説明する（乙B42の5）。

そこで検討すると、政治資金収支報告書（甲B42の2の2）には、人
件費の支出がなかった旨の記載があるものの、上記職員が後援会の業務
にも従事していたのであるから、仮にその業務量が少なかったとしても、
その対価を支払わないというのは、首肯し得るものではなく、上記収支
報告書の記載は、後援会の活動に係る経費が調査研究活動に係る経費と
区別されていなかつた結果であると解する方が自然である。そのほか上
記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。

したがって、上記支出は、本件按分率表に従って2分の1に按分した上
で政務調査費を充当すべきであり（なお、それ以外の考慮が必要ないこ
とは、前記2(2)のとおり。），それを超えていた政務調査費の上記充当
は違法である。

カ 小括

原告が主張する各違法事由のうち、No.4～8は、別表42「認容額」欄
記載の限りで認められるが、その余は認められない。

(43) 長尾忠行議員（別表43）

ア 議員事務所の利用形態

同議員の議員事務所は、後援会事務所及び政党支部事務所と兼用である
と認められる（甲A1、乙B43の2～5）から、本件按分率表によれば、
議員事務所の経費は、3分の1に按分した上で政務調査費を充当し

なければならず、No.3及び4（パソコンプリンタ代及びコピー用紙代）は、同議員が私的にも使用していたと説明する（乙B43の1）から、本件按分率表によれば、6分の1に按分した上で政務調査費を充当しなければならない。

これに対し、同議員は、携帯電話料金以外の全ての支出（No.3～8）につき、議員事務所において後援会活動及び政党活動がされていたことを前提としない按分率で按分した上で政務調査費を充当し、その理由について、議員事務所において後援会や政党の活動ないし経費はなかった旨説明する（乙B43の1）。

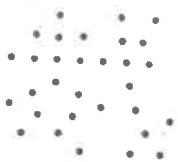
そこで検討すると、上記説明の裏付けとして提出された政治資金収支報告書（乙B43の2～5）には、後援会及び政党支部の支出総額が「0円」である旨の記載があるが、団体が存在するにもかかわらず、かかる団体がそこでは何も活動していなかった、あるいは経費はなかったという説明が合理的であるとはいひ難く、議員事務所が上記各団体の事務所を兼ねていることを踏まえると、上記収支報告書の記載は、同各団体の活動に係る経費が調査研究活動に係る経費と区別されていなかった結果であると解する方が自然である。そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。

したがって、No.3～8につき、議員事務所において後援会活動及び政党活動がされていたことを考慮した按分率で按分することを要する。

イ No.3及び4（パソコンプリンタ代及びコピー用紙代）について

上記支出は、本件按分率表に従って前記アのとおり6分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、その余の原告の主張が採用できないことは、前記2(2)のとおり。），それを超えて了政務調査費の上記充当は違法である。

ウ No.1及び2（携帯電話料金）について



同議員は、上記支出につき、本件マニュアル（前記第4の4(4)）により、
2分の1に按分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はないから（前記2(3)），政務調査費の上記充当が違法ということはできない。

エ No.5 及び 6（事務員の人事費）について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、当該事務員に対しては調査研究活動の補助業務について人件費を支払った旨説明する（乙B43の1）。

そこで検討すると、同議員の議員事務所は、後援会事務所及び政党支部事務所と兼用であるから、議員事務所において後援会業務及び政党業務がなかったはずないと考えられるところ、上記説明の裏付け資料として提出された本件貼付用紙（乙B43の6）を見ると、貼付された領収証には「事務整理手当て」と記載されているほか、いつの期間の人事費であるか及び人件費の支払日しか記載されておらず、「事業名、使途及び内容」欄にも同様の記載しかなく、「備考」欄には、何も記載されておらず、当該事務員が従事した業務の具体的な内容や実施日などは不明であり、先に指摘した本件マニュアルの趣旨（前記(1)ウ）からすれば、上記資料が上記説明の合理性を裏付けるものということはできない。また、雇用契約書（乙B43の6の後ろから2枚目）に記載された業務内容は、「政務調査費事務整理」、「政務調査の調査資料の準備・整理」、「政務調査費の帳簿整理等事務整理」、「政務調査費報告事務」とされているものの、議員事務所は後援会事務所及び政党支部事務所を兼ねていたのであるから、日常の業務においてそれぞれの業務が明確に区別されていたとは考えられず、そこに勤務する事務員が、自ずと調査研究活動の補助業務と混然一体となった後援会業務及び政党業務に係る事務に従事することになる可能性は十分あると考えられるところ、当該事務員が、

従事を求められた業務が調査研究活動の補助業務に当たるか否かの区別を明確に認識して業務に従事することは困難であるし、仮に調査研究活動の補助業務に該当しないと考えられるものに従事することを求められたとしても、これを拒むとも考え難いことからすると、上記雇用契約書の記載が上記説明の合理性を裏付けるものということはできない。そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。

したがって、上記支出は、本件按分率表に従って3分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。），それを超えてした政務調査費の上記充当は違法である（なお、No.6の「認容額」欄記載の金額は、No.5のものを11倍した金額である。）。

才 No.7 及び8（運転手の入件費）について

同議員は、上記支出につき、本件按分率表に従った按分をしないで政務調査費を充当し、その理由について、当該事務員に対しては調査研究活動の補助業務の対価として支払った旨説明する（乙B43の1）。

そこで検討すると、同議員の議員事務所は、後援会事務所及び政党支部事務所と兼用であるから、議員事務所において後援会業務及び政党業務が行われていなかつたとは考えられず、したがって、これらの業務に係る運転業務があることも否定できないところ、上記説明の裏付け資料として提出された本件貼付用紙（乙B43の6）を見ると、貼付された領収証には「調査運転手賃金」又は「調査運転手代」と記載されているほか、入件費の支払日しか記載されておらず、「事業名、使途及び内容」欄にも同様の記載のほか、勤務日のみが記載され、「備考」欄には、何も記載されておらず、かかる勤務日において同議員がどこでどのような調査を実施したのかは不明であり、したがって、具体的に同議員のいかなる業務について運転手による運転業務（補助業務）が必要であったか

も不明であるから、先に指摘した本件マニュアルの趣旨（前記(1)ウ）からすれば、上記資料が上記説明の合理性を裏付けるものということはできない。また、雇用契約書（乙B43の7）に記載された業務内容は、「政務調査の調査運転手」とされているものの、先に指摘したとおり、議員事務所における後援会業務及び政党業務に係る業務があることは否定できないから、そこに勤務する運転手が、自ずと後援会業務及び政党業務に係る業務に関する運転業務に従事をすることになる可能性は十分あると考えられ、運転業務の性質上、当該運転手が、従事を求められた業務が調査研究活動の補助業務に当たるか否かの区別を明確に認識して業務に従事することは困難であるし、仮に調査研究活動の補助業務に該当しないと考えられるものに従事することを求められたとしても、これを拒むとも考え難いことからすると、上記雇用契約書の記載が上記説明の合理性を裏付けるものということはできない。そのほか上記説明の合理性を裏付ける事情は見当たらない。

したがって、上記支出は、本件按分率表に従って3分の1に按分した上で政務調査費を充当すべきであり（なお、それ以外の考慮が必要ないことは、前記2(2)のとおり。），それを超えて了政務調査費の上記充当は違法である（なお、No.8について、別表43の「支出額」欄には別表「43・No.8」の「支出額」欄記載の各支出の合計額が記載されているところ、政務調査費を充当できるのは、かかる各支出の金額を3分の1に按分して1円未満の端数を切り捨てた金額の範囲に限られるため、政務調査費の充当が違法となる部分は、同別表「認容額」欄記載の各金額の合計になる。）。

カ 小括

原告が主張する各違法事由のうち、別表43のNo.5～8は、同別表「認容額」欄記載の限りで認められ、その余は認められず、同別表の3及び

4の認容額は「支出額」欄記載の各金額の3分の1を同各金額から控除した額となるが、原告が義務付けを求める不当利得返還請求の請求額は同別表「違法支出額」欄記載の部分にとどまっているから、その限りで認容することとし、最終的な認容額は同別表「認容額」欄記載のとおりとなる。

5 (44) 神山久志議員（別表44）

ア 議員事務所の利用形態

10 同議員の議員事務所は、ほかの政治団体等の事務所と兼用となっていな
いと認められる（甲B44の1及び2、乙B44の1及び4）から、本
件マニュアルによれば、議員事務所の経費の支出につき按分をしないで
政務調査費を充当できる。ただし、No.1～8（事務所賃借料、ガス代、
電気代、電話代）は、同議員自身が事務所を私的に使用していたと説明
していること（乙B44の1）から、2分の1に按分をした上で政務調
査費を充当しなければならない。

15 イ No.1～14について

同議員は、上記支出につき、前記アのとおり本件マニュアルに従って按
分した上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いに問題はな
いから（前記2(2)）、政務調査費の上記充当が違法ということはできな
い（なお、事務員3名の人物費の支出につき、そのうち1名については、
20 調査研究活動の補助業務以外の業務にも従事していたとして、2分の1
に按分をした上で政務調査費を充当しているところ、かかる取扱いが、
本件マニュアルの趣旨に反するものではない。）。

ウ 小括

原告が主張する各違法事由はいずれも認められない。

25 (45) なお、上記各議員（別表1～44）における本件各会派の会派控室の運営
等の経費の支出に関する原告の主張する違法事由を認めることができないこ

とは、前記2(4)のとおりである。また、諏訪議員（別表17の2）、安藤議員（別表17の3）、花田議員（別表45）、熊谷議員（別表46）及び本件各会派（別表47～49）について原告の主張する違法事由を認めることができないことも同様である。

5 4 結論

よって、原告の請求は、別表1～3、5、6、8～12、17、18、21、23、26、28、30、32、35～37、39及び41～43の「議員名」欄記載の者らに対し、同各別表の「認容額」欄の「計」欄記載の各金額の金員を青森県に支払うよう求める部分につき理由があるからこれらをいざれも認容し、原告のその余の請求は理由がないからこれらをいざれも棄却することとして、主文のとおり判決する。
10

青森地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 飯 畑 勝 之

15

裁判官 首 藤 晴 久

20

裁判官 都 築 健 太 郎

使途基準表

項目	項目の内容	経費の種類
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費	旅費、委託料等
研修費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員及びその職員の参加に要する経費	旅費、会費等
会議費	議員が行う各種会議の開催に要する経費	旅費、印刷製本費、賃借料等
資料作成費	議員が行う議会審議のために必要な資料の作成に要する経費	印刷製本費、原稿料等
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入及び購読に要する経費	購入費、購読料等
広報費	議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費	旅費、印刷製本費、通信費等
事務所費	議員が行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費	賃借料、光熱水費等
事務費	議員が行う調査研究に係る事務の遂行に要する経費	事務用品費、通信費、備品購入費等
人件費	議員が行う調査研究を補助する職員の雇用に要する経費	給料、手当、社会保険料、賃金等

別表

按分方法（事務所費・事務費・人件費）

(実態等による按分を行うことが著しく困難な場合の政務調査費充当の割合)

事務所の設置形態	活動の内容等	事務所費		事務費	人件費
		賃借料	光熱水費等		
第三者からの借上げ	調査研究活動のみ	全額	全額	全額	全額(専任)
	調査研究活動十後援会活動	1/2	1/2	1/2	1/2
	調査研究活動十後援会活動十政党活動	1/3	1/3	1/3	1/3
自宅等に設置	調査研究活動のみ	不可	1/2	全額(1/2)	全額(専任)
	調査研究活動十後援会活動	不可	1/4	1/2 (1/4)	1/2
	調査研究活動十後援会活動十政党活動	不可	1/6	1/3 (1/6)	1/3

(表の考え方)

- ① 活動内容（人件費は業務内容）ごとに均等に按分することを基本とする。なお、表中の活動内容の組合せは例示である。
- ② 事務所の賃借料は、自宅や生計を同一にする親族の所有する家屋の場合は充当できない。
- ③ 事務所の光熱水費等で自宅等の経費と分離できない場合は、私的部を1/2、議員全体の活動を1/2とし、さらに議員活動の内容ごとに均等に按分する。
- ④ 事務費のうち電話料等で自宅等の経費と分離できない場合は、光熱水費等と同様に按分（表中の括弧書きを適用）する。
- ⑤ 電話料等以外の事務費及び人件費は、事務所の設置形態に関わらず同じ割合となる。

議員名	No.	整理番号	年月日	'支出'	支出額	品名	備考	支出額	違法理由	違法理由に対する反論	説明額
齊藤 爾	1	13	24.4.24	¥1,300	弘前市水道部	水道料金(4月分)	2,600 × 1/2	¥434	事務所は調査研究活動の他後援会活動、本件一般的な議員活動に於けることは容易に推量される。使用実態に即し、按分して計上すべきところ、少なくとも3分の1を超える支出は本件用途基準に適合しないのであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充當する必要はない。	同議員に係る政務調査費は、事務所費及び事務費にあつては議員事務所で後の活動も行わされていることを考慮して経費の2分の1に按分して充當されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充當する必要はない。	¥0
	2	12	24.4.24	¥10,713	東北電力	電気料(4月分)	21,427 × 1/2	¥3,571	同上	同上	¥0
	3			¥109,861	同上	電気料5月以降分	1/2計上	¥36,624	同上	同上	¥0
	4			¥9,520	弘前市水道部	水道料金5月以降分	同上	¥3,177	同上	同上	¥0
	5	17	24.4.26	¥50,000	石田芳美	事務所賃借料(5月分)	100,000 × 1/2	¥16,667	同上	同上	¥0
	6			¥550,000	同上	事務所賃借料6月以降分	1/2計上	¥183,337	同上	同上	¥0
	7			¥16,082	岩木ガス協業組合	ガス代	同上	¥5,360	同上	同上	¥0
	8	146	24.11.1	¥14,418	角丸一石油商会	灯油代	28,836 × 1/2	¥4,806	同上	同上	¥0
	9	177	24.12.26	¥10,590	角小山輪業	同上	21,181 × 1/2	¥3,530	同上	同上	¥0
	10	197	25.1.29	¥12,429	角丸一石油商会	同上	24,858 × 1/2	¥4,143	同上	同上	¥0
	11	223	25.2.26	¥16,500	JATつがる弘前岩木能生油所	灯油代2/25給油分	33,000 × 1/2	¥5,500	同上	同上	¥0
	12	224	25.2.26	¥14,046	角小山輪業	灯油代1/29給油分	28,092 × 1/2	¥4,682	同上	同上	¥0
	13	249	25.3.26	¥12,750	同上	灯油代	25,500 × 1/2	¥4,250	同上	同上	¥0
	14	10	24.4.24	¥2,358	NTT東日本	電話代(4月分)	4,717 × 1/2	¥766	同上	同上	¥0
	15			¥27,258	NTT東日本/NTTファイナンス㈱	電話代5月以降計上分	1/2計上	¥9,087	同上	同上	¥0
	16	11	24.4.24	¥3,190	NTT東日本	電話代(アグシミ)(4月分)	6,381 × 1/2	¥1,063	同上	同上	¥0
	17			¥28,453	NTT東日本/NTTファイナンス㈱	電話代(アグシミ)5月以降計上分	1/2計上	¥9,820	同上	同上	¥0

議員名	No.	登録番号	支出年月日	支出額	支払先	品名	備考	違法支出額	違法理由	違法理由に対する反論		認容額
										事務所に設置されているパソコンであるとすれば、その使用実態に即して按分して計上すべきであるところ、調査研究活動、後援会活動、本件一般的な議員活動分に按分し、少なくとも3分の1を超える支出については本件基準に適合しない支出である。	同上	
	18	53	24.6.28	¥58,800	リコージャ ハム	パソコン代	117,600× 1/2	¥19,600	￥0			
	19	95	24.7.31	¥13,387	同上	事務用品 代/コピー 機トナー 一代	26,775× 1/2	¥4,462	￥0	同様に、事務所で使用されているものであるとすれば、同様に、事務所で使用される支出は本件基準に適合しない支出である。	同上	
	20	171	24.12.18	¥26,775	同上	事務用品 代/コピー 機トナー 一代	53,550× 1/2	¥8,925	同上		同上	￥0
	21	193	25.1.22	¥17,423	同上	事務用品 代/コピー 機トナー 一代	34,847× 1/2	¥5,898	同上		同上	￥0
	22	237	25.3.12	¥16,065	同上	事務用品 代/コピー 機トナー 一代	32,130× 1/2(振込 手数料含 む)	¥5,355	同上		同上	￥0
	23			¥85,469		その他事務費	1/2計上	¥28,495	同上		同上	￥0
	24	39	24.5.31	¥70,000	臨時運転 手当(5月分)	運転手当 (5月分)		¥46,667	￥35,000	同議員に係る政務調査費は、人件費のうち後援会活動に係る業務にも従事する者に支出した給与等はその2分の1に按分して、これ以外の人物費にあつては運転手代や県政報告書作成、編集補助業務等同議員が行う調査研究活動の補助業務への対価であるからその経費の全額に、それそれを充当されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	同上	
	25			¥550,000		運転手当 5月分を除く		¥366,671	同上		同上	¥275,000
	26	86	24.7.31	¥52,781	事務職員 給与(7月 分)	給与(7月 分)	105,563× 1/2	¥17,594	同上		同上	￥0
	27			¥619,875		給与7月 分を除く		¥206,628	同上		同上	￥0
	28			¥209,500	臨時事務 職員 給与年間 分	給与年間 分		¥133,840	同上		同上	￥0
	29							¥274,795	別表49の「自由民主党」会派にかかる違法支出額につき当時の所属議員30名で按分した金額(小数点以下端数切り捨て)		会派控室では、議員総会室や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に費する様々な活動が行われている。一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。	￥0
									また、原告は、「会派において、本来政務調査費では充当できないはずの金額が支出された場合に、これによる利益を受けるのは結局は各議員というふうになる」としているが、各議員が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明確とは言っていない。			￥-65,437
					議員持ち出し分							¥1,350,240
					計							¥244,563

議員名 高橋 修一	No.	整理番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法 支出額	違法理由	違法理由に対する反論		認容額
	1			¥6,682	青森ガス	ガス代4~2月分	1/4計上	¥1,337	事務所は後援会事務所、自民党支部、高橋氏が主宰する政治団体の事務所も置かれている。したがって、ガス料金は少なくとも5分の1(調査研究活動、後援会活動、政党活動、その他的一般的な議員活動、政治団体の按分で充当すべきであり、5分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない)支出というべきである。	同議員に係る政務調査費は、議員事務所で後援会活動も行なわれていることを考慮してインターネットプロバイダ料及び事務用品購入費においては経費の2分の1に按分して充当されたものであり、同議員の霧族宅と検討メーターを兼用するガス料代及び電気代においては更に霧族宅での使用分も考慮して経費の4分の1に按分して充当されたものであり、政党活動、その他の政治団体の活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥1,337	
	2	20 24.4.18	¥8,135	東北電力	電気代(4 月分)	32450円 *1/4		¥1,627	同上	同上	同上	¥15,627
	3		¥78,949	同上	電気代5 ~3月分	1/4計上		¥15,190	同上	同上	同上	¥15,790
	4	11 24.4.10	¥2,400	青森ケーブルTV	インターネット プロバイダ料 (4月分)	4800円 *1/2		¥800	事務所で使用しているインターネットに係る支出であるとすれば、調査研究活動、後援会活動、本件一般的な議員活動分とに按分し、3分の1を超える支出は本件使用基準に適合しないといふべきである。	同上	同上	¥800
	5		¥26,400	同上	インターネット プロバイダ料5 ~3月分	1/2計上		¥8,800	同上	同上	同上	¥8,800
	6	82 24.6.1	¥25,195	青森パソコン カージ	事務用品 代	50,391円 *1/2		¥8,398	事務所で使用している事務用品に係る支出であるとすれば、調査研究活動、後援会活動、本件一般的な議員活動分とに按分し、3分の1を超える支出は本件使用基準に適合しないといふべきである。	同上	同上	¥8,398
	7		¥93,483		その他事務用品代	1/2計上		¥31,164		同上	同上	¥31,164
	8								会派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様々な活動が行われている。一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。	別表49の「自由民主党、会派にかかる憲法支出額につき当時の所属議員30名で按分した金額(小数点以下端数切り捨て)	また、原告は、会派において、本来政務調査費では充当できないはずの金額が支出された場合に、これによる利得を受けるのは結局は各議員といふことになる」としているが、各議員が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明確とは言っていない。	¥0
								¥342,711		計		¥67,916

議員名	No.	整理番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支出し額	違法理由	違法理由に対する反論		認容額
										同議員に係る政務調査費は、議員事務所で後援会活動及び政黨活動も行われていることを考慮して経費の3分の1に按分して充当したものであり、その他政黨の活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	￥20,000	
田中彌造	1	120	25.3.30	¥80,000	田中商工(株)	パソコンヒーリング	240,000×1/3	¥32,000	事務所の活動は、政務調査、後援会活動、自民党支部、田中氏についていたのであるから、費用支出も5分の1で按分充當すべきであり、5分の1を超える支出は本件便益基準に適合しない支出である。	同議員に係る政務調査費は、議員事務所で後援会活動及び政黨活動も行われていることを考慮して経費の3分の1に按分して充当したものであり、その他政黨の活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	￥15,000	
	2	18	24.4.26	¥60,000	事務所職員	給与4月分	180,000×1/3	¥24,000	事務所の活動は、政務調査、後援会活動、自民党支部、田中氏の主催する政治団体、本件一般的な議員活動につけていたのであるから、スタッフの入件費も5分の1で按分充當すべきであり、5分の1を超える支出は本件便益基準に適合しない支出である。	同上	同上	￥165,000
	3			¥660,000	同上	給与5～3月分	180,000×11×1/3	¥264,000	同上	同上	同上	￥12,500
	4	19	24.4.26	¥50,000	同上	給与4月分	150,000×1/3	¥20,000	同上	同上	同上	￥137,500
	5			¥550,000	同上	給与5～3月分	150,000×11×1/3	¥220,000	同上	同上	同上	￥50,000
	6			¥200,000	同上	夏季・冬季賞与	300,000×1/3×2回	¥80,000	同上	同上	同上	￥400,000
	7								別表49の「自由民主党」会派にかかる違法支出額につき、当時の所属議員30名で按分した金額(小数点以下端数切り捨て)	￥274,795	会派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様々な活動が行われている。一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない、また、原告は、「会派において、本来政務調査費では充当できないはずの金額が支出された場合に、これによる利得を受けるのは結局は各議員といふことどなる」としているが、各議員が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明確とはなっていない。	￥0
										計		

議員名	No.	整理番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支出額	違法理由	違法理由に対する反論	認容額
成田一憲	1	26	24.4.30	¥50,000	(株)成田林業土木	事務所賃借料		¥50,000	成田林業土木の代表者は、議員と同一世帯に居住する議員の子である。かかる事態は、差質的に見て政務調査費が議員に還流していることになり、このような費用支出は政務調査費の趣旨に悖る違法支出である。	株式会社成田林業土木と同議員は人格を重視することのみをもって政務調査費の充当が不適法であるといふことはできない。	¥0
	2		¥550,000	同上		事務所賃借料5~3ヶ月分		¥550,000	同上	同上	¥0
	3	27	24.4.30	¥50,000	事務補助員	賃金		¥33,334	成田林業の従業員に対する支出の可能性がある。また、事務所の活動は、調査研究活動の他、その他の一般的な議員活動にわたつていたと看えられるから、スタッフの人物費も3分の1で按分充当すべきであり、3分の1を超える支出は本件便益基準に適合しない支出といべきである。	同議員に係る政務調査費は、議員事務所に係る賃借料並びに政務調査事務補助員及び運転アリバイトに係る人件費の全額に充当されていたものの、すべて同議員の行う調査研究活動に要する経費に充当されているものであり、關係法規の業務及び本件一般の議員活動を考えして更に按分して充当する必要はない。	¥0
	4		¥550,000	同上		同上		¥366,674	同上	同上	¥0
	5		¥200,000	運転アリバイト	運転アリバイト代17回分			¥133,340	同上	同上	¥0
	6							¥274,795	別表49の「自由民主党」会派にかかる違法支出額につき当時の所属議員30名で按分した金額(小数点以下端数切り捨て)	会派控室では、議員総会等や県政に関する執行部から情報収集など、調査研究に資する様々な活動が行われている。一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。	¥0
								¥2,947	議員持ち出し分	また、原告は、「会派において、本来政務調査費では充当できないはずの金額が支払われた場合に、これによる利得を受けるのは結局は各議員ということになる」としているが、各議員が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明確とは言っていない。	¥0
								¥1,405,196	合計		

	支出額 (甲B5の4)	認容額
4月分	¥2,262	¥1,131
5月分	¥2,262	¥1,131
7月分	¥2,321	¥1,161
8月分	¥2,278	¥1,139
9月分	¥2,260	¥1,130
10月分	¥2,300	¥1,150
11月分	¥2,260	¥1,130
12月分	¥2,260	¥1,130
1月分	¥2,289	¥1,145
2月分	¥2,260	¥1,130
合計	¥22,752	¥11,377

	支出額 (乙B5の10)	認容額
替え芯等	¥1,637	¥819
ファイルケース	¥1,890	¥945
コピー用紙等	¥8,760	¥4,380
蛍光ペン	¥1,667	¥834
ファイリング	¥3,360	¥1,680
蛍光ペン	¥520	¥260
蛍光ペン	¥1,008	¥504
付箋	¥840	¥420
ファクシミリ用紙	¥827	¥414
ファイル等	¥1,944	¥972
消しゴム等	¥1,941	¥971
蛍光ペン等	¥1,146	¥573
合計	¥25,540	¥12,772

議員名	No.	整理番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支出し額	違法理由	違法理由に対する反論	認容額	
菊池 雄太郎	1							(削除)				
	2								同上			
	3								同上			
	4								同上			
	5								同上			
	6	1924.4.25	¥3,252	東日本電信電話株	電話代(4 月分)	0175-33- 8544 1/2 計上	事務所の電話・ファクシミリは調査研究活動の他後援会活動、その他の政治団体、本件一般的な議員活動にも使用されていることから容易に推量される。したがつて、その使用実態に合わせて按分して計上すべきであり、調査研究活動分と後援会活動、政治団体活動、本件一般的な議員活動分に按分し、4分の1を超える支出は本件使金基準に適合しない支出というべきである。	¥1,626		事務費のうち電話代及びファクシミリ回線使用料にあっては議員事務所で行われている後援会活動にも使用されることを考慮してその2分の1に按分して充当されたものであり、その他政治団体の活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	￥1,034	
	7			¥3,842	東日本電信電話株	電話代5 ～3月分	同上	¥17,924	同上		￥11,948	
	8	2024.4.25	¥1,294	東日本電信電話株	ファクシミ リ回線使 用料(4月 分)	0175-23- 3339 1/2 計上		¥647	同上		￥432	
	9			¥14,230	東日本電信電話株	ファクシミ リ回線使 用料5～3 月分	同上	¥7,119	同上		￥4,744	
	10	2124.4.27	¥77,508	株東京堂	事務用消 耗品	4月分コ ピー、 オーマン ス料政 務調査費 専用 額計上	事務研究活動、後援会活動、政党支部活動、本件一般的な議員活動分とに按分し、4分の1を超える支出は本件使金基準に適合しないというべきである。	¥58,131	同議員に係る政務調査費は、電話代及びファクシミリ回線使用料以外の事務費にあっては専ら調査研究活動のための経費であることからその全額に充当されたものであり、後援会活動、政党活動、その他の政治団体の活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要がない。	￥51,672		
	11			¥229,556	同上	同上	5～3月分 コピー、 オーマン ス料政 務調査費 専用 額計上	¥172,171	同上		￥153,041	
	12			¥73,630	同上	同上	コピー用 紙、クリア ファイル等	¥55,223	同上		￥49,088	
	13	11124.9.20	¥84,935	(株)ノース フレーブ	同上		バソコン 代他				￥63,702	

	支出額 (乙B6の11)	認容額
5月分	¥12,985	¥8,657
6月分	¥17,047	¥11,365
7月分	¥33,324	¥22,216
8月分	¥16,017	¥10,678
9月分	¥16,030	¥10,687
10月分	¥38,567	¥25,712
11月分	¥20,612	¥13,742
12月分	¥25,659	¥17,106
1月分	¥12,447	¥8,298
2月分	¥11,828	¥7,886
3月分	¥25,040	¥16,694
合計	¥229,556	¥153,041

	支出額 (乙B6の11)	認容額
A4チューブファイル	¥13,280	¥8,854
コピー用紙(5月)	¥10,260	¥6,840
コピー用紙(8月)	¥6,700	¥4,467
クリアファイル	¥16,380	¥10,920
コピー用紙(11月)	¥10,050	¥6,700
コピー用紙(1月)	¥6,700	¥4,467
コピー用紙(3月)	¥10,260	¥6,840
合計	¥73,630	¥49,088

議員名 番号	整理 年月日	支出去額	支出先	品名	備考	違法額	違法理由	違法理由に対する反論	
								認容額	
工藤 義春	1 13 24.4.19	¥2,310 平川市	水道代(4 月分)	全額計上 発行日 平成24年 4月16日	¥1,155 に即して按分して計上すべきであり、2分の1を超えることからその全額に充当する必要はない。	同議員に係る政務調査費は、事務所賃借料、光熱水費及び電話代にあつては議員事務所において専ら調査研究活動が行われていることからその全額に充当する必要はない。	¥0		
	2	¥23,100 同上	水道代5 ~10.12 ~3月分	全額計上	¥11,550 同上		同上	¥0	
	3 17 24.4.23	¥6,464 東北電力	電気代(4 月分)	同上	¥3,232 同上		同上	¥0	
	4	¥64,707 同上	電気代5 ~3月分	同上	¥32,357 同上		同上	¥0	
	5 22 24.4.27	¥5,506 横福井商 店	灯油代	同上	¥2,753 同上		同上	¥0	
	6	¥43,497 同上	同上11~ 3月分	同上	¥21,750 同上		同上	¥0	
	7 23 24.4.28	¥30,000 弘南鉄道 株	事務所賃 借料(4月 分)	同上	¥15,000 同上		同上	¥0	
	8	¥330,000 同上	事務所賃 借料5~3 月分	同上	¥165,000 同上		同上	¥0	
	9 3 24.4.5	¥8,096 日本電信 電話株	電話代(3 月分)	同上	¥4,048 同上		同上	¥0	
	10 4 24.4.6	¥2,442 ソフトバン ク	携帯電話 料金(3月 分)	按分	¥3,261円× 1/3	社会通念上、携帯電話は私的使用に供される頻度も多いので、調査研究活動、後援会活動、本件一般的な議員活動のほか私的使用も含めて4分の1で按分して計算すれば、4分の1を超えることは本件便送基準に適合しない支出である。	同議員に係る政務調査費は、携帯電話料金にあつては個人使用ほか私的使用されたり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0	
	11	¥102,511 日本電信 電話株	電話代4 ~2月分	全額計上	¥51,258	事務所では調査研究活動の他、本件一般的な議員活動が混然として行われているのであるから、使用実態に即して按分して計上すべきであり、2分の1を超えることからその全額に充当する必要はない。	同議員に係る政務調査費は、事務所賃借料、光熱水費及び電話代にあつては議員事務所において専ら調査研究活動が行われていることからその全額に充当されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0	
	12 20 24.4.25	¥120,000 事務職員 賃金	(4月 分)	政務調査 補助賃金 /全額計 上		事務職員への賃金にあつては同議員が行う調査研究活動の補助業務の対価として支給するものであることに即して按分して計上すべきであり、2分の1を超える支出は本件便送基準に適合しない支出である。	同議員に係る政務調査費は、事務職員への賃金にあつては同議員が行う調査研究活動の補助業務の対価として支給するものであることに即して按分して計上すべきであり、2分の1を超える支出は本件便送基準に適合しない。	¥0	
	13	¥1,320,000 同上	賃金5~3 月分		¥660,000 同上		同上	¥0	
	14 21					(削除)			
	15					(削除)			

別表7

議員名	No.	整理番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支 出額	違法理由	違法理由に対する反論		認容額
										違法	研究	
										会派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に貢献する様々な活動を行っている。	一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証	¥0
16								¥274,795	別表49の「自由民主党」会派にかかる違法支出額に つき当時の所属議員30名で按分した金額(小数点以下端數切り捨て)	また、原告は、「会派において、本来政務調査費では充当できないはずの金額が 支出された場合に、これによる利得を受けるのは結局は各議員ということになる」 としているが、各議員が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明確とはなっていない。		¥0
計								¥1,303,509				¥0

議員名	No.	登録番号	年月日	支出額	支出先	品名	備考	支出額	違法理由	違法理由に対する反論	説明額
越前陽悦	1	6 244.5	¥11,476	東北電力	電気代(3ヶ月分)	22,953円 ×1/2	自宅に設置された当該事務所の使用実態に合わせて、私的使用分を2分の1とし、残りについで調査研究活動の他、後援会活動、一般的な議員活動に按分し、少なくともその3分の1を超える分は本件使途基準に適合しない支出である。	¥7,651	同議員に係る政務調査費は、光熱水費及び電話料金にあつては議員事務所において後援会活動は行われていないものの議員事務所が自宅内に設置されており、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。		¥5,738
	2		¥112,960 同上		電気代4~2月分	1/2計上		¥75,310 同上		同上	¥56,480
	3	7 244.5	¥1,759	NTT東日本	電話代(3ヶ月分)	3519円 × 1/2		¥1,173 同上		同上	¥880
	4	34 244.27	¥3,562	株NTTドコモ	携帯電話料金(3ヶ月分)	7,124円 × 1/2	社会通念上、携帯電話は私的使用に供される頻度も多いので、調査研究活動、後援会活動、本件一般的な議員活動のほか私的使用も含めて4分の1で按分計算することを考慮してその2分の1に按分して充当されたものであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥1,781	同議員に係る政務調査費は、携帯電話料金にあつては私用にも使用されていることから、後援会活動は行われていないものの議員事務所が自宅内に設置されており、後援会活動としてそれらの2分の1に按分して充当されたものであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。		¥0
	5		¥24,049	NTT東日本	電話代4~2月分	1/2計上		¥16,037	自宅に設置された当該事務所の使用実態に合わせて、私的使用分を2分の1とし、残りについで調査研究活動の他、後援会活動、一般的な議員活動に按分し、少なくともその3分の1を超える分は本件使途基準に適合しない支出である。		¥12,025
	6		¥44,628	株NTTドコモ	携帯電話料金4~2月分	同上			社会通念上、携帯電話は私的使用に供される頻度も多いので、調査研究活動、後援会活動、本件一般的な議員活動のほか私的使用も含めて4分の1で按分計算することを考慮してその2分の1に按分して充当されたものであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。		¥0
	7	38 24.4.30	¥50,000	臨時職員	政務調査補助(4ヶ月分)	全額計上		¥33,334	事務所では調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動が混然として行われているのであるから、事務所スタッフの人工費は3分の1に按分して計算すれば、4分の1を超える支出は本件使途基準に適合しない支出である。		¥25,000
	8		¥550,000	同上	政務調査補助5~3月	同上		¥366,674 同上		同上	¥275,000
	9	280 24.11.20	¥95,000	同上	臨時職員賃金	19日 × 5,000円		¥63,334 同上		同上	¥0
	10	281 24.11.20	¥95,000	同上		同上		¥63,334 同上		同上	¥0
	11	282 24.11.20	¥95,000	同上		同上		¥63,334 同上		同上	¥0
	12	283 24.11.20	¥95,000	同上		同上		¥63,334 同上		同上	¥0
	13	390 24.11.20	¥95,000	同上		同上		¥63,334 同上		同上	¥0
	14								会派控室では、議員会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様々な活動が行われている。一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。また、原告は、「会派において、本来政務調査費では充当できないはずの金額が支払われた場合に、これによる利得を受けるのが、各議員といふことになる」としているが、各議員が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明確とは言っていない。		¥0
									別表49の「自由民主党 全会派」にかかる違法支出額につき、当時の所属議員30名で按分した金額(小数点以下端数切り捨て)		¥274,795
											¥375,123

議員名	No.	整理番号	支出年月日	支出額	支出先品名	備考	違法支出額	違法理由	違法理由に対する反論		認容額
									支出去	支出去	
小倉山吉紀	1	1624.5.10	¥4,986	NTTドコモ	携帯電話料金4月 料金4月 分	9,972円× 1/2	¥2,493	社会通念上、携帯電話は私的の施用に供される頻度も多いので、調査研究活動の後援会活動、本件一般的な議員活動のほか私的の使用も含めて4分の1で按分計算すべきであり、4分の1を超える支出は本件用途基準に適合しない支出というべきである。	同議員に係る政務調査費は、携帯電話料金にあっては私用にも使用されていることを考慮してその2分の1に按分して一般的な議員活動を考慮して更に按分する必要はない。	￥0	
	2		¥33,297	NTTドコモ ファイナーナス	携帯電話料金5～2 月分	1/2計上	¥16,649	同上	同上	￥0	
	3	1524.4.30	¥5,000	事務職員	政務調査 補助事務 4月分	全額計上	¥3,750	事務所は、議員が理事長を務める社会福祉法人が経営する保育園と同一場所である。法人の業務において支出されている可能性がある。また、事務所では調査研究活動の他、本件一般的な議員活動も居然として行われている。さらには議員は議員後援会の会計責任者であり、同後援会から的人件費支出はない。したがって、同議員の人事費については4分の1に按分して計上すべきであり、4分の1を超える支出は本件用途基準に適合しない支出である。	同議員が同後援会の会計責任者であり、かつ、同後援会の政治資金収支報告書に人件費の記載がないからといって、政務調査費から同後援会の業務に係る人件費を無給で行なっていることはない。(同議員は、同後援会に係る業務を無給で行なっているところである。)	￥2,500	
	4		¥15,000	同上	政務調査 補助事務 5～7月分	同上	¥11,250	同上	同上	￥7,500	
	5	9524.8.31	¥50,000	同上	政務調査 補助事務 8月分	同上	¥33,334	事務所は、議員が理事長を務める社会福祉法人が経営する保育園と同一場所である。法人の業務に支出されている可能性がある。また、事務所では調査研究活動の他、本件一般的な議員活動も居然として行われているのであるから、3分の1に按分して計上すべきであり、3分の1を超える支出は本件用途基準に適合しない支出である。	同議員に係る政務調査費は、人件費にあつては同議員が行う調査研究活動の補助業務の対価としてその全額に充当されたものであり(以上は、議員事務所において関係法人等の業務が行われていたかどうかとは直接関係しない)。関係法人等の業務及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	￥0	
	6		¥350,000	同上	政務調査 補助事務 9～3月分		¥233,338	同上	同上	￥0	
	7						¥274,795	別表49の「自由民主党」会派にかかる違法支出額に つき当時の所属議員30名で按分した金額(小数点以下端数切り捨て)	会派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様々な活動が行われている。一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない、原告は、「会派において、本来政務調査費では充当できないはずの金額が支払われた場合に、これによる利得を受けるのは結局は各議員」ということになる」としているが、各議員が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明確とは言えない。	￥0	
							¥575,609	計	￥10,000		

	支出額 (乙B10の4)	認容額
4月分	¥51,960	¥34,640
4月分	¥178,334	¥118,890
4月分	¥42,975	¥28,650
5月分	¥42,490	¥28,327
5月分	¥170,672	¥113,782
5月分	¥36,500	¥24,334
6月分	¥37,270	¥24,847
6月分	¥160,773	¥107,182
6月分	¥30,213	¥20,142
7月分	¥62,400	¥41,600
7月分	¥177,900	¥118,600
7月分	¥53,475	¥35,650
8月分	¥122,250	¥81,500
8月分	¥120,200	¥80,134
8月分	¥24,675	¥16,450
10月分	¥199,350	¥132,900
10月分	¥138,500	¥92,334
10月分	¥27,400	¥18,267
11月分	¥296,980	¥197,987
11月分	¥131,400	¥87,600
11月分	¥29,275	¥19,517
12月分	¥211,010	¥140,674
12月分	¥136,900	¥91,267
12月分	¥8,350	¥5,567
1月分	¥225,700	¥150,467
1月分	¥91,900	¥61,267
1月分	¥27,400	¥18,267
2月分	¥250,960	¥167,307
2月分	¥111,050	¥74,034
2月分	¥24,488	¥16,326
合計	¥3,222,750	¥2,148,509

議員名 相川正光	整理番号 1	支出年月日 244.2	支出額 ¥12,128	支出先 東北電力	品名 電気料(3 月分)	備考 按分2分 の1	違法 支出し額 ¥8,086	違法理由 自宅に設置された当該事務所の使用実態に合わせて、私的使用分を2分のとし、残りについて調査研究活動の他、後援会活動、一般的な議員活動に按分し、少なくともその2分の1を超える分は本件便益基準に適合しない支出である。	記容額 ¥6,064
2	4.244.10	¥2,155	下山商店	ガス代(3 月分)	同上	¥1,437	同上	同上	¥1,078
3	32.245.2	¥11,016	東北電力	電気料(4 月分)	同上	¥7,344	同上	同上	¥5,508
4		¥118,778	同上	電気料5 ~2月分	同上	¥79,199	同上	同上	¥59,389
5		¥17,169	下山商店	ガス代4~ 2月分	同上	¥11,450	同上	同上	¥8,585
6	7.244.19	¥17,150	木村燃料 サービス	灯油代(4 月分)	同上	¥11,434	同上	同上	¥8,575
7		¥105,215	同上	灯油代10 ~3月分	同上	¥70,144	同上	同上	¥52,608
8	15.244.23	¥3,864	町水道局	水道料金 (4月分)	同上	¥2,576	同上	同上	¥1,932
9		¥36,414	同上	水道料金 5~3月分	同上	¥24,276	同上	同上	¥18,207
10	1.244.2	¥3,701	NTTコミュニケーションズ	インターネット回線 使用料(3 月分)	同上	¥2,468	同上	同上	¥1,851
11	6.244.16	¥1,683	NTT	電話代(3 月分)	同上	¥1,122	同上	同上	¥842
12	16.244.26	¥1,750	ソフトバンクモバイル	携帯電話 使用料(3 月分)	同上	¥855	社会通念上、携帯電話は私的使用に供される頻度も多いので、調査研究活動、後援会活動、本件一般的な議員活動のほか私的使用も含めて4分の1で按分計算すべきであり、4分の1を超える支出は本件便益基準に適合しない支出というべきである。	同議員に係る政務調査費は、携帯電話料金にあつては私用にも使用されていることを考慮してその2分の1に按分して充当されたものであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥40
13		¥40,711	NTTコミュニケーションズ	インターネット回線 使用料4 ~2月分	同上	¥27,148	自宅に設置された当該事務所の使用実態に合わせて、私的使用分を2分のとし、残りについて調査研究活動の他、後援会活動、一般的な議員活動に按分し、少なくともその3分の1を超える分は本件便益基準に適合しない支出である。	同議員に係る政務調査費は、光熱水費、固定電話料金、インターネット使用料及びコピー機等使用料にあつては議員事務所が自宅内に設置されていることと考慮してそれらの2分の1に按分して充当されたものであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥20,356
14		¥21,104	NTT	電話代4 ~2月分	同上	¥14,073	同上	同上	¥10,552
15	82.247.20	¥8,820	株式会社リース	コピー機・ PCリース 代(7月 分)	同上	¥5,880	同上	同上	¥4,410

議員名	No.	審理番号	支出額	支出去年月日	備考	品名	違法支出し額	違法理由に対する反論		認容額
								違法理由	違法理由	
16			¥97,020	同上		コピー機・ PCリース 代4~6月 分、8~3 月分	¥64,600	同上	同上	¥48,510
17	83	24.7.20	¥2,200	株テクナル		コピー一隻 用料(7月 分)	¥1,467	同上	同上	¥1,100
18			¥21,007	同上		コピー一隻 用料4~6 月分、8~ 3月分	¥14,010	同上	同上	¥10,504
19			¥22,011	ソフトバ ジモバイ ル		携帯電話 使用料4 ~2月分	¥11,008	社会通念上、携帯電話は私的使用に供される頻度も 多いので、調査研究活動、後援会活動、本件一般的な 議員活動のほか私的使用も含めて4分の1で按分計 算すべきであり、4分の1を超える支出は本件便益基 準に適合しない支出というべきである。	同議員に係る政務調査費は、入会費にあつては同議員が行う調査研究活動及び本件一 助業務のためとしてその全額に充當されたものであり、後援会活動及び本件一 般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0
20	20	24.4.27	¥50,000	臨時雇用 職員		賃金(4月 分)	¥33,334	事務所では調査研究活動の他、後援会活動、本件一 般的な議員活動が混然として行われているのである から、事務所スタッフの入会費も3分の1に按分して計 算すべきであり、3分の1を超える支出は本件便益基 準に適合しない支出である。	同議員に係る政務調査費は、入会費にあつては同議員が行う調査研究活動及び本件一 助業務のためとしてその全額に充當されたものであり、後援会活動及び本件一 般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥25,000
21			¥550,000	同上		賃金5~3 月分	¥366,674	同上	同上	¥275,000
22								別表49の「自由民主党」会派にかかる違法支出額に つき当時の所属議員30名で按分した金額(小数点以 下端数切り捨て)	金派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研 究に資する様々な活動が行われている。 一方、原告は、金派控室と後援会事務所、改党支部等事務所の同一性を示す証 拠を明らかにしていない。 また、原告は、「会派において、本来政務調査費では充當できないはずの金額が 支出された場合に、これによる利得を受けるのは結局は各議員といふことになる」 としているが、各議員が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明 確とはなっていない。	¥0
計							¥1,033,470			¥560,071

議員名	No.	整理番号	年月日	支出額	支払先	品名	備考	違法支出額	違法理由		違法理由に対する反論	認容額
									(削除)			
山谷清文	1								同上			
	2											
	3	24.4.25	¥578 青森ガス (株)	ガス代(4 月分) 1/2	1,156円×	¥193	一般的な議員活動が混然として行われているのであるから、使用実態に即して按分して計上すべきであり、3分の1を超える支出は本件便途基準に適合しない支出である。		同議員に係る政務調査費は、携帯電話料金並びにインターネット代を除く経費にあっては議員事務所で後援会活動も行わされていることを考慮してその2分の1に按分して光当されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充當する必要はない。			¥0
	4	10	24.4.26	¥17,000	菅悦夫	駐車料金 (5月分) ×1/2	34,000円 ×1/2	¥5,667	同上	同上		¥0
	5	6	24.4.25	¥7,105 東北電力 ㈱	電気代(4 月分) ×1/2	14,211円 ×1/2	¥2,388	同上	同上	同上		¥0
	6	7	24.4.25	¥1,813 東日本電 信電話㈱	電話代(4 月分) 1/2	3,627円 ×1/2	¥604	同上	同上	同上		¥0
	7			¥15,100	同上	電話代5 ~3月分 フランジ リ代(4月 分) 1/2	¥5,037	同上	同上	同上		¥0
	8	8	24.4.25	¥825	同上	1,650円 ×1/2	¥275	同上	同上	同上		¥0
	9			¥9,420	同上	フランジ リ代5~3 月分	¥3,142	同上	同上	同上		¥0
	10	9	24.4.25	¥10,020 青森ケ ーブルテ レビュ ー	インターネット代(4 月分)	¥6,680	同上		同議員に係る政務調査費は、インターネット代にあつては専ら調査研究活動に使用するものであるのであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して光当する必要はない。			¥5,010
	11			¥110,220	同上	インターネット代5 ~3月分	¥73,480	同上	同上	同上		¥55,110
	12	13	24.5.1	¥8,440 ㈱エヌ・ ティ・ド コモ	携帯電話 料金(4月 分)	16,880円 ×1/2	¥4,220	社会通念上、携帯電話は私的使用に供される頻度も多いので、調査研究活動、後援会活動、本件一般的な議員活動のほか私的使用も含めて4分の1で按分して計算すれば、事務所スタッフの人生費も3分の1に按分して計上すべきであり、4分の1を超える支出は本件便途基準に適合しない支出である。	同議員に係る政務調査費は、携帯電話料金並びにインターネット代を除く経費に使用されていることなどを考慮してその2分の1に按分して光当されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充當する必要はないから、不適法な支出はない。			¥0
	13			¥55,395	同上	携帯電話 料金5~3 月分	¥27,798	同上	同上	同上		¥0
	14	3	24.4.25	¥75,000	事務職員	給与(4月 分)	150,000円 ×1/2	¥25,000	事務所では調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動が混然として行われているのであるから、事務所スタッフの人生費も3分の1に按分して計算され、3分の1を超える支出は本件便途基準に適合しない支出である。	同議員に係る政務調査費は、議員事務所で後援会活動も行わっていることを考慮してその2分の1に按分して光当されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充當する必要はない。		¥0
	15			¥825,000	同上	給与5~3 月分	¥275,000	同上	同上	同上		¥0
	16								別表49の「自由民主党」会派にかかる違法支出額につき当時の所属議員30名で按分した金額(小数点以下端數切り捨て)	会派控室では、議員会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様な活動が行われている。原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。原告は、「会派において、本来政務調査費では充当できないはずの金額が支出了された場合に、これによる利得を得受けるのは結局は各議員といふことになる」としてあるが、各議員が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明確とは言つていい。		¥0
			議員持ち出し分									¥704,259
			合計									¥60,120

議員名 No.	整理番号	支出年月日	支出額	支出去先	品名	備考	違法 支出額	違法理由	違法理由に対する反論	
									認容額	
三橋 一三	1	323/4.5.22	¥1,385	東北電力	電気代	4月分 1/2計上	¥462	事務所は調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動が混然として行わっているのであるから、使用実割に即して按分して計上すべきであり、3分の1を超える支出は本件便益基準に適合しない支出である。	同議員に係る政務調査費は、議員事務所で後援会活動も行なわれていることなどを考慮して経費の2分の1に按分して充当されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0
	2	14/24.4.17	¥160,000	アイセック(株)	事務所賃借料	事務所賃借料の2分の1	¥53,334	事務所は使用実態に合わせて計上すべきである。調査研究活動の他、後援会活動、一般的な議員活動に按分し、3分の1を超える支出は本件便益基準に適合しない支出である。	同上	¥0
	3		¥17,287	東北電力	電気代	5~12月 分 1/2計上	¥5,764	同上	同上	¥0
	4	30/24.4.30	¥20,000	-	賃金	4月分1/2 計上	¥6,667	事務所では調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動が混然として行なわれているのであるから、事務所スタッフの人物費も3分の1に按分して計上すべきであり、3分の1を超える支出は本件便益基準に適合しない支出である。	同上	¥0
	5	31/24.4.30	¥20,000	-		同上	¥6,667	同上	同上	¥0
	6		¥440,000	-		5~3月分 各月2人 分計	¥146,674	同上	同上	¥0
	7						¥274,795	別表49の「自由民主党(会派)にかかる違法支出額につき当院の所属議員30名で按分した金額(小数点以下端数切り捨て)	会派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様々な活動が行われている。一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政黨支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。また、原告は、「会派において、本来政務調査費では充当できないはずの金額が支出された場合に、これによる利得を受けるのは結局は各議員ということになる」としているが、各議員が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明確とは言っていない。	¥0
							¥494,353			¥0

議員名	No.	整理番号	支出年月日	支出額	支払先	品名	備考	支出額	違法理由		違法理由に対する反論	議費額
									事務所では調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動が混然として行われているのであるから、事務所にかかる支出も3分の1に按分して計上すべきであり、支えられる本件使途基準に適合しない支出である。	同議員に係る政務調査費は、議員事務所で後援会活動も行なわれていることを考慮して更に按分して充当する必要はない。		
蛇足正勝	1	27	24.4.26	¥60,000	東管工業(株)	簡易ハウスマテrial料(4ヶ月分)	120,000円×1/2	¥20,000	￥20,000	￥20,000	￥0	
	2		¥660,000	同上		簡易ハウスマテrial料(5~3ヶ月分)	1/2計上	¥220,000	同上	同上	￥0	
	3	28	24.4.26	¥3,027	東日本電信電話株	電話代(4ヶ月分)	6,054円×1/2	¥1,009	同上	同上	￥0	
	4	29	24.4.26	¥708	NTTコミュニケーションズ株	インター料(4ヶ月分)	1,417円×1/2	¥236	同上	同上	￥0	
	5		¥32,658	東日本電信電話株	電話代5~3ヶ月分	1/2計上	¥10,888	同上	同上	同上	￥0	
	6		¥8,038	NTTコミュニケーションズ株	インター料5~3ヶ月分	同上	¥2,682	同上	同上	同上	￥0	
	7	223	24.11.19	¥10,000	(有)みちのく農産	来客用茶菓代	20,000円×1/2	¥3,334	同上	同上	￥0	
	8		¥41,437		同上	1/2計上	¥13,813	同上	同上	同上	￥0	
	9		¥60,000	(株)	エム・エフ	事務機器借り上げ料(年間)	同上	¥30,000	同上	同上	￥0	
	10		¥5,612			事務用品費(年間)	同上	¥2,040	同上	同上	￥0	
	11	44	24.5.11	¥5,323	キャノンシステムアンドサポート株	コピー機用トナー	同上	¥1,774	同上	同上	￥0	
	12	304	25.1.28	¥29,925	㈱テクノル	印刷機用トナー一代	同上	¥9,975	同上	同上	￥0	
	13	341	25.3.8	¥5,323	キャノンシステムアンドサポート株	コピー機用トナー	同上	¥1,774	同上	同上	￥0	
	14	357	25.3.26	¥12,075	㈱テクノル	ドラムカートリッジ一代他	同上	¥4,025	同上	同上	￥0	
	15	367	25.3.29	¥8,662	(株)ジー・エー・ピー・システム	インクジェットプリンタ一代	同上	¥2,887	同上	同上	￥0	
	16	31	24.4.28	¥90,000	事務職員	給与(4ヶ月分)	180,000円×1/2	¥30,000	同上	同上	￥0	
	17		¥990,000	同上		給与5~3ヶ月分	1/2計上	¥330,000	同上	同上	￥0	
	18								別表49の「自由民主党」会派にかかる違法支出額に つき当時の所属議員30名で按分した金額(小数点以下端数切り捨て) ¥274,795		会派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様々な活動が行われている。 一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。 また、原告は、「会派において、本来政務調査費では充當できないはずの金額が支出された場合に、これによる利得を受けるのは結局は各議員といつことになる」としているが、各議員が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明確とはなっていない。	￥0
											計	¥959,232

議員名 No.	登録番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支出額	違法理由	違法理由に対する反論	
									認容額	
古村 一雄	1 11	24.4.11	¥30,000	平野清勝	家賃4月分	政務調査 浪岡事務所/全額計上	¥15,000	使用実態に按分して計上すべきであり、調査研究活動の他、その他一般的な活動どに按分し、少なくとも2分の1を超える支出は本件使用基準に適合しないというべきである。	同議員に係る政務調査費は、議員事務所の維持等に要する経費にあっては議員事務所において専ら調査研究活動が行われていたことから事務費を含めその全額に充當されるものであり、本件一般的な議員活動をして更に按分して充当する必要はない。	¥0
2		¥330,000	同上	家賃1か月分	電気料4月分	同上/全額計上	¥165,000	同上	同上	¥0
3	24 24.4.25	¥5,887	東北電力	電気料5月分	同上	¥2,944	事務所家賃同様2分の1を超える支出は本件使用基準に適合しないというべきである。	同上	同上	¥0
4		¥76,197	同上	電気料5月分	同上	¥38,101	同上	同上	同上	¥0
5	40 24.5.8	¥2,840	市企業局	水道料4月分	同上	¥1,420	同上	同上	同上	¥0
6		¥26,980	同上	水道料5月分	~2月分	¥13,490	同上	同上	同上	¥0
7		¥31,488	工藤助商店	灯油代金4回分		¥15,744	同上	同上	同上	¥0
8	4 24.4.2	¥2,987	エヌ・ティ・ティ・モードコモ	携帯料金3月分	按分2分の1	¥1,494	社会通念上、携帯電話は私的使用に供される頻度も多いので、調査研究活動、後援会活動、本件一般的な議員活動のほか私的使用も含めて4分の1で按分計上すべきであり、4分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出というべきである。	同議員に係る政務調査費は、携帯電話料金にあっては個人用にも使用されいることを考慮してそれらの2分の1に按分して充当されたものであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	同議員に係る政務調査費は、携帯電話料金にあっては個人用にも使用されいることを考慮してそれらの2分の1に按分して充当されたものであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0
9						(削除)				
10	10 24.4.11	¥5,017	NTT東日本	電話料3月分	同上	¥2,509	事務所家賃同様2分の1を超える支出は本件使用基準に適合しないというべきである。	同議員に係る政務調査費は、議員事務所の維持等に要する経費にあっては議員事務所において専ら調査研究活動が行われていたことから事務費を含めその全額に充當されたものであり、本件一般的な議員活動をして更に按分して充当する必要はない。	同議員に係る政務調査費は、議員事務所の維持等に要する経費にあっては議員事務所において専ら調査研究活動が行われていたことから事務費を含めその全額に充當されたものであり、本件一般的な議員活動をして更に按分して充当する必要はない。	¥0
11	31 24.4.26	¥8,884	マルキ	コピー一カラコンターライ4月分	同上	¥4,442	同上	同上	同上	¥0
12						(削除)				
13	5 24.4.9	¥19,950	日立キャナル	コピー一機リース料4月分	同上	¥9,975	事務所家賃同様2分の1を超える支出は本件使用基準に適合しないというべきである。	同議員に係る政務調査費は、議員事務所の維持等に要する経費にあっては議員事務所において専ら調査研究活動が行われていたことから事務費を含めその全額に充當されたものであり、本件一般的な議員活動をして更に按分して充当する必要はない。	同議員に係る政務調査費は、議員事務所の維持等に要する経費にあっては議員事務所において専ら調査研究活動が行われていたことから事務費を含めその全額に充當されたものであり、本件一般的な議員活動をして更に按分して充当する必要はない。	¥0
14		¥219,450	同上	コピー一機リース料5月分	同上	¥109,725	同上	同上	同上	¥0
15		¥62,727	NTTファイナンス	電話料4月分	~2月分	¥26,366	同上	同上	同上	¥0
16	26 24.4.25	¥2,690	NHK	受信料	政務調査 浪岡事務所24.4~ 全額計上	¥1,345	同上	同上	同上	¥0

議員名	No.	整理番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支出去額	違法理由		違法理由に対する反論	詫問額
									違法支出去額	違法理由		
	17			¥120,986	マルキ	コピー一カウントカード5枚	政務調査 浪岡事務所全額 計上 ～3月分	¥60,495	同上	同上	同上	¥0
	18			¥98,859	マルキ／ホーマック	事務用品	同上	¥49,430	同上	同上	同上	¥0
	19			¥12,812	成田本店 ／金入	文具代、 DVD-R、 ファクシミ リ用 ボ ン、リンク フリンク	同上	¥6,406	同上	同上	同上	¥0
	20			¥19,814	きだえん 他	お茶、コー ヒー他	同上	¥9,908	同上	同上	同上	¥0
	21			¥29,816	NTTファイ ナス	携帯電話 料4～月 分	1/2計上	¥14,912	社会通念上、携帯電話は私的使用に供される頻度も 多いので、調査研究活動、後援会活動、本件一般的な議員活動のほか私的使用も含めて4分の1で按分 計算上すべきであり、4分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出というべきである。	同議員に係る政務調査費は、携帯電話料金にあつては個人用にも使用されてい ることを考慮してそれらの2分の1に按分して充当されたものであり、後援会活動 及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	同議員に係る政務調査費は、給料にあつては同議員が行う調査研究活動の補助 業務の対価として支給するものであることからその全額に充当されたものであり、 本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0
	22	28	24.4.25	¥80,000	事務職員	給料4月 分	全額計上	¥40,000	事務所では調査研究活動の他、本件一般的な議員活 動が混然として行われているのであるから、事務所ス タッフの人事費も2分の1に按分して計上すべきであ り、2分の1を超える支出は本件使用基準に適合しな い支出である。	同議員に係る政務調査費は、給料にあつては同議員が行う調査研究活動の補助 業務の対価として支給するものであることからその全額に充当されたものであり、 本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	同議員に係る政務調査費は、給料にあつては同議員が行う調査研究活動の補助 業務の対価として支給するものであることからその全額に充当されたものであり、 本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0
	23					¥880,000	同上	¥440,000	同上	同上	同上	¥0
								¥1,026,706				¥0
							計					

議員名 相馬龍一	No.	整理番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支出額	違法理由	違法理由に対する反論		認容額
										(削除)	(削除)	
	1									(削除)	(削除)	¥0
	2									(削除)	(削除)	¥0
	3	15 24.4.25	¥65,000 事務職員給与(4月分)	全額計上	¥27,500	事務所では調査研究活動の他、本件一般的な議員活動が混然として行われているのであるから、使用実態に即して換算して計上すべきであり、2分の1を超える支出は本件検査基準に適合しない支出である。		¥340,000 同上	同上	同上	同上	¥0
	4		¥680,000 同上	給与5~3月分								¥0
	5		¥92,500 同上	賞与	同上			¥46,230 同上				¥0
合計								¥413,730				¥0

議員名 宗良岡 央	No.	整理番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支出額	違法理由に対する反論		認容額
									違法理由	同議員に係る政務調査費は、電話代及びコピー代にあつては議員事務所において後援会活動も考慮してそれらの2分の1に按分して充当されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	
	1	124.4.5		¥2,010	東日本電信電話㈱	電話代(3ヶ月分)	2分の1按分	¥670	事務所では調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動が混然として行われているのであるから、使用実態に則りして計上すべきであり、3分の1を超える支出は本件用途基準に適合しない支出である。	同議員に係る政務調査費は、電話代及びコピー代にあつては議員事務所において後援会活動も考慮してそれらの2分の1に按分して充当されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0
	2	3 24.4.10		¥11,383	株テクノル	3月分コピー代	同上	¥3,961	同上	同上	¥0
	3			¥22,067	東日本電信電話㈱/NTTファイナンス	電話代4~2月分	同上	¥7,356	同上	同上	¥0
	4	20 24.4.27	¥200,000	事務職員	給料4月分	全額計上	¥133,334	事務所では調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動が混然として行われているのであるから、事務所スタッフの人事費も3分の1に按分して計上すべきであり、3分の1を超える支出は本件用途基準に適合しない支出である。	同議員に係る政務調査費は、給料にあつては同議員が行う調査研究活動の補助業務の対価として支給するものであることからその全額に充当されたものであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥100,000	
	5			¥2,200,000	同上	給料5~3月分	同上	¥1,466,674	同上	同上	¥1,100,000
	議員持ち出し分							¥-3,492			¥-3,492
	合計							¥1,608,503			¥1,196,508

議員名 調査 額	No.	整理番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法 支出額	違法理由	違法理由に対する反論		認容額
										調査研究に資する様な活動が行われている。	金派控室では、議員終金等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様な活動が行われている。	
益一	1							¥1,069,117	別表4-7の「日本共産党」会派にかかる違法支出額(小数点以下端数切り捨て)	一方、原告は、金派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。	また、原告は、「金派において、本来政務調査費では充当できないはずの金額が支出された場合に、これによる利得を受けるのは結局は各議員ということになる」としているが、各議員が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明確とはなっていない。	¥0
計				¥1,069,117								¥0

議員名	No.	整理番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支出額	違法理由	違法理由に対する反論	認容額
安藤 晴美										会派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様々な活動が行われている。一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。	¥0
	1							¥1,069,117	別表47の「日本共産党」会派にかかる違法支出額につき所屬議員2名で按分した金額（小数点以下端数切り捨て）	また、原告は、「会派において、本共政務調査費では充当できないはずの金額が支出されているが、各議員が利得を受けるのは結局は各議員ということになる」としてあるが、各議員が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明確とはなっていない。	
計				¥1,069,117							¥0

議員名	No.	整理番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支払額	違法理由	違法理由に対する反論	認容額
丸井裕	1	24 24.4.27	¥52,500 丸井商事株式会社	4月分事務所賃料	105,000円 ×1/2	4月分事務所賃料		¥32,500	身である。この費用支出は、実質的に見て政務調査費が議員に還流することとなる。議員や親族が代表を務める会社の一室を事務所として借り上げることについて、「議員や親族人の所有ではないことから充当は可能と考えられます」としているところである。	丸井商事株式会社と同議員は人格を異にするものである以上、同社の代表者が同議員自身であることをもって政務調査費の充当が不適法であるということはできない。	¥0
	2		¥577,500 同上	5～3月分事務所賃借料	105,000円 ×1/2 × 1 か月	5～3月分事務所賃借料		¥577,500 同上		同上	¥0
	3	153 24.9.29	¥11,925 同上	灯油代4回分	23,850円 ×1/2 × 4	灯油代4回分		¥11,925 同上		同上	¥0
	4		¥60,721 同上	事務費	同上	事務費		¥60,721 同上		同上	¥0
	5		¥174,566	事務費	同上	事務費		¥58,193	事務所では調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動が混然として行われているのであるから、事務所スタッフの人員費も3分の1に按分して計算すべきであり、3分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出である。	同議員に係る政務調査費は、事務所賃借料、灯油代及び事務費にあつては議員事務所において後援会活動も行われていることを考慮してそれらの2分の1に按分して充当されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0
	6	26 24.4.30	¥15,000 事務職員	補助職員人件費4ヶ月分	金額計上	補助職員人件費4ヶ月分		¥10,000	事務所では調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動が混然として行われているのであるから、事務所スタッフの人員費も3分の1に按分して計算すべきであり、3分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出である。職員のうち1名は後援会の事務担当者であり、同後援会事務担当者の人件費は政務調査費により賄われていたことになる。	同議員が後援会の事務担当者であり、かつ、同後援会の政治資金収支報告書に人件費の記載がないからといって、政務調査費から同後援会の業務に係る人件費を支給していることにはならない。(同職員は、同後援会に係る業務を無給で行っていたところである。)	¥7,500
	7	27 24.4.30	¥15,000 同上	同上	同上	同上		¥10,000 同上		同上	¥7,500
	8	28 24.4.30	¥15,000 同上	同上	同上	同上		¥10,000 同上		同上	¥7,500
	9		¥410,000 同上	補助職員人件費5ヶ月分		補助職員人件費5ヶ月分		¥273,335 同上		同上	¥205,000
	10							¥274,795	別表49の「自由民主党」会派にかかる憲法支出額に引き当時の所属議員30名で按分した金額(小数点以下端数切り捨て)	金派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様々な活動が行われている。一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。	¥0
								¥1,338,969		また、原告は、「会派において、本来政務調査費では充当できないはずの金額が支出された場合に、これによる利益を受けるのは結局は各議員といふことになる」としているが、各議員が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明確とは言っていない。	¥227,500
										合計	

別表19

議員名	No.	整理番号	支出年月日	支出額	支出去先	品名	備考	違法支出去額	違法理由	違法理由に対する反論	
										記載額	記載額
瀧澤求	1	48	24.6.9	¥15,000	上淀土町駐車場	来客用駐車場使用料	45,000×1/3 4月、5月、6月分	¥3,750	政党事務所も兼ねているため、事務所では調査研究活動の他、後援会活動、政党活動、本件一般的な議員活動が混然として行われているのであるから、その3分の1に按分して充当する必要はない。	¥0	同議員に係る政務調査費は、来客用駐車場使用料にあつては議員事務所で後援会活動及び政党活動も行わされていることを考慮して更に按分して充当する必要はない。
	2	43	24.6.5	¥6,300	関東商事(株)	ファイリ代金として	資料費(プリンタに使用政務調査専用)	¥4,725	同上	¥0	同議員に係る政務調査費は、ファイリ代金にあつては調査研究活動に要する経費であることからその全額に充當されたものであり、後援会活動、政党活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。
	3	139	24.12.5	¥24,945	同上	同上	同上	¥18,709	同上	同上	同上
	4	155	25.1.8	¥5,610	同上	同上	同上	¥4,208	同上	同上	同上
	5	15	24.4.28	¥50,000	事務所職員	補助職員人件費(賃金4月分)	100,000×1/2	¥25,000	事務所では調査研究活動の他、後援会活動、政党活動、本件一般的な議員活動が混然として行われているのであるから、事務所スタッフの入件費も4分の1に按分して計上すべきであり、4分の1を超える支出は本件使途基準に適合しない支出である。	¥0	同議員に係る政務調査費は、賃金にあつては後援会活動に係る業務にも従事することからそこの2分の1に按分して充當されたものであり、政党活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。
	6			¥475,000	同上	同上	上記1か月分	¥237,500	同上	同上	同上
	7	16	24.4.28	¥50,000	同上	補助職員人件費(賃金4月分)	100,000×1/2	¥25,000	同上	同上	同上
	8			¥550,000	同上	補助職員人件費(賃金4月分)	100,000×1/2	¥275,000	同上	同上	同上
	9	17	24.4.28	¥80,000	同上	補助職員人件費(賃金4月分)	160,000×1/2	¥40,000	同上	同上	同上
	10			¥780,000	同上	補助職員人件費(賃金4月分)	160,000×1/2	¥390,000	同上	同上	同上
	11									会派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様々な活動が行われている。	¥0
										一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。	¥0
										また、原告は、「会派において、本来政務調査費では充當できないはずの金額が支出された場合に、これがによる利得を受けるのは結局は各議員といふことになる」として、会派が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明確とは言つてない。	¥0
										別表49の「自由民主党」会派にかかる違法支出額につき、当時の所屬議員30名で按分した金額(小数点以下端数切り捨て)	¥0
										¥274,795	¥0
										議員持ち出し分	¥-48,407
										議員持ち出し分	¥1,250,280

議員名 監理 番号	No.	支出 年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法 支出額	違法理由	違法理由に対する反論		認容額	
									同議員に係る政務調査費は、議員事務所において事務調査料及び上下水道料金にあってはその全額に充當されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	同議員に係る政務調査費は、議員事務所の賃借料及び上下水道料金にあってはその全額に充當されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。		
夏堀 浩一	1	36 24.5.9	¥3,794	八戸園域 水道企業 団企業長	水道料金	上水道料 金2か月 分	¥1,892	議員事務所では調査研究活動の他、本件一般的な議員活動が混然として行われているのであるから、2分の1に按分して計上すべきであり、2分の1を超える支出は本件使途基準に適合しない支出である。	同議員は人格を異にするものである以上、同社の代表者が同議員の親族であることのみをもつて政務調査費の充当が不適法であるといふことはできない。	同議員は人格を異にするものである以上、同社の代表者が同議員の親族であることについて、「議員や親族個人の所有ではないことから、さらに、本件マニュアル(16頁)では、議員や親族が代表を務める会社の一室を事務所として借り上げることについて、「議員や親族個人の所有ではないことから、充当は可能と考えられます」としているところである。	¥0	
	2	37 24.5.9	¥1,780	南部町長	同上	下水道料 金2か月 分	¥990	同上	同上	同上	¥0	
	3	25 24.4.28	¥50,000	御芙蓉商 事務所賃 借料	事務所賃 借料	4月分全 額計上	¥50,000	議員事務所では調査研究活動の他、本件一般的な議員活動が混然として行われているのであるから、2分の1に按分して計上すべきであり、2分の1を超える支出は本件使途基準に適合しない支出である。	議員事務所に係る政務調査費は、議員事務所の賃借料及び上下水道料金にあってはその全額に充當されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	議員事務所に係る政務調査費は、議員事務所において事務調査料及び上下水道料金にあってはその全額に充當されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0	
	4		¥550,000	同上	同上	5~3月分 計	¥550,000	議員事務所では調査研究活動の他、本件一般的な議員活動が混然として行われているのであるから、2分の1に按分して計上すべきであり、2分の1を超える支出は本件使途基準に適合しない支出である。	議員事務所に係る政務調査費は、議員事務所の賃借料及び上下水道料金にあってはその全額に充當されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	議員事務所に係る政務調査費は、議員事務所の賃借料及び上下水道料金にあってはその全額に充當されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0	
	5		¥18,764	八戸園域 水道企業 団企業長	水道料金	上水道料 金10か月 分	¥9,382	議員事務所では調査研究活動の他、本件一般的な議員活動が混然として行われているのであるから、2分の1に按分して計上すべきであり、2分の1を超える支出は本件使途基準に適合しない支出である。	議員事務所に係る政務調査費は、ウイルス対策用パソコンソフト代金については当該ソフトを後援会活動でも使用することからその2分の1に按分して充當されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	議員事務所に係る政務調査費は、ウイルス対策用パソコンソフト代金については当該ソフトを後援会活動でも使用することからその2分の1に按分して充當されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0	
	6		¥8,900	南部町長	同上	下水道料 金10か月 分	¥4,450	議員事務所では調査研究活動の他、本件一般的な議員活動が混然として行われているのであるから、後援会活動も加えて按分するならば事務所スタッフの1人件は3分の1に按分して計上すべきであり、3分の1を超える支出は本件使途基準に適合しない支出である。	議員事務所に係る政務調査費は、ウイルス対策用パソコンソフト代金については当該ソフトを後援会活動でも使用することからその2分の1に按分して充當されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	議員事務所に係る政務調査費は、ウイルス対策用パソコンソフト代金については当該ソフトを後援会活動でも使用することからその2分の1に按分して充當されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0	
	7							(削除)				
	8							(削除)				
	9	34 24.5.9	¥2,362	トレンドマ ウイルス バスター バージョン (1年間)	バージョン (1/2)	按分	¥787	議員事務所では調査研究活動の他、本件一般的な議員活動が混然として行われているのであるから、後援会活動も加えて按分するならば事務所スタッフの1人件は3分の1に按分して計上すべきであり、3分の1を超える支出は本件使途基準に適合しない支出である。	議員事務所に係る政務調査費は、ウイルス対策用パソコンソフト代金については当該ソフトを後援会活動でも使用することからその2分の1に按分して充當されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	議員事務所に係る政務調査費は、ウイルス対策用パソコンソフト代金については当該ソフトを後援会活動でも使用することからその2分の1に按分して充當されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0	
	10	22 24.4.27	¥50,000	事務所職 員	賃金	4月分 (100,000 ×1/2)	¥16,667	議員事務所では調査研究活動の他、本件一般的な議員活動が混然として行われているのであるから、後援会活動も加えて按分するならば事務所スタッフの1人件は3分の1に按分して計上すべきであり、3分の1を超える支出は本件使途基準に適合しない支出である。	議員事務所に係る政務調査費は、事務所職員の賃金は当該職員が後援会活動にも従事することからその2分の1に按分して充當されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	議員事務所に係る政務調査費は、事務所職員の賃金は当該職員が後援会活動にも従事することからその2分の1に按分して充當されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0	
	11		¥671,750	同上	同上	5~3月分 計上	¥223,923	同上	同上	同上	¥0	
	12								会派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研 究に資する様々な活動が行われている。	一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証 拠を何ら示していない。	別表49の「自由民主党」会派にかかる違法支出額に 別表当時の所属議員30名で按分した金額(小数点以下端数切り捨て) ¥274,795	￥0
									また、原告は、「会派において、本来政務調査費では充当できないはずの金額が 支払われた場合に、これによる利得を受けることは結局は各議員について、法的見地から明 確とはなっていない。		￥0	
									計		¥1,132,786	

議員名	登録番号	支払年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支払額	違法理由	違法理由に対する反論		認容額
									議員自身は人格を異にするものである以上、同社の代表者が同議員自身であることをもつて政務調査費の充当が不適法であるということはできない。	有限会社イーエスエムと同議員は人格を異にするものである以上、同社の代表者が同議員自身であることをもつて政務調査費の充当が不適法であるということはできない。	
清水悦郎	1 3 244.2	¥15,006 (電)イー工ス	電気料金 3月分	政務調査専用	電気料金 3月分		¥15,006	(有)イーエスエムは議員本人が代表を務めておりかかる場合には実質的には議員本人への資金環流と同じで、維持経費が発生しているとはいえないのに、全額が本件使途基準に適合しない支出である。	議員マニュアル(16頁)では、「議員や親族が代表を務める会社の一室を事務所として借り上げることについて、「議員や親族個人の所有ではないことから充当は可能と考えられます」としているところである。	¥0	
	2	¥98,123 同上	電気料4 ~2月分	同上	政務調査専用 全額計上		¥98,123 同上		同上	同上	¥0
	3 1 244.2	¥70,000 同上	事務所賃借料4月 分	同上	政務調査専用 全額計上		¥70,000 同上		同上	同上	¥0
	4	¥770,000 同上	事務所賃借料1か 月分	同上	政務調査専用 来客用		¥770,000 同上		同上	同上	¥0
	5 2 244.2	¥5,000 同上	駐車場使用料4月 分	同上	政務調査専用 来客用		¥5,000 同上		同上	同上	¥0
	6	¥55,000 同上	駐車場使用料1か 月分	同上	政務調査専用 来客用		¥55,000 同上		同上	同上	¥0
	7 7 244.2	¥3,635 (株)エヌティモード	携帯電話料金3月 分	10,905円 ×1/3	社会通念上、携帯電話は私的使用に供される頻度も 多いので、調査研究活動、後援会活動、政党活動本 件一般的な議員活動のほか私的使用も含めて5分の 1で按分計上すべきであり、5分の1を超える支出は本 件使途基準に適合しない支出というべきである。	¥1,454	¥4,017	同議員に係る政務調査費は、携帯電話料金にあっては政党活動及び後援会活 動にも使用されていることを考慮してその3分の1に按分して充当されたものであ り、私用及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。 議員事務所は集合住宅の構造どなつおり、地番こそ同一であるものの、後援会 等の事務所とは階が分かれているものである。	議員事務所に設置されたパソコンであると推量される。使 用美端に合わせ、4分の1を超える分は本件使途基準 に適合しない支出である。	¥0	
	8 11 244.3	¥5,355 (株)ファイン ス	シャープ リース料4 月分	パソコン リース料4 月分	政務調査専用		¥57,739	同議員に係る政務調査費は、議員事務所においては事ら調査研究活動を行わ れていますことから、固定電話料、コピー複合機リース料及びパソコンリース料に充 当されたものであり、後援会活動、政党活動及び本件一般的な議員活動を考慮 して更に按分して充当する必要はない。	同議員事務所に設置された機器に係る経費であることからその金額に充 当されたものであり、後援会活動、政党活動及び本件一般的な議員活動を考慮 して更に按分して充当する必要はない。	¥0	
	9 12 244.3	¥12,915 同上	コピーリ ー ス料4月 分	同上	政務調査専用 全額計上		¥9,687 同上		同上	同上	¥0
	10	¥76,979 NTTファ ンス	電話代4 ~3月分	同上	政務調査専用 全額計上		¥455	議員の事務所電話番号は0179-22-2816だけが公開さ れている。当該電話番号に係る支出であることは同 事務所は政党支部事務所も兼ねており、調査研究活 動の他、後援会活動、政党活動、その他一般の議員 活動が混然として行われているから、4分の1を超える 支出は本件使途基準に適合しないといふべきである。	議員活動の他、後援会、政党活動に按分したとし てあるが、本件一般的な議員活動分も考慮すべきであ り、4分の1を超える分は本件使途基準に適合しない。	¥51,320	
	11 40 244.25	¥1,820 東日本電 話機	インターネット回線 使用料4 月分	インターネット回線 使用料4 月分	政務調査専用 全額計上		¥455	同議員に係る政務調査費は、インターネット回線使用料にあつては議員事務所と 後援会等の事務所とで共用していたことからその3分の1に按分して充当された ものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	議員活動の他、後援会、政党活動に按分したとし てあるが、本件一般的な議員活動分も考慮すべきであ り、4分の1を超える分は本件使途基準に適合しない。	¥0	
	12	¥20,020 同上	インターネット回線 使用料5 ~3月分	同上	政務調査専用 全額計上		¥5,005 同上		同上	同上	¥0

議員名 No.	整理番号 年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法 支出額	違法理由		違法理由に対する反論	認容額
							違法	理由		
13		¥47,881	(株)エヌティティ・コモディティ/NTTファイナンス(株)	携帯電話料金4~2月分	1/3 計上	¥19,143	社会通念上、携帯電話は私的使用に供される頻度も多いので、議員活動、後援会活動、政黨活動本件途基準に適合しない支出である。	議員に係る政務調査費は、携帯電話料金にあっては政黨活動及び後援会活動にも使用されていることを考慮してその3分の1に按分して充当されたものであり、私的使用及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0	
14	19 24.4.17	¥9,000	フォトショブYES	写真印刷代	政務調査資料作製用	¥6,750	領収書但し書きには「品代としてとだけ記載され、領收書等の貼付用紙では「政務調査費資料作成用」などと記載しているが、その事實が検証できない。4分の1金額を超過する支出である。	同議員に係る政務調査費は、写真印刷代にあっては政務調査資料を作成するための写真を印刷したことからその全額に充当されにものであり、後援会活動、政黨活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0	
15	42 24.4.25	¥35,000	事務職員	給与4月分	70,000円×1/2後援会活動と按分	¥17,500	事務所では調査研究活動の他、後援会活動、政党活動、本件一般的な議員活動が混然として行われているのであるから、事務所スタッフの入会費も分の1に按分して計上すべきであり、4分の1を超える支出は本件途基準に適合しない支出である。	同議員に係る政務調査費は、人件費にあっては調査研究活動の補助業務以外に業務する業務に応じて2分の1に按分して充当されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥11,667	
16		¥385,000	同上	給与11か月分	¥192,500 同上		同上	同上	¥128,337	
17	43 24.4.25	¥50,000	同上	給与4月分	100,000円×1/2政黨活動と按分	¥25,000 同上	同上	同上	¥16,667	
18		¥550,000	同上	給与11か月分		¥275,000 同上	同上	同上	¥183,337	
19							金派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に貢献する様々な活動が行われている。一方、原告は、金派控室と後援会事務所、政黨支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。	別表49の「自由民主党」会派にかかる違法支出額につき当時の所属議員30名で按分した金額(小数点以下端數切り捨て)	¥274,795	
							また、原告は、「会派において、本来政務調査費では充当できないはずの金額が支出了された場合に、これによる利得を受けるのは結局は各議員といふことになる」としてはいるが、各議員が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明確とはなっていない。		¥1,902,174	
									¥391,328	

議員名	No.	整理番号	支出年月日	支出額	支出去先	品名	備考	違法額 支出し額	違法理由 由	違法理由に対する反論		認容額
										同議員に係る政務調査費は、事務所賃借料にあっては議員事務所で後援会活動も行かれていることを考慮して経費の2分の1に按分して充当されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	同議員に係る政務調査費は、携帯電話料金にあつては私用にも使用されていることを考慮してその2分の1に按分して充当されたものであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	
横井 力	1	13 24.4.25	¥35,000 二ユートル 風呂	70,000円 ×1/2	事務所賃借料(4ヶ月分)	事務所賃借料(4ヶ月分)		70,000円 ×1/2 × 1 1か月	¥11,667	社会通念上、携帯電話は私的使用に供される頻度も多いので、調査研究活動、後援会活動、本件一般的な議員活動のほか私的使用も含めて4分の1で按分計算すべきであり、4分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出である。	社会通念上、携帯電話は私的使用に供される頻度も多いので、調査研究活動、後援会活動、本件一般的な議員活動のほか私的使用も含めて4分の1で按分計算すべきであり、4分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出である。	¥0
	2		¥385,000 同上		事務所賃借料5～3 月分	事務所賃借料5～3 月分		70,000円 ×1/2 × 1 1か月	¥128,337	同上	同上	¥0
	3	20 24.5.1	¥6,398 ティコモ	12,796円 の1/2	携帯電話 料金(4ヶ月分)	携帯電話 料金(4ヶ月分)		¥3,199	社会通念上、携帯電話は私的使用に供される頻度も多いので、調査研究活動、後援会活動、本件一般的な議員活動のほか私的使用も含めて4分の1で按分計算すべきであり、4分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出である。	社会通念上、携帯電話は私的使用に供される頻度も多いので、調査研究活動、後援会活動、本件一般的な議員活動のほか私的使用も含めて4分の1で按分計算すべきであり、4分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出である。	¥0	
	4		¥73,821 NTTファイナンス (株)	¥36,914 同上	携帯電話 料金5～3 月分	携帯電話 料金5～3 月分		¥36,914	同上	同上	同上	¥0
	5									(削除)		
	6									(削除)		
	7	14 24.4.25	¥60,000 事務職員 給与	120,000円 の1/2	事務職員 給与	事務職員 給与		¥20,000	社会通念上、携帯電話は私的使用に供される頻度も多いので、調査研究活動、後援会活動、本件一般的な議員活動が混然として行われているのであるから、事務所スタッフの入件費も3分の1に按分して計算すべきであり、3分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出である。事務職員のうち1名は後援会の事務担当者であり、同後援会の事務担当者の入件費は政務調査費により斟われていたことになる。	社会通念上、携帯電話は私的使用に供される頻度も多いので、調査研究活動、後援会活動、本件一般的な議員活動が混然として行われているのであるから、事務所スタッフの入件費も3分の1に按分して計算すべきであり、3分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出である。事務職員のうち1名は後援会の事務担当者であり、同後援会の事務担当者の入件費は政務調査費により斟われていたことになる。	¥0	
	8		¥660,000 同上	¥220,000 同上	給与5～3 月分	給与5～3 月分		¥120,000円 の1/2	¥120,000円 の1/2	同上	同上	¥0
	9									別表49の「自由民主党」会派にかかる違法支出額に つき当時の所属議員30名で按分した金額(小数点以下端數切り捨て)	会派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様々な活動が行われている。一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。 また、原告は、「会派において、本来政務調査費では充当できないはずの金額が支払っているが、各議員が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明確とはなっていない。	¥0
	計									¥634,912		¥0

議員名	監理番号	支出額	支払年月日	支出先	品名	備考	運法 支出額	運法 理由	違法理由に対する反論		認容額
									同議員に係る政務調査費は、携帯電話料金にあつては私用にも使用されていることを考慮してその2分の1に按分して充当する必要はない。	￥0	
沼尾 啓一	1	2,244.2	¥2,602	NTT docomo	携帯電話料金(3ヶ月分)	5,240×1/2	¥1,301	社会通念上、携帯電話は私的使用に供される頻度も多いので、調査研究活動、後援会活動、本件一般な議員活動のほか私的使用も含めて4分の1で按分計上すべきであり、4分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出というべきである。	同議員に係る政務調査費は、携帯電話料金にあつては私用にも使用されることは考慮して更に按分して充当する必要はない。	￥0	
	2	39,245.11	¥3,530	かんぶん 上北店	事務用品	7,060×1/2、インクカートリッジ	¥1,177	事務所では調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動が混然として行われているのであるから、3分の1に按分して計上すべきであり、3分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出である。	同議員に係る政務調査費は、事務用品の購入経費にあっては議員事務所で後援会活動も行われていることを考慮して経費の2分の1に按分して充当されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	￥0	
	3	97,247.9	¥4,427	同上		1/2 インクカートリッジ、コピー用紙、その他	¥1,476	同上	同上	同上	￥0
	4	135,248.17	¥1,080	同上		1/2 インクカートリッジ	¥360	同上	同上	同上	￥0
	5	188,2410.1	¥813	同上		1/2 インクカートリッジ	¥271	同上	同上	同上	￥0
	6	192,2410.9	¥590	同上		1/2 インクカートリッジ	¥197	同上	同上	同上	￥0
	7	193,2410.9	¥590	同上		同上	¥197	同上	同上	同上	￥0
	8	219,2411.12	¥540	同上		同上	¥180	同上	同上	同上	￥0
	9	220,2411.14	¥448	板垣商店	同上	1/2 シャーペン	¥149	同上	同上	同上	￥0
	10	234,2411.28	¥684	かんぶん 上北店	同上	1/2 コピー用紙	¥228	同上	同上	同上	￥0
	11	252,251.7	¥207	同上		1/2 ボールペン、ホルダー	¥69	同上	同上	同上	￥0
	12		¥28,615		携帯電話料金4~2ヶ月分	1/2を計上	¥14,311	社会通念上、携帯電話は私的使用に供される頻度も多いので、調査研究活動、後援会活動、本件一般的な議員活動が混然として行われているのであるから、3分の1に按分して計上すべきであり、4分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出である。	同議員に係る政務調査費は、携帯電話料金にあつては私用にも使用されることは考慮して更に按分して充当する必要はない。	￥0	
	13	99,247.13	¥4,250	米田印房	事務用品	1/2 ゴム印	¥1,417	事務所では調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動が混然として行われているのであるから、3分の1に按分して計上すべきであり、3分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出である。	同議員に係る政務調査費は、事務用品の購入経費にあっては議員事務所で後援会活動も行われていることを考慮して経費の2分の1に按分して充当されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	￥0	
	14	100,247.13	¥500	同上		1/2 スタンド台	¥167	同上	同上	同上	￥0
	15	198,2410.22	¥1,000	上北郵便局	切手	2,000×1/2	¥334	同上	同上	同上	￥0

議員名	No.	監理番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支払額	違法理由	違法理由に対する反論	認容額
	16	18.24.4.22	¥50,000 事務職員	給与(4月分)	100,000×1/2	¥16,667			同議員に対する調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動が混然として行われているのであるから、事務所スタッフの入会費も3分の1に按分して計上すべきであり、3分の1を超える支出は本件用途基準に適合しない支出である。		¥0
	17		¥550,000 同上	給与5~3 月分	1/2 計上	¥183,333	同上		同上		¥0
	18	19.24.4.23	¥50,000 同上	給与(4月分)	政務調査専用	¥33,334	同上		会派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様々な活動が行われている。		¥25,000
	19		¥550,000 同上	給与5~3 月分	同上	¥366,674	同上		一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。		¥275,000
	20								また、原告は、「会派において、本来政務調査費では充当できないはずの金額が支出された場合に、これによる利得を受けるのは結局は各議員といふことになる」としているが、各議員が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明確とは言っていない。		
合計								¥896,641			¥300,000

議員名 議員番号	整理番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支出し額	違法理由		違法理由に対する反論	認容額
								違法	理由		
藤川友信	1	12443	¥8,820	シャープファイナンス株	事務機器リース料	8回目 按分 1/2	¥2,940	事務所に設置された事務機器であると推量される。事務所は調査研究活動の他、後援会活動本件一般的な議員活動にも使用される。費用実態に合わせ、3分の1を超える分は本件用途基準に適合しない支出である。	同議員に係る政務調査費は、事務機器リース料にあつては議員事務所で後援会活動も行われることを考慮して経費の2分の1に按分して充当しても必要はない。	￥0	
	2		¥9,020	同上			¥32,340	同上		同上	￥0
	3	524.430	¥60,000	事務職員	給与(4月分)	政務調査事務職員	¥40,000	事務所では調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動が混然として行われているのであるから、事務所スタッフの人事費も3分の1に按分して計算すべきであり、3分の1を超える支出は本件用途基準に適合しない支出である。	同議員に係る政務調査費は、給与にあっては同議員が行う調査研究活動の補助業務の対価として支給するものであることからその全額に先当されしたものではない。	￥0	
	4		¥660,000	同上	給与5~3月分		¥440,000	同上		同上	￥0
	5						¥274,795	別表49の「自由民主党」会派にかかる違法支出額に下端数切り捨て	会派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様々な活動が行われている。一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。	￥0	
計							¥790,075		また、原告は、「会派において、本来政務調査費では充当できないはずの金額が支出された場合に、これによる利得を受けるのは結局は各議員というところになる」としているが、各議員が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明確とはなっていない。	￥0	

議員名	監理番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	支出額	違法理由	違法理由に対する反論	
									違法額	認容額
川村悟	1	3/24.4.2	¥420	弘前ガス	ガス代(3ヶ月分)	840円×1/2	¥140	事務所は調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動などが混然一体として行われている。使用実態に合わせて按分して計上すべきところ、社会通念上3分の1を超える支出は本件使途基準に適合しない支出といふべきである。	同議員に係る政務調査費は、議員事務所の光熱水費、賃借料及び電話代は議員事務所で後援会活動も行われていることに考慮して区分して更に按分して充当する必要はない。	¥0
	2	5/24.4.5	¥3,887	東北電力	電気代(3ヶ月分)	7774円×1/2	¥1,296	同上	同上	¥0
	3	229/25.3.25	¥15,000	成田静後	事務所賃借料(4ヶ月分)	30000円×1/2	¥5,000	同上	同上	¥0
	4	14/24.4.26	¥1,323	弘前市	上下水道料金(3ヶ月分)	2646円×1/2	¥441	同上	同上	¥0
	5		¥4,620	弘前ガス	ガス代4~2月分		¥1,540	同上	同上	¥0
	6		¥46,440	東北電力	電気代4~2月分	1/2計上	¥15,482	同上	同上	¥0
	7	13/24.4.25	¥15,000	成田静後	事務所賃借料(5ヶ月分)	30000円×1/2	¥5,000	同上	同上	¥0
	8		¥150,000	同上	事務所賃借料6~3月分	1/2計上	¥50,000	同上	同上	¥0
	9		¥15,601	弘前市	上下水道料金4~2月分	同上	¥5,203	同上	同上	¥0
	10	2/24.4.2	¥4,098	NTT	電話代(3ヶ月分)	8196円×1/2	¥1,366	同上	同上	¥0
	11		¥45,861	同上	電話代4~2月分	1/2計上	¥15,289	同上	同上	¥0
	12	1/24.4.1	¥33,380	ケーズデキ	デジタルカメラ購入費	66760円×1/2	¥11,127	同上	同議員に係る政務調査費は、デジタルカメラ及び事務用品は後援会活動にも使用することからその購入経費の2分の1に按分して充当されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0
	13		¥75,464	その他事務費	同上		¥27,409	同上	同上	¥0
	14	11/24.4.20	¥80,000	事務職員	給与(4ヶ月分)	160000円×1/2	¥26,667	事務所は調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動などが混然一体として行われている。事務所スタッフの人事費も3分の1に按分して計上すべきところ、社会通念上3分の1を超える支出は本件使途基準に適合しない支出といふべきである。	同議員に係る政務調査費は、給与にあつては後援会活動に係る業務にも従事することからその2分の1に按分して充当されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0
	15		¥1,170,000	同上	給与1か月分、期未手当2回分	1/2計上	¥390,005	同上	同上	¥0
							¥555,965			¥0

議員名 議員番号	登録番号	提出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支払額	違法理由	違法理由に対する反論	認容額
柳引ユキ子	1 61	24.7.12	¥2,950	ケーズデンキ	インクカートリッジ		¥1,967	事務所は調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動などが混然一体として行われている。使用実態に合わせて按分して計上すべきところ、社会通念上3分の1をを超える支出は本件便益基準に適合するべきである。	同議員に係る政務調査費は、事務費計上分のうちファクシミリインクリボン代にあつては私用にても使用することを考慮してその2分の1に按分して充当されたものであり、その他事務費計上分にあつては専ら同議員が行う調査研究活動に使用することからその全額に充当されたものであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥1,475
	2 120	24.9.18	¥1,900	同上			¥1,267	同上		¥950
	3 179	24.12.17	¥4,690	同上			¥3,127	同上		¥2,345
	4 226	25.2.9	¥2,415	同上			¥1,610	同上		¥1,208
	5 101	24.8.31	¥1,650	平山文具店	事務用品代		¥1,100	同上		¥825
	6 140	24.10.16	¥1,120	同上			¥747	同上		¥560
	7 234	25.2.18	¥1,800	同上			¥1,200	同上		¥900
	8 138	24.10.14	¥853	ケーズデンキ	カシオ計算機		¥569	同上		¥427
	9 139	24.10.14	¥24,400	同上	デジカメ代		¥16,267	同上		¥12,200
	10 77	24.8.3	¥1,312	NTT東日本サブライセンス代	ファクシミリ電話機インクリボン代		¥2,625円×1/2	同上		¥437
	11 131	24.10.10	¥1,312	NTTロジック	本サブライセンタ	同上	¥437	同上		¥437
	12 236	25.2.19	¥1,312	同上		同上	¥437	同上		¥437
	13 7	24.4.11	¥100,000	政務調査補助職員	賃金(4月分)	100,000円×1人	¥66,667	事務所は調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動などが混然一体として行われている。事務所のスタッフの人事費も3分の1に按分して計上すべきところ、社会通念上3分の1を超える支出は本件便益基準に適合しない支出というべきである。	同議員に係る政務調査費は、賃金にあつては同議員が行う調査研究活動の補助業務の対価として支給するものであることからその全額に充当されたものであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥50,000
	14		¥1,100,000	同上	賃金5~3月分		¥733,337	同上		¥550,000
							¥829,169			¥622,201
									計	

議員名	No.	整理番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支出し額	違法理由	違法理由に対する反論	説明額
										議員事務所と後援会事務所の所在地は異なる。	
關良	1	13 24.4.10	¥4,436	青森市水道部	水道料金(3ヶ月)	1/2按分		¥1,479	事務所は調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動などが混然一体として行われている。使用実態に合わせて按分して計上すべきところ、社会通念上3分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出というべきである。	同議員に係る政務調査費は、光熱水費、警備料、インターネット代及び固定電話料金にあっては議員事務所が自宅内に設置されていることを考慮してそれらの2分の1に按分して充当されたものであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0
	2		¥44,757	同上	水道料金4~2月分	同上		¥14,921	同上	同上	¥0
	3	334 25.1.2	¥33,350	さいとうガス燃	ガス・灯油代(12月分)	同上		¥11,117	同上	同上	¥0
	4		¥135,930	同上	ガス代(4~10月分)及びガス灯油代(1~3月分)	同上		¥45,312	同上	同上	¥0
	5	376 25.1.28	¥18,394	東北電力	電気代(1月分)	同上		¥6,131	同上	同上	¥0
	6		¥109,901	同上	電気代11か月分	同上		¥36,636	同上	同上	¥0
	7								(二重計上のため削除)		
	8	15 24.4.12	¥1,643	青森綜合警備保障㈱	警備料	同上		¥548	同上	議員事務所と後援会事務所の所在地は異なる。	
	9		¥16,430	同上	警備料5~2月分	同上		¥5,480	同上	同上	¥0
	10	1 24.4.5	¥1,811	NTTコミュニケーションズ	インターネット代	同上		¥604	同上	同上	¥0
	11	441 24.4.2	¥8,541	㈱エヌ・ティ・コモ	携帯電話料金3月分	同上		¥4,271	社会通念上、携帯電話は私的使用に供される頻度も多いので、調査研究活動、後援会活動、本件一般的な議員活動のほか私的使用も含めて3分の1で按分計算すべきであり、4分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出というべきである。	同議員に係る政務調査費は、携帯電話料金にあっては私用にも使用されていることを考慮してその2分の1に按分して充当する必要はない。	¥0
	12	31 24.4.25	¥1,409	東日本電信電話㈱	電話代(4ヶ月分)	同上		¥470	事務所は調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動などが混然一体として行われている。使用実態に合わせて按分して計上すべきところ、社会通念上3分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出というべきである。	同議員に係る政務調査費は、光熱水費、警備料、インターネット代及び固定電話料金にあっては議員事務所が自宅内に設置されていることを考慮してそれらの2分の1に按分して充当されたものであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0
	13		¥15,433	NTTファイナンス㈱	電話代5~3月分	同上		¥5,145	同上	同上	¥0

議員名 No.	整理番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法額	支出去	違法理由に対する反論		記容額
									違法理由	違法理由	
14	37 24.5.7	¥1,811	NTTコミュニケーションズ	インターネット代	同上		¥604	同上			¥0
15	59 24.5.25	¥6,099	KDDI㈱	携帯電話料金(4ヶ月分)	同上		¥3,050	社会通念上、携帯電話は私的使用に供される頻度も多いので、調査研究活動、後援会活動、本件一般的な議員活動のほか私的使用も含めて4分の1で按分計算すべきであり、4分の1を超える支出は本件便益基準に適合しない支出といふべきである。	同議員に係る政務調査費は、携帯電話料金にあっては私用にも使用されていることを考慮してその2分の1に按分して充當されたものであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充當する必要はない。		¥0
16		¥64,474	同上	携帯電話料金6~3月分	同上		¥26,574	同上			¥0
17	75 24.5.31	¥10,873	㈱エヌ・ティ・ティ・コモ	携帯電話料金(5月分)	同上		¥5,437	同上			¥0
18	77 24.6.1	¥7,180	㈱油川電器	デジカメアダブラー代	充電器を紛失したため		¥4,787	事務所は調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動などが混然一体として行なわれている。使用者に合わせて按分して計上すべきところ、社会通念上3分の1を超える支出は本件便益基準に適合しない支出といふべきである。	同議員に係る政務調査費は、デジカメアダブラー購入代及び印刷料にあつてはいすれも調査研究活動に要する経費であるからその全額に充当されたものであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充當する必要はない。		¥0
19	422 25.3.15	¥23,884	社会福祉法人幸会	印刷料	政務調査専用		¥15,923	どのような印刷物についての支出であるか確認できず、事務所の印刷費として3分の1で按分すべきであるから、3分の1を超える支出は本件便益基準に適合しない支出である。	同上		¥0
20		¥710,000	臨時雇用職員	日当・賃金	1年分		¥473,342	事務所は調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動などが混然一体として行なわれている。事務所スタッフの入会費も3分の1に按分して計上すべきところ、社会通念上3分の1を超える支出は本件便益基準に適合しない支出といふべきである。	同議員に係る政務調査費は、日当又は賃金にあつては同議員が行う調査研究活動の補助業務の代価としてその全額に充当されたものであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充當する必要はない。		¥0
			議員持ち出し分				¥-3,717				
			計				¥658,114				

議員名 議員番号	整理番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支出額	違法理由	違法理由に対する反論	該否額
吉田 綱恵	1 3 244.6	¥5,984	エスティ イー(株)	コピー機 リース料、 カウンターカー (3ヶ月分)	1,7954円を 公明・健 政会3人 で按分	¥4,488	会派控室に設置されている機器に係る支出と考えられる。会派控室は調査研究活動の他、政党活動にも使用される。本件機器使用にかかる一般的な議員活動の1に按分して計上すべきであるところ、4分の1を超える支出は本件使途基準に適合しない支出といふべきである。	会派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様々な活動が行われている。一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。	¥0	
	2	¥65,145	同上	コピー機 レンタルカ ウンターパ ー(4~2月 分)	公明・健 政会3人 で按分	¥48,865	同上	同上	同上	¥0
	3						(二重計上のため削除)			
	4						同上			
	5						同上			
	6						同上			
	7						同上			
	8						同上			
	9						同上			
	10						同上			
	11						同上			
	12						同上			
	13 10 244.11	¥1,016	ベニー マート青 森店	茶葉	3049円を 公明・健 政会3人 で按分	¥762	議員控室で費消される茶葉代と推量される。政党活動、後援会活動、調査研究活動、一般的な議員活動、4分の1を超える支出は本件使途基準に適合しない。	会派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様々な活動が行われている。一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。	¥0	
	14 37 244.5.15	¥277	県民生協 力カシア 館	茶葉代	16535円を 公明・健 政会3人 で按分	¥208	同上	同上	同上	¥0
	15 52 244.6.7	¥276	ベニー マート青 森店	同上	828円を公 明・健政 会3人で 按分	¥207	同上	同上	同上	¥0
	16 68 244.6.18	¥86	県民生協 力カシア 館	茶葉	258円を公 明・健政 会3人で 按分	¥65	同上	同上	同上	¥0

議員名 No.	整理番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法理由		詫問額
							違法理由に対する反論	違法額	
17	70	24.6.20	¥66	県民生活協同組合	茶葉代	200円を公明・健政会3人で接分	¥50 同上	同上	¥0
18	72	24.6.26	¥680	県民生活協同組合	同上	1742円を公明・健政会3人で接分	¥435 同上	同上	¥0
19	73	24.6.28	¥578	ベニ一マート青森店	茶葉	1734円を公明・健政会3人で接分	¥434 同上	同上	¥0
20	78	24.7.4	¥66	県民生活協同組合	茶葉代	199円を公明・健政会3人で接分	¥50 同上	同上	¥0
21	79	24.7.4	¥98	株ユニバース沖館店	同上	294円を公明・健政会3人で接分	¥74 同上	同上	¥0
22	84	24.7.18	¥70	ダイソー	同上	210円を公明・健政会3人で接分	¥53 同上	同上	¥0
23	85	24.7.18	¥62	青森駅ビルラビナ店	同上	188円を公明・健政会3人で接分	¥47 同上	同上	¥0
24	93	24.8.1	¥178	県民生活協同組合	同上	534円を公明・健政会3人で接分	¥134 同上	同上	¥0
25	101	24.8.30	¥920	ベニ一マート青森店	同上	2762円を公明・健政会3人で接分	¥690 同上	同上	¥0
26	115	24.9.21	¥1,611	同上	同上	4833円を公明・健政会3人で接分	¥1,209 同上	同上	¥0
27	124	24.10.4	¥987	県民生活協同組合	同上	2963円を公明・健政会3人で接分	¥741 同上	同上	¥0
28	136	24.11.7	¥2,275	ベニ一マート青森店	同上	6825円を公明・健政会3人で接分	¥1,707 同上	同上	¥0
29	166	24.12.7	¥779	同上	同上	2337円を公明・健政会3人で接分	¥585 同上	同上	¥0
30	173	25.1.10	¥988	同上	同上	2984円を公明・健政会3人で接分	¥741 同上	同上	¥0

議員名	No.	整理番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支 出額	違法理由		詫問額
									違法理由に対する反論		
	31	181	25.1.22	¥711	同上	同上		2134円を公明・健政会3人で按分	¥534	同上	同上
	32	205	25.2.19	¥471	同上	同上		1414円を公明・健政会3人で按分	¥354	同上	同上
	33	211	25.3.6	¥443	県庁生協	同上		1329円を公明・健政会3人で按分	¥333	同上	同上
	34	212	25.3.10	¥1,194	カブセンター西青森店	同上		3563円を公明・健政会3人で按分	¥896	同上	同上
	35	216	25.3.18	¥99	県庁生協	同上		298円を公明・健政会3人で按分	¥75	同上	同上
	36	55	24.6.9	¥1,220	ヤマダ電機	コーヒーメーカー		3660円を公明・健政会3人で按分	¥915	同上	同上
	37	119	24.9.22	¥853	ケーズデンキ	事務用品費		2559円を公明・健政会3人で按分	¥640	同上	同上
	38	66	24.6.13	¥118	県民生活協同組合アカシア館	お茶代		356円を公明・健政会3人で按分	¥89	同上	同上
	39	67	24.6.16	¥698	ケーズデンキ	DVD代		2094円を公明・健政会3人で按分	¥524	同上	同上
	40	69	24.6.20	¥66	県民生活協同組合	アイスコーヒー一代として		200円を公明・健政会3人で按分	¥50	同上	同上
	41	87	24.7.20	¥880	エスティイ(株)	コピー用紙代		2640円を公明・健政会3人で按分	¥660	同上	同上
	42	88	24.7.20	¥15,000	ヒグチ(株)	ブルーレイディスクコード一代		45000円を公明・健政会3人で按分	¥11,250	同上	同上
	43	4	24.4.10	¥16,703	ケーズデンキ三沢店	プリンターケーブル		¥11,136の他一般の議員活動が混然一体として行わるる3分の1を越える支出は同議員に係る政務調査費は、県議会派会室で必要となる事務用品等以外の事務用品等にあつては事務活動に使用することから経費の全額に充当されたものであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥8,352		
	44	5	24.4.10	¥7,516	ホーマック長苗代店	事務用品費		¥5,011	同上	同上	¥3,758
	45	24	24.4.30	¥1,271	ローソン百石町店	同上		¥848	同上	同上	¥636
	46	44	24.5.23	¥630	カネイリ下田店	同上		¥420	同上	同上	¥315

議員名	No.	整理番号	年月日	支出額	支出先	品名	備考	支出額	違法理由	違法理由に対する反論		説明額
										支出額	違法理由	
	47	56	24.6.12	¥3,654	1オン下田店	同上	政務調査 事用当光 マーカー3 本、ブリッ ク購入	¥2,436	同上	同上	同上	¥1,827
	48	76	24.7.4	¥315	ダイソーリ ー下田店	同上		¥210	同上	同上	同上	¥158
	49	77	24.7.4	¥1,819	カネイリ	同上		¥1,213	同上	同上	同上	¥910
	50	129	24.10.18	¥420	ダイソー	同上		¥280	同上	同上	同上	¥210
	51	137	24.11.7	¥840	同上	同上		¥560	同上	同上	同上	¥420
	52	157	24.11.21	¥315	同上	同上		¥210	同上	同上	同上	¥158
	53	176	25.1.15	¥1,365	同上	同上		¥910	同上	同上	同上	¥683
	54	220	25.3.28	¥1,845	カネイリ	同上		¥1,230	同上	同上	同上	¥923
	55	26	24.5.1	¥818	1オン下 田店	同上	プリンタ ーインク	¥546	同上	同上	同上	¥409
	56	32	24.5.9	¥3,480	同上	同上		¥2,320	同上	同上	同上	¥1,740
	57	89	24.7.23	¥818	同上	事務用品 費		¥546	同上	同上	同上	¥409
	58	95	24.8.7	¥818	同上	同上		¥546	同上	同上	同上	¥409
	59	109	24.9.5	¥1,116	同上	同上		¥744	同上	同上	同上	¥558
	60	110	24.9.7	¥3,280	同上	同上		¥2,187	同上	同上	同上	¥1,640
	61	120	24.9.27	¥818	同上	同上		¥546	同上	同上	同上	¥409
	62	130	24.10.19	¥3,726	同上	同上		¥2,484	同上	同上	同上	¥1,893
	63	165	24.12.7	¥1,627	同上	同上		¥1,085	同上	同上	同上	¥814
	64	168	24.12.12	¥210	ダイソー	同上		¥140	同上	同上	同上	¥105
	65	194	25.2.4	¥420	同上	同上		¥280	同上	同上	同上	¥210
	66	206	25.2.25	¥210	同上	同上		¥140	同上	同上	同上	¥105
	67	213	25.3.11	¥840	同上	同上		¥560	同上	同上	同上	¥420
	68	217	25.3.26	¥840	同上	同上		¥560	同上	同上	同上	¥420
	69	219	25.3.28	¥818	1オン下 田店	同上		¥546	同上	同上	同上	¥409
	70	54	24.6.8	¥268	同上	同上		¥179	同上	同上	同上	¥134
	71	207	25.2.27	¥235	同上	同上		¥157	同上	同上	同上	¥118
	72	215	25.3.15	¥248	同上	同上		¥196	同上	同上	同上	¥124

議員名	整理番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支出し額	違法理由に対する反論	説明額
	73	71 24.6.25	¥1,780	同上	USBメモリー		¥1,187	同上	同上
	74	96 24.8.7	¥1,994	カネイリ	事務用品費		¥1,330	同上	同上
	75	164 24.12.3	¥286	イオン下田店	茶葉代		¥191	同上	同上
	76	33 24.5.10	¥420	ダイソー下田店	事務用品費		¥280	同上	同上
	77	35 24.5.10	¥199	水晶堂	同上		¥133	同上	同上
	78	23 24.4.27	¥82,600	事務職員給与			¥55,067	事務所は調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動などが混然一体として行われている。事務スタッフの入会費も3分の1に分割して計上すべきところ、社会通念上3分の1を超える支出は本件使途基準に適合しない支出というべきである。	同議員に係る政務調査費は、給与にあつては同議員が行う調査研究活動の補助業務の対価としてその全額が充当されるのであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に分割して充当する必要はない。
	79	132 24.10.31	¥101,500	同上	同上		¥67,667	同上	¥50,750
	80		¥877,450	同上	給与5~9月分、11~3月分合計		¥584,971	同上	¥438,725
							¥826,887		¥561,761

議員名	No.	登録番号	年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支出去額	違法理由	違法理由に対する反論	詫問額
黒川 敏一	1	72 24.4.11	¥1,820 東北電力	4月分 電気代	同上	¥910	事務所は調査研究活動の他、本件一般的な議員活動も混然一体となつて行なわれている。社会通念上2分の1を超える支出は本件用途基準に適合しないといふべきである。	同議員に係る政務調査費は、議員事務所における経費については事務所費及び事務費を含めその全額に充当されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。		¥0	
	2	555 25.3.25	¥45,315 コンフォートケイ工藤雅人	事務所賃借料	同上	¥22,658	同上	同上	同上	同上	¥0
	3	59 24.4.25	¥45,315 同上	事務所	同上	¥22,658	同上	同上	同上	同上	¥0
	4		¥453,150 同上	10か月分	同上	¥226,380	同上	同上	同上	同上	¥0
	5		¥19,737 東北電力	電気代	11か月分	¥9,832	同上	同上	同上	同上	¥0
	6	122 24.4.27	¥7,082 ハ戸園域水道企業団	水道料金	同上	¥3,541	同上	同上	同上	同上	¥0
	7		¥34,566 同上	10か月分	同上	¥17,284	同上	同上	同上	同上	¥0
	8	14 24.4.6	¥5,984 エスティック一株	コピー機・リース料・カウンターリース料	控室	¥4,488	会派控室に設置されている機器に係る支出だと考えられる。会派控室は調査研究活動の他、政党活動にも使用される。本件一般的な議員活動にも按分して計上すべきであるところ、4分の1を超える支出は本件用途基準に適合しない支出といふべきである。	同議員に係る政務調査費は、議員事務所に充てられたことから当該事務所の維持等に要する経費については事務所費及び事務費を含めその全額に充当されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。			¥0
	9	10 24.4.9	¥2,335 ハ戸事務機販売㈱	コピー・カウンターリース料	事務所	¥1,418	事務所は調査研究活動の他、本件一般的な議員活動も混然一体となって行なわれている。社会通念上2分の1を超える支出は本件用途基準に適合しないといふべきである。	同議員に係る政務調査費は、議員事務所に充てられたことから当該事務所の維持等に要する経費については事務所費及び事務費を含めその全額に充当されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。			¥0
	10	19 24.4.10	¥1,625 DCMX	携帯電話料	2月請求分	¥406	社会通念上、携帯電話は私的使用に供される頻度が多いので、調査研究活動、後援会活動、本件一般的な議員活動のほか私的使用も含めて2分の1で按分計算すれば4分の1を超える支出は本件用途基準に適合しない支出といふべきである。	同議員に係る政務調査費は、携帯電話料金においては政黨活動及び個人用にも使用されていることを考慮して3分の1に按分して充当されたものであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。			¥0
	11	79 24.5.10	¥1,696 同上	同上	3月請求分	¥424	同上	タブレットは携帯電話と同様私的使用に供される頻度も多いと考えられるので、調査研究活動、後援会活動、本件一般的な議員活動のほか私的使用も含めて4分の1で按分計算すれば4分の1を超える支出といふべきである。	同議員に係る政務調査費は、iPad通信料にあつては政党活動にも使用されいる実態を考慮して2分の1に按分して充当されたものであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。		¥0
	12	82 24.4.26	¥2,365 ソフトバンクモバイル㈱	iPad通信料	3月分	¥1,183	事務所は調査研究活動の他、本件一般的な議員活動も混然一体となって行なわれている。社会通念上2分の1を超える支出は本件用途基準に充当されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	同議員に係る政務調査費は、議員事務所に充てられたことから当該事務所の維持等に要する経費については事務所費及び事務費を含めその全額に充当されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。			¥0
	13	62 24.4.5	¥1,979 NTTコミュニケーションズ	事務所OCNフローバイダーリー料	事務所全額計上	¥990					

議員名	№	整理番号	支出年月日	支出額	品名	備考	違法支出し額	違法理由	違法理由に対する反論		記載額
									調査研究に資する様々な活動が行われている。会派控室は、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究活動の他、政党活動、後援会活動、本件一般的な議員活動にも使用される。本件茶裏代にかかる支出も4分の1に按分して計上すべきであるところ、4分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出というべきである。	一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政黨支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。	
14	36	24.4.11	¥1,016 ベニー マート青森店	控室茶裏代	控室来客用		¥762				¥0
15			¥66,061 エスティイ一株	コピー機リース料・カウンターレ	11か月分		¥49,552	同上			¥0
16	7	24.4.7	¥3,498 懇親会三春屋	事務所茶裏代	事務所来客用		¥1,749	事務所は調査研究活動の他、本件一般的な議員活動も混然一体となって行われている。社会通念上2分の1を超える支出は本件使用基準に適合しないといべきである。	同議員に係る政務調査費は、議員事務所においては車両調査研究活動が行われていたことから当該事務所の維持等に要する経費については事務所費及び事務費を含めその全額に充当されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。		¥0
17			¥56,923 ハ戸事務機販売機	コピー一ヵ月料	11か月分		¥28,465	同上			¥0
18	15	24.4.3	¥35,070 シャープファイナンス株	事務機器リース料(ソコン、コピー機)	事務所		¥17,535	同上			¥0
19			¥385,770 同上	11か月分			¥192,385	同上			¥0
20	60	24.4.25	¥5,145 NTT東日本	事務所電話使用料	事務所/金額計上		¥2,573	同上			¥0
21			¥56,927 同上	同上 5~3月分	同上		¥28,465	同上			¥0
22	61	24.4.25	¥5,460 同上	事務所インターネット使用料	同上		¥2,730	同上			¥0
23			¥60,080 同上	同上 11か月分	同上		¥30,030	同上			¥0
24			¥19,782 NTTコミュニケーションズ	OCNプロバイダーネット料	同上 ~2月分		¥9,893	同上			¥0
25	133	24.6.11	¥1,696 DCMX	携帯電話料	4月請求分 1/3 按分		¥424	社会通念上、携帯電話は私的専用に供される傾度が多いので、調査研究活動、後援会活動、本件一般的な議員活動のほか私的使用も含めて4分の1で按分計算すべきであり、4分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出といべきである。	同議員に係る政務調査費は、携帯電話料金にあっては政党活動及び個人用にても使用されていることを考慮して3分の1に按分して充当されたものであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。		¥0
26			¥16,764 同上	同上 5月請求分以降			¥4,194	同上			¥0

議員名	№	整理番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支出額	違法理由	違法理由に対する反論		認容額
										違法理由	違法理由	
	27	138	24.5.28	¥2,365	ソフトバンクモバイル株	iPad通話料	4月分 2枚分	¥1,183	社会通念上、iPad等のモノ・メール端末は私的使用に供される頻度も多いので、調査研究活動、後援会活動にも使用される実態を考慮して2分の1に按分して充当されたものであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動のほか私的使用も含めて4分の1で按分計算すべきであり、4分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出というべきである。	同議員に係る政治活動費は、iPad通信料にあつては政黨活動にも使用されてい	同議員に係る政治活動費は、iPad通信料にあつては政黨活動にも使用されてい	¥0
	28			¥21,276	同上	同上	5月 議会休会以降	¥0.639	同上	本件一般的な議員活動のほか私的使用も含めて4分の1で按分計算すべきであり、4分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出というべきである。	本件一般的な議員活動のほか私的使用も含めて4分の1で按分計算すべきであり、4分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出というべきである。	¥0
			議員持ち出し分					¥-1,343				
			計					¥632,148				¥0

議員名 伊吹信一	No.	登理番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支出額	違法理由に対する反論	
									認容額	
1	5 24.4.11	¥12,000	沼田新聞	東奥日報 (4~3月分)	36000円 健 政会3人 で按分	31200円 健 政会3人 で按分	¥9,000	金派控室に係る支出と看做される。金派控室は調査研究活動の他、政党活動、後援会活動、本件一般的な議員活動にも使用される。本件新聞購入にかかる支出も4分の1に按分して計上すべきであるところ、4分の1を超える支出は本件使途基準に適合しない支出というべきである。	金派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様々な活動が行われている。一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。	¥0
2	6 24.4.11	¥10,400	毎日新聞 青森販売所	東北新聞 (4~3月分)	33600円 健 政会3人 で按分	31200円 健 政会3人 で按分	¥7,800	同上	同上	¥0
3	7 24.4.12	¥11,200	升川新聞 店	陸奥新報 (4~3月分)	33600円 健 政会3人 で按分	30600円 健 政会3人 で按分	¥8,400	同上	同上	¥0
4	8 24.4.11	¥10,200	長尾新聞 店	農業新聞 (4~3月分)	30600円 健 政会3人 で按分	30600円 健 政会3人 で按分	¥7,650	同上	同上	¥0
5	9 24.4.11	¥11,848	講談社 中央	読賣新聞 (4~3月分)	35544円 健 政会3人 で按分	35544円 健 政会3人 で按分	¥8,886	同上	同上	¥0
6	14 24.4.16	¥5,903	東北電力 (株)	電気使用 料4月分	11807.7 円×1/2	11807.7 円×1/2	¥3,936	自宅に設置された当該事務所の使用実態に合わせて、私的使用分を2分の1とし、残りについて調査研究活動の他、後援会活動、一般的な議員活動に按分し、少くともその分の1を超える分は本件使途基準に適合しない支出である。	同議員に係る政務調査費は、電気使用料、固定電話料金及びコピー機リース料金にあつては議員事務所が自宅内に設置されていることを考慮してそれを2分の1に按分して充当されたものであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥2,952
7	411 25.1.21	¥7,927	同上	電気使用 料10か月 分	15855 円×1/2	15855 円×1/2	¥5,285	同上	同上	¥3,964
8		¥58,019	同上	電気使用 料10か月 分			¥38,683	同上	同上	¥29,009
9	11 24.4.2	¥2,277	NTT東日本	電話料金	4554円 ×1/2	4554円 ×1/2	¥1,518	同上	同上	¥1,139
10	3 24.4.6	¥5,984	エスティ イー(株)	コピー機 レンタルカ ウンター 料(3月 分)	17954円 健 政会3人 で按分	17954円 健 政会3人 で按分	¥4,488	金派控室に係る支出と看做される。金派控室は調査研究活動の他、政党活動、後援会活動、本件一般的な議員活動にも使用される。本件機器使用にかかる支出も4分の1に按分して計上すべきであるところ、4分の1を超える支出は本件使途基準に適合しない支出というべきである。	同議員に係る政務調査費は、県議会派控室で必要となる事務用品等にあつては会派所屬議員教養会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0
11	209 24.8.3	¥5,907	同上	コピー機 リース・カ ウンター 料	17,721円 ×1/3	17,721円 ×1/3	¥4,431	同上	同上	¥0

議員名 No.	警理番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支出し額	違法理由に対する反論		認容額	
								違法理由	違法理由		
12			¥59,134	同上	同上/4 月、8月支 出分を除 <計		¥44,356 同上		同上	¥0	
13	4 24.4.11	¥1,016	ベニ一 マート青 森店	茶葉代	3049円を 公明 健 政会3人 で按分		¥762 同上		同上	¥0	
14		¥12,933	ベニ一 森店他	同上	1/3計上		¥9,711 同上		同上	¥0	
15	103 24.6.9	¥1,220	ヨーヨマダ 電機	ヨーヨ メカニ カ代	3,660円 × 1/3		¥915 同上		同上	¥0	
16	105 24.6.16	¥698	ケーズデ ンキ青森 本店	DVDディ スク代	2,094円 × 1/3		¥524 同上		同上	¥0	
17	207 24.7.20	¥15,000	㈱ヒゲチ	フルーレ イディスク レコード	4500円 ×1/3		¥11,250 同上		同上	¥0	
18	2 24.4.3	¥10,000	シャープ ファイン ス(株)	コピー機 リース料4 月分	20000 円 × 1/2		¥6,667	同議員に係る政務調査費は、電気使用料、固定電話料金及びコピー機リース料 金にあつては議員事務所が自宅内に設置されていることを考慮してそれらの2分 の1に按分して充当されたものであり後援会活動及び本件一般的な議員活動を 少なくともその分の1を超える分は本件便益基準に適合しない支出である。		同議員に係る政務調査費は、電気使用料、固定電話料金及びコピー機リース料 金にあつては議員事務所が自宅内に設置されていることを考慮してそれらの2分 の1に按分して充当されたものであり後援会活動及び本件一般的な議員活動を 少なくともその分の1を超える分は本件便益基準に適合しない支出である。	¥5,000
19		¥42,000	同上	コピー機 リース料5 ～8月分	1/2計上		¥28,001 同上		同上	¥21,000	
20		¥72,197	エスティ ー株	コピー機 カウンター 料/年間	同上		¥48,135 同上		同上	¥36,101	
21		¥598	同上	シール パック代	全額計上		¥390 同上	同議員に係る政務調査費は、携帯電話料金にあつては私用にも使用されている ことを考慮してその2分の1に按分して充当されたものであり後援会活動及び本 件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。		¥399	
22	10 24.4.26	¥9,538	ソフトバン ク	携帯電話 機器料金	19076 円 × 1/2		¥4,763	同議員に係る政務調査費は、携帯電話料金にあつては私用にも使用されている ことを考慮してその2分の1に按分して充当されたものであり後援会活動及び本 件一般的な議員活動のほか私的使用も含めて4分の1で按分計算すれば本件便益基 準上すべきであり、4分の1を超える支出は本件便益基準に適合しない支出である。		同議員に係る政務調査費は、携帯電話料金にあつては私用にも使用されている ことを考慮してその2分の1に按分して充当されたものであり後援会活動及び本 件一般的な議員活動のほか私的使用も含めて4分の1で按分計算すれば本件便益基 準上すべきであり、4分の1を超える支出は本件便益基準に適合しない支出である。	¥0
23		¥131,325	同上	携帯電 話端末利 用料	1/2計上		¥65,667	社会通念上、携帯電話・携帯端末は私的使用に供される頻度も 多いので、調査研究活動、後援会活動、本件一般的な議員活動のほか私的使用も含めて4分の 1で按分計算すれば本件便益基準に適合しない支出である。		¥0	
24	91 24.6.2	¥5,960	㈱ビッグカ ム	USBメモ リー			¥3,974	事務所は調査研究活動の他後援会活動、本件一般的な議員活動も混然一体となって行われている ことからそれらの購入に要する経費の全額に充当する必要はない。		¥3,974	

議員名	No.	整理番号	支出年月日	支出額	支出去先	品名	備考	違法支出額	違法理由	違法理由に対する反論	認容額
計								¥325,207			¥103,538

	本来の支出額 (甲B30の2)	支出額 (充当額)	認容額
5月支出分	¥33,547	¥16,773	¥8,387
6月支出分	¥7,948	¥3,974	¥1,987
7月支出分	¥32,035	¥16,017	¥8,009
8月支出分	¥37,269	¥18,634	¥9,317
9月支出分	¥3,549	¥1,774	¥887
10月支出分	¥4,593	¥2,296	¥1,148
11月支出分	¥5,229	¥2,614	¥1,307
12月支出分	¥3,990	¥1,995	¥998
1月支出分	¥3,785	¥1,892	¥946
2月支出分	¥7,539	¥3,769	¥1,885
3月支出分①	¥3,218	¥1,609	¥805
3月支出分②	¥1,701	¥850	¥425
合計	¥144,403	¥72,197	¥36,101

議員名	No.	整理番号	年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支出額	違法理由	違法理由に対する反論	認容額
中村 寿文	1	724.4.24	¥7,365	東北電力	電気代	4月分 2計上	¥2,455	¥781	同上	同議員に係る政務調査費は、給与を除く経費にあっては議員事務所で後援会活動も行なっている。使用範囲に合わせて括弧して計上すべきところ、社会通念上3分の1を超える支出は本件用途基準に適合しない支出といふべきである。	¥0
	2	10 24.4.25	¥23,303	第一ガス	灯油代	3月分 1/2計上	¥7,768	同上	同上		¥0
	3	11 24.4.25	¥2,344	八戸圏域水道企業団	水道料金	3・4月分 1/2計上	¥517	同上	同上		¥0
	4	12 24.4.25	¥1,551	八戸市	下水道料金	同上 1/2 計上	¥2,525	同上	同上		¥0
	5	30 24.5.25	¥7,574	東北電力	電気代	5月分 1/2計上	¥2,582	同上	同上		¥0
	6	52 24.6.26	¥7,747	同上	同上	6月分 1/2計上	¥2,434	同上	同上		¥0
	7	70 24.7.26	¥7,302	同上	同上	7月分 1/2計上	¥2,898	同上	同上		¥0
	8	88 24.8.27	¥8,695	同上	同上	8月分 1/2計上	¥3,370	同上	同上		¥0
	9	105 24.9.25	¥10,110	同上	同上	9月分 1/2計上	¥2,812	同上	同上		¥0
	10	118 24.10.25	¥8,435	同上	同上	10月分 1/2計上	¥2,315	同上	同上		¥0
	11	140 24.11.26	¥6,945	同上	同上	11月分 1/2計上	¥2,664	同上	同上		¥0
	12	159 24.12.25	¥7,187	同上	同上	12月分 1/2計上	¥2,396	同上	同上		¥0
	13	182 25.1.28	¥7,990	同上	同上	1月分 1/2計上	¥2,344	同上	同上		¥0
	14	195 25.2.25	¥6,691	同上	同上	2月分 1/2計上	¥2,231	同上	同上		¥0
	15	218 25.3.26	¥7,032	同上	同上	3月分 1/2計上	¥4,300	同上	同上		¥0
	16	31 24.5.25	¥12,899	第一ガス	灯油代	4月分 2計上	¥4,300	同上	同上		¥0
	17	47 24.6.25	¥8,480	同上	同上	5月分 1/2計上	¥2,827	同上	同上		¥0
	18	144 24.11.27	¥12,656	同上	同上	10月分 1/2計上	¥4,219	同上	同上		¥0
	19	160 24.12.25	¥11,802	同上	同上	11月分 1/2計上	¥3,934	同上	同上		¥0
	20	177 25.1.24	¥29,938	同上	同上	12月分 1/2計上	¥9,979	同上	同上		¥0
	21	198 25.2.26	¥48,143	同上	同上	1月分 2計上	¥16,048	同上	同上		¥0
	22	216 25.3.25	¥39,221	同上	同上	2月分 2計上	¥13,074	同上	同上		¥0
	23	48 24.6.25	¥2,077	八戸圏域水道企業団	水道料金	5・6月分 1/2計上	¥692	同上	同上		¥0
	24	84 24.8.24	¥1,944	同上	同上	7・8月分 1/2計上	¥648	同上	同上		¥0
	25	119 24.10.25	¥1,934	同上	同上	9・10月 1/2 計上	¥645	同上	同上		¥0

議員名	No.	整理番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支 出額	違法理由		認容額
									違法理由に対する反論		
	26	161	24.12.25	¥1,919	同上	同上	11・12月 分 1/2 計上	¥640	同上	同上	¥0
	27	199	25.2.26	¥1,908	同上	同上	1・2月分 1/2計上	¥636	同上	同上	¥0
	28	49	24.6.25	¥1,353	/戸市	下水道料 金	5・6月分 1/2計上	¥45	同上	同上	¥0
	29	85	24.8.24	¥1,255	同上	同上	7・8月分 1/2計上	¥49	同上	同上	¥0
	30	120	24.10.25	¥1,232	同上	同上	9・10月 分 1/2 計上	¥411	同上	同上	¥0
	31	162	24.12.25	¥1,209	同上	同上	11・12月 分 1/2 計上	¥403	同上	同上	¥0
	32	200	25.2.26	¥1,197	同上	同上	1・2月分 1/2計上	¥399	同上	同上	¥0
	33	16	24.4.27	¥3,190	/戸ガス (株)	ガス代 1/2	4月分 1/ 2計上	¥1,063	同上	同上	¥0
	34	34	24.5.28	¥2,022	同上	同上	5月分 1/2計上	¥614	同上	同上	¥0
	35	54	24.6.27	¥1,353	同上	同上	6月分 1/2計上	¥451	同上	同上	¥0
	36	71	24.7.27	¥1,131	同上	同上	7月分 1/ 2計上	¥377	同上	同上	¥0
	37	89	24.8.27	¥1,250	同上	同上	8月分 1/ 2計上	¥417	同上	同上	¥0
	38	108	24.9.27	¥1,019	同上	同上	9月分 1/ 2計上	¥340	同上	同上	¥0
	39	126	24.10.29	¥1,363	同上	同上	10月分 1/ 2計上	¥484	同上	同上	¥0
	40	143	24.11.27	¥1,937	同上	同上	11月分 1/ 2計上	¥646	同上	同上	¥0
	41	166	24.12.27	¥2,164	同上	同上	12月分 1/ 2計上	¥722	同上	同上	¥0
	42	183	25.1.28	¥2,373	同上	同上	1月分 1/ 2計上	¥791	同上	同上	¥0
	43	204	25.2.27	¥2,133	同上	同上	2月分 1/ 2計上	¥711	同上	同上	¥0

議員名	No.	支拂年月日	支出額	支出先	品名	備考	支出し額	違法額	違法理由		詐容額
									3月分 1/2計上	4月分 1/2計上	
	44	220 25.3.27	¥2,774	同上	同上	同上	¥925	同上	同上	同上	¥0
	45	13 24.4.25	¥7,758	リコージャン㈱	コピー機 使用料	同上 1/2 計上	¥2,586	同上	同上	同上	¥0
	46	14 24.4.25	¥2,730	東日本電信電話㈱	フレッツ光 使用料	4月分 2計上	¥910	同上	同上	同上	¥0
	47	20 24.5.1	¥7,266	KDDI㈱	電話代	3月分 1/2計上	¥2,422	同上	同上	同上	¥0
	48	32 24.5.25	¥10,023	リコージャン㈱	コピー機 使用料	4月分 2計上	¥3,341	同上	同上	同上	¥0
	49	50 24.6.25	¥10,675	同上	同上	5月分 1/2計上	¥3,559	同上	同上	同上	¥0
	50	68 24.7.25	¥7,520	同上	同上	6月分 1/2計上	¥2,507	同上	同上	同上	¥0
	51	86 24.8.24	¥6,155	同上	同上	7月分 2計上	¥2,032	同上	同上	同上	¥0
	52	106 24.9.25	¥8,184	同上	同上	8月分 2計上	¥2,728	同上	同上	同上	¥0
	53	122 24.10.26	¥7,732	同上	同上	9月分 2計上	¥2,411	同上	同上	同上	¥0
	54	145 24.11.27	¥8,712	同上	同上	10月分 1/2計上	¥2,904	同上	同上	同上	¥0
	55	163 24.12.25	¥8,197	同上	同上	11月分 1/2計上	¥2,733	同上	同上	同上	¥0
	56	180 25.1.25	¥6,757	同上	同上	12月分 1/2計上	¥2,253	同上	同上	同上	¥0
	57	201 25.2.26	¥10,237	同上	同上	1月分 1/2計上	¥3,412	同上	同上	同上	¥0
	58	219 25.3.26	¥10,967	同上	同上	2月分 1/2計上	¥3,656	同上	同上	同上	¥0
	59	33 24.5.25	¥2,730	東日本電信電話㈱	フレッツ光 使用料	5月分 1/2計上	¥910	同上	同上	同上	¥0
	60	51 24.6.25	¥2,730	同上	同上	6月分 1/2計上	¥910	同上	同上	同上	¥0
	61	69 24.7.25	¥2,730	NTTファイナンス㈱	同上	7月分 1/2計上	¥910	同上	同上	同上	¥0
	62	87 24.8.24	¥2,730	同上	同上	8月分 1/2計上	¥910	同上	同上	同上	¥0
	63	107 24.9.25	¥2,730	同上	同上	9月分 1/2計上	¥910	同上	同上	同上	¥0
	64	121 24.10.25	¥2,730	同上	同上	10月分 1/2計上	¥910	同上	同上	同上	¥0
	65	146 24.11.27	¥2,730	同上	同上	11月分 1/2計上	¥910	同上	同上	同上	¥0
	66	164 24.12.25	¥2,730	同上	同上	12月分 1/2計上	¥910	同上	同上	同上	¥0
	67	181 25.1.25	¥2,730	同上	同上	1月分 1/2計上	¥910	同上	同上	同上	¥0
	68	203 25.2.26	¥2,730	同上	同上	2月分 1/2計上	¥910	同上	同上	同上	¥0

議員名 No.	整理番号	年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法 支出額	違法理由	違法理由に対する反論	
									該容額	
69	217	25.3.25	¥2,730	同上		3月分 1/2計上	¥910	同上	同上	¥0
70	35	24.5.31	¥7,294	KDDI株	電話代	4月分 2計上	¥2,432	同上	同上	¥0
71	59	24.7.2	¥7,441	同上		5月分 1/2計上	¥2,480	同上	同上	¥0
72	72	24.7.31	¥7,040	同上		6月分 1/2計上	¥2,347	同上	同上	¥0
73	91	24.8.31	¥7,281	同上		7月分 2計上	¥2,427	同上	同上	¥0
74	112	24.10.1	¥7,622	同上		8月分 2計上	¥2,541	同上	同上	¥0
75	128	24.10.31	¥7,139	同上		9月分 2計上	¥2,380	同上	同上	¥0
76	141	24.11.30	¥7,058	同上		10月分 1/2計上	¥2,353	同上	同上	¥0
77	170	25.1.4	¥7,085	同上		11月分 1/2計上	¥2,382	同上	同上	¥0
78	187	25.1.31	¥4,889	同上		12月分 1/2計上	¥1,630	同上	同上	¥0
79	208	25.2.28	¥4,721	同上		1月分 1/2計上	¥1,574	同上	同上	¥0
80	17	24.4.28	¥60,000	事務職員	給与	4月分	¥40,000	同上	同上	¥30,000
81			¥660,000	同上		5～3月分	¥440,000	同上	同上	¥330,000
82	18	24.4.28	¥70,000	同上		4月分	¥46,667	同上	同上	¥35,000
83			¥770,000	同上		5～3月分	¥513,337	同上	同上	¥385,000
84	19	24.4.28	¥70,000	同上		4月分	¥46,667	同上	同上	¥35,000
85			¥770,000	同上		5～3月分	¥513,337	同上	同上	¥385,000
86							¥232,191	別表48の「民主党」会派にかかる違法支出額につき 当時の所屬議員7名で按分した金額(小数点以下端 数切り捨て)	会派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様々な活動が行われている。 一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政黨支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。 また、原告は、「会派において、本件政務調査費では充当できないはずの金額が支払われた場合に、これによる利得を受けるのは結局は各議員といふことになる」としているが、各議員が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明確とは言つていません。	¥1,200,000
								計		
										¥1,200,000

議員名	No.	監理番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支出額	違法理由	違法理由に対する反論	認容額
田名部定男	1	14.24.4.25	¥1,513	東北電力	電気代4 月分	3,027 × 1/2		¥4504	事務所は調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動などが混然一体として行われていることを考慮して経費の2分の1に按分して計上すべきところ、社会通念上3分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出というべきである。	同議員に係る政務調査費は、議員事務所で後援会活動も行わされていることを考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0
	2		¥19,144	同上	電気代5 ～3月分			¥6,384	同上	同上	¥0
	3	179.24.12.29	¥8,811	下田燃料	暖房用灯 油代	17,622 × 1/2		¥2,937	同上	同上	¥0
	4	223.25.3.2	¥9,504	同上	灯油代2 月分	19,008 × 1/2		¥3,168	同上	同上	¥0
	5	227.25.3.22	¥8,366	同上	灯油代3 月分	16,732 × 1/2		¥2,789	同上	同上	¥0
	6		¥210,202		事務費計 上分			¥70,074	同上	同上	¥0
	7	18.24.4.27	¥75,000	事務職員	給与	1/2計上		¥25,000	事務所は調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動などが混然一体として行われている。事務所スタッフの人事費も3分の1で按分して計上すべきところ、社会通念上3分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出というべきである。	同上	¥0
	8		¥825,000	同上	給与11か 月分	1/2計上		¥275,000	同上	同上	¥0
	9	19.24.4.27	¥75,000	同上	給与	1/2計上		¥25,000	同上	同上	¥0
	10		¥825,000	同上	給与11か 月分	1/2計上		¥275,000	同上	同上	¥0
	11	20.24.4.27	¥35,000	同上	給与	1/2計上		¥11,667	同上	同上	¥0
	12		¥385,000	同上	給与11か 月分	1/2計上		¥128,337	同上	同上	¥0
	13							¥232,191	会派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様々な活動が行われている。一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。	別表48の「民主党会派」にかかる違法支出額につき当時の所属議員7名で按分した金額(小数点以下端数切り捨て)	¥0
								¥1,058,051			¥0

議員名 No.	整型 番号	支出 年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法 支出額	違法理由	違法理由に対する反論	
									認容額	
松尾 和彦	1	3 24.4.4	¥15,520	東北電力	電気代(3 月分)	3,1040 × 1/2	¥5,174	事務所は調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動などが混然一体として行われている。使用実態に合わせて按分して計上すべきところ、社会通念上十分の1を超える支出は本件便益基準に適合しない支出というべきである。	同議員に係る政務調査費は、事務所費及び事務費(携帯電話料金を除く。)にあつては議員事務所で後援会活動も行わわれたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0
	2		¥141,074	同上	電気代		¥47,025	同上	同上	¥0
	3	11 24.4.10	¥80,000	金五合資 会社	事務所費 借料4月 分	160000 × 1/2	¥26,667	同上	同上	¥0
	4		¥880,000	同上	同上		¥293,337	同上	同上	¥0
	5	7 24.4.10	¥1,846	サンガス	ガス代(3 月分)	3692 × 1/2	¥616	同上	同上	¥0
	6		¥23,438	同上	ガス代(4 ～2月分)		¥7,815	同上	同上	¥0
	7	113 24.6.13	¥3,653	八戸園域 水道企業 団	水道料金 (4.5月分)	7307 × 1/2	¥1,218	同上	同上	¥0
	8		¥15,709	同上	水道料金 (6～3月 分)		¥5,238	同上	同上	¥0
	9		¥14,065	同上	下水道料 金(4～3 月分)		¥4,690	同上	同上	¥0
	10	1 24.4.2	¥30,000	有機食石 油店	灯油代	60000 × 1/2	¥10,000	同上	同上	¥0
	11		¥96,146	同上	同上		¥32,051	同上	同上	¥0
	12	33 24.4.25	¥4,056	KDDI	携帯電話 料3月分	8113 × 1/2	¥2,028	社会通念上、携帯電話は私的使用に供される頻度も多いので、調査研究活動、後援会活動、本件一般的な議員活動のほか私的使用も含めて4分の1で按分計算すべきであり、4分の1を超える支出は本件便益基準に適合しない支出というべきである。	同議員に係る政務調査費は、事務所費及び事務費(携帯電話料金を除く。)にあつては議員事務所で後援会活動も行わわれていることを考慮してその2分の1に按分して充当されたものであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0
	13	54 24.5.10	¥3,447	東日本電 信電話会 社	ファクシミ リ電話代3 月分	6895 × 1/2	¥1,149	事務所は調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動などが混然一体として行われている。使用実態に合わせて按分して計上すべきところ、社会通念上十分の1を超える支出は本件便益基準に適合しない支出というべきである。	同議員に係る政務調査費は、事務所費及び事務費(携帯電話料金を除く。)にあつては議員事務所で後援会活動も行わわれていることを考慮してその2分の1に按分して充当されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0
	14	55 24.5.10	¥2,123	同上	電話代3 月分	4246 × 1/2	¥708	同上	同上	¥0
	15	6 24.4.9	¥7,297	ヒタチキャ ビタル	コピー機 リース料4 月分	14595 × 1/2	¥2,432	同上	同上	¥0
	16		¥80,530	同上	コピー機 リース料5 ～3月分		¥26,840	同上	同上	¥0
	17	45 24.5.2	¥2,615	文海堂	コピー機 レンタル 料4月分	5350 × 1/2	¥892	同上	同上	¥0

議員名	No.	整理番号	支払年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支出額	違法理由に対する反論	認容額
	18	24,24,420	¥100,000	事務職員	給与/政務調査業務	50000×2人分	¥86,667	事務所は調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動などが混然一体として行われている。事務所スタッフの人事費も3分の1で区分して計算するべきところ、社会通念上3分の1を超える場合は本件用途基準に適合しない支出というべきである。	同議員に係る政務調査費は、給与にあつては同議員が行う調査研究活動の補助業務の対価として支給するものであることからその金額に充當されたものであり、	¥50,000
	19		¥1,100,000	同上	同上	11か月分	¥733,337	同上	本件一般的な議員活動などが混然一体として行われている。	¥550,000
	20							¥232,191	金派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様々な活動が行われている。 一方、原告は、金派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。 また、原告は、「金派において、本来政務調査費では充當できないはずの金額が支出された場合に、これによる利得を受けるのは結局は各議員といふことになる」としているが、各議員が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明確とは言えない。	¥0
議員持ち出し分								¥-347,669		
合計								¥1,152,406		¥600,000

議員名	No.	整理番号	支出年月日	支出額	支出先品名	備考	違法支出額	違法理由	違法理由に対する反論	認容額	
山田知	1	40	24.4.25	¥1,160	㈱大塚燃 ガス代	4月分 1 /2計上	¥387	事務所は調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動などが混然一体として行われている。使用実態に合わせて按分して計上すべきところ、社会通念より分の1を超える支出は本件用途基準に適合しない支出というべきである。	同議員に係る政務調査費は、光熱水費、電話代・インターネット利用料・電話機リース代及びコピー機カウンタ料並びに来客用茶葉代((株)オクトワークを支出先とするもの)について(は議員事務所において後援会活動も行なっていることを考慮してその2分の1に按分して充当されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない)。	¥0	
	2		¥10,450	同上	同上	4月、11 月、3月分 を除く1/ 2計上分 計	¥3,485	同上	同上	¥0	
	3	437	25.3.28	¥16,700	同上	石油代・ガ ス代	1/2計上	¥5,567	同上	¥0	
	4	454	24.11.28	¥14,250	同上	同上	同上	¥4,750	同上	¥0	
	5	66	24.5.7	¥3,009	東北電力	電気代 4 月分	1 /2計上	¥1,003	同上	¥0	
	6		¥33,582	同上	同上	4月分を 除く1/ 2計上分 計	¥11,196	同上	同上	¥0	
	7	477	24.5.28	¥2,401	八戸広域 水道企業 団	水道料金	1/2計上	¥801	同上	¥0	
	8	478	24.7.27	¥2,401	同上	同上	同上	¥801	同上	¥0	
	9		¥9,071	同上	同上	8~3月計 上分	¥3,025	同上	同上	¥0	
	10	74	24.4.25	¥8,498	東日本電 信電話㈱	電話代・イ ンターネッ ト利用料・ 電話機 リース代	4月分	¥2,833	同上	¥0	
	11	101	24.5.25	¥8,500	同上	同上	5月分	¥2,833	同上	¥0	
	12	484	24.4.5	¥9,118	㈱KDDI	携帯電話 料金	24年1月 分	¥4,569	社会通念上、携帯電話は私的使用に供される頻度も多いので、調査研究活動、後援会活動、本件一般的な議員活動のほか私的使用も含めて4分の1で按分計算すべきであり、4分の1を超える支出は本件用途基準に適合しない支出といふべきである。	同議員に係る政務調査費は、携帯電話料金及びモバイル通信料にあつては私用にも使用されていることを考慮してその2分の1に按分して充当されたものであるが、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0
	13	485	24.5.7	¥3,425	同上	同上	24年2月 分	¥1,713	同上	¥0	
	14		¥68,393	同上	東日本電 信電話㈱	電話代・イ ンターネッ ト利用料・ 電話機 リース代	4~5月分 を除いた 分	¥22,799	事務所は調査研究活動の他、後援会活動や本件一般的な議員活動にも使用されている。使用実態に即して上すべきであるが、3分の1を超える支出は本件用途基準に適合しない支出である。	同議員に係る政務調査費は、光熱水費、電話代・インターネット利用料・電話機リース代及びコピー機カウンタ料並びに来客用茶葉代((株)オクトワークを支出先とするもの)について(は議員事務所において後援会活動も行なっていることを考慮してその2分の1に按分して充当されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない)。	¥0
	15	89	24.5.20	¥1,375	サンデー 八戸新井 田店	コピー用 紙代	政務調査 専用	¥917	同上	同議員に係る政務調査費は、来客用茶葉代((株)オクトワークを支出先とするもの)及びコピー機カウンタ料並びに来客用紙その他の事務用品の購入経費にあつては専ら同議員が行なう調査研究活動に使用するところからその全額に充當されなければならない。後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥688
	16		¥8,578		事務用品			¥5,721	同上		¥4,291

議員名	No.	整理番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支払額	違法理由	認容額	
	17	483	24.7.27	¥2,835	㈱テクノル	コピーマシン料	1/2割上	¥945 同上	同議員に係る政務調査費は、光熱水費、電話代、インターネット利用料、電話機リース代及びコピー機カウンタ料並びに平客用茶葉代((株)オクトワークを支出先とするもの)にあつては議員事務所において後援会活動も行われていることを考慮してその2分の1に按分して充当されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0	
	18			¥41,332	茶葉代	一部につき1/2割上計上	¥16,533	事務所来訪者への茶葉代と思料される。3分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出である。	同議員に係る政務調査費は、平客用茶葉代((株)オクトワークを支出先とするもの)にあつては議員事務所において後援会活動も行われていることを考慮してその2分の1に按分して充当されたもの(にあつては専ら同議員が行う調査研究活動を考慮することからその全額に充当されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない)。	¥4,128	
	19	463	24.12.24	¥14,000	レアワーカス	インクジエントプリント代及び取付設定代として	1/2割上	¥4,667	事務所に設置されているものと思料される。そうすると、当該プリンタは調査研究活動の他、後援会活動、その他の一般的な議員活動にも使用されていていたものと推認され、したがつて3分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出である。	同議員に係る政務調査費は、光熱水費、電話代、インターネット通信料にあつては私用リース代及びコピー機カウンタ料並びに平客用茶葉代((株)オクトワークを支出先とするもの)にあつては議員事務所において後援会活動も行われていることを考慮してその2分の1に按分して充当されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0
	20	132	24.8.6	¥2,985	KDDI株	携帯電話料金/1/2割上	5月使用分	¥1,493	社会通念上、携帯電話は私的使用に供される頻度も多いので、調査研究活動、後援会活動、本件一般的な議員活動のほか私的使用も含めて4分の1で按分計算すべきであり、4分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出というべきである。	同議員に係る政務調査費は、携帯電話料金及びモバイル通信料にあつては私用リース代及びコピー機カウンタ料並びに平客用茶葉代((株)オクトワークを支出先とするもの)にあつては議員事務所において後援会活動も行われていることを考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0
	21			¥34,743	同上	同上	1~2月、5月、10月分を除いた分	¥17,373 同上	同上	同上	
	22	408	24.11.5	¥1,001	イルモバイル	モバイル通信料	8月分/1/2割上	¥501 同上	同議員に係る政務調査費は、携帯電話料金及びモバイル通信料にあつては私用リース代及びコピー機カウンタ料並びに平客用茶葉代((株)オクトワークを支出先とするもの)にあつては議員事務所において後援会活動も行われていることを考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0	
	23			¥7,012	同上	同上	8月分を除いた分	¥3,507 同上	同上	同上	
	24	303	25.1.7	¥205,770	KDDI株	携帯電話料金/1/2割上	10月分	¥102,885 同上	同議員に係る政務調査費は、携帯電話料金及びモバイル通信料にあつては私用リース代及びコピー機カウンタ料並びに平客用茶葉代((株)オクトワークを支出先とするもの)にあつては議員事務所において後援会活動も行われていることを考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0	
	25	41	24.4.26	¥40,000	事務職員	政務調査業務補助費	4月分	¥26,667	事務所は調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動などが混然一体として行われていることからその金額に充当されたものであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥20,000	
	26			¥440,000	同上	同上	11か月分	¥293,337 同上	会派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様々な活動が行われている。	¥220,000	
	27								一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を向ら示していない。また、原告は、「会派において、本来政務調査費では充当できないはずの金額が支払された場合に、これによる利得を受けるのは結局は各議員といふことになる」としてはいるが、各議員が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明確とはなっていない。	¥0	
									別表48の「民主党」会派にかかる違法支出額につき当時の所属議員7名で按分した金額(小数点以下端數切り捨て)	¥249,107	
									¥232,191		
									合計	¥772,489	

	支出額 (乙B36の4)	認容額
ステイックのり(1本)	¥126	¥63
CDメディア(CD-R1枚)	¥167	¥84
プリンターカートリッジ(黒2個)等	¥4,954	¥2,477
USBメモリー(1個)	¥1,497	¥749
ボールペン(黒1本)	¥105	¥53
修正テープ(1本)	¥178	¥89
USBメモリー(1個)	¥697	¥349
USBメモリー(1個)	¥644	¥322
ステイックのり(2本)	¥210	¥105
合計	¥8,578	¥4,291

	・支出額 (オグドワークを支 出先とするものを 除いたもの) (乙B36の4)	認容額
緑茶(280ml×18)	¥1,870	¥935
コーヒー(ペットボトル1本)	¥88	¥44
緑茶(280ml×18)	¥1,870	¥935
緑茶(280ml×7)	¥476	¥238
緑茶(500ml×10)	¥1,000	¥500
緑茶(ペットボトル9本)	¥998	¥499
コーヒー(缶×3)	¥294	¥147
緑茶(21×9)	¥1,412	¥706
コーヒー(缶×3)	¥248	¥124
合計	¥8,256	¥4,128

議員名 高橋 憲	整理番号 1	支出年月日 7.24.4.9	支出額 ¥6,300	支出先 日立キヤ ビタル㈱	品名 リース料/ 全額計上	備考	違法 支出額 ¥4,200	違法理由 事務所は調査研究活動の他、後援会活動や本件一般 的な議員活動にも使用されている。使用実態に即して 言上すべきであるが、3分の1を超える支出は本件使 途基準に適合しない支出である。	違法理由に対する反論 同議員に係る政務調査費は、事務費計上分にあつては専ら同議員が行う調査研 究活動に適用することからその全額に充當されたものであり、後援会活動及び本 件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	詫問額 ¥3,150
	2		¥51,660	同上	1か月分 リース料		¥34,440	同上	同上	¥25,830
	3	129.24.8.6	¥3,380	㈱ヤマダ 電機 クランジ黒 石	事務用品 費 ソインク		¥2,254	同上	同上	¥1,690
	4	166.24.9.13	¥4,370	同上	同上	※改修調 査専用	¥2,914	同上	同上	¥2,185
	5	264.24.12.18	¥4,620	同上	事務用品 費		¥3,080	同上	同上	¥2,310
	6	322.25.2.4	¥3,380	同上	同上		¥2,254	同上	同上	¥1,690
	7	245.24.11.27	¥9,975	トレンドマ イクロ/ウ イルスバ スタークラ ブ			¥6,650	同上	同上	¥4,988
	8	24.24.4.27	¥80,000	事務職員 補助費 給与4月 分	政務調査 職員 賃金 ×80,000 円		¥53,334	事務所は調査研究活動の他、後援会活動、本件一般 的な議員活動などが混然一体として行われている。事 務所スタッフの賃金も3分の1で按分して計上すべ きところ、社会通念上3分の1を超える支出は本件使送 基準に適合しない支出というべきである。職員は後援 会の事務担当者であり、同後援会の事務担当者の人 件費は政務調査費により賄われていたことになる。	同議員が後援会の事務担当者であり、かつ、同後援会の政治資金収支報告書に 入会費の記載がないからといって、政務調査費から同後援会の業務に係る人件 費を支給していることにはならない。(同議員は、同後援会に係る業務を無給で 行っていたところである。)	¥40,000
	9		¥880,000	同上	5~3月分		¥586,674	同上	同上	¥440,000
	10							別表49の「自由民主党」会派にかかる違法支出額に つき当時の所属議員30名で按分した金額(小数点以 下端数切り捨て)	会派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研 究に資する様々な活動が行われている。 一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証 拠を何ら示していない。 また、原告は、「会派において、本来政務調査費では充当できないはずの金額が 支出された場合に、これによる利得を受けたのは各議員といふことになる」と しているが、各議員が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明 確とはなっていない。	¥0
							¥970,595		¥521,843	

議員名	No.	整理番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法理由	違法理由に対する反論	
									支由額	認容額
寺田達也	1	1 24.4.5	¥2,367	東北電力	電気代3 月分	4,734 × 1/2		事務所は調査研究活動のみならず政党政党活動やその他の一般的な議員活動に使用されている。使用実態に即して計上すべきであるが、少なくとも3分の1を超える支出は本件候選基準に適合しないというべきである。	¥789	¥0
	2	7 24.4.20	¥1,247	五所川原市	上下水道 料金3月 分	2,494 × 1/2		同上	¥416	¥0
	3	221 25.3.28	¥21,000	東奥宅建	事務所賃 借料(4月 分)駐車 料含む	42,000 × 1/2 来客 者駐車料 含む		同上	¥7,000	¥0
	4		¥24,707	東北電力	電気代4 ~2月分	1/2計上		同上	¥8,236	¥0
	5		¥12,644	五所川原市	上下水道 料金4~2 月分	同上		同上	¥4,215	¥0
	6		¥231,000	東奥宅建	事務所賃 借料(5~ 3月分)	同上		同上	¥77,000	¥0
	7	2 24.4.10	¥6,696	NTTドコモ	携帯電話 料金3月 分	13,392 × 1/2		社会通念上、携帯電話は私的使用に供される頻度も多いので、調査研究活動、後援会活動、本件一般的な議員活動のほか私的使用も含めて4分の1で按分計算すべきであり、4分の1を超える支出は本件候選基準に適合しない支出というべきである。	¥3,348	¥0
	8		¥81,963	NTTドコモ/NTT ファイナンス	携帯電話 料金4~2 月分	1/2計上		同上	¥40,983	¥0
	9	18 24.4.27	¥5,497	東日本電信電話	電話代4 月分	10,994 × 1/2		事務所は調査研究活動のみならず政党政党活動やその他の一般的な議員活動にも使用されている。使用実態に即して計上すべきであるが、少なくとも3分の1を超える支出は本件候選基準に適合しないというべきである。	¥1,833	¥0
	10		¥55,141	東日本電信電話	電話代5 ~3月分	1/2計上		同上	¥18,382	¥0
	11	218 25.3.27	¥7,400	丸英んき	デジタル カメラ購入 代	14,800 × 1/2		同上	¥2,467	¥0
	12		¥35,963		その他事 務用品	1/2計上		同上	¥11,997	¥0
	13	23 24.4.30	¥60,000	事務職員	給与4月 分	120,000 × 1/2		事務所は政務調査費の他、政党政党活動、本件一般的な議員活動などが混然一体として行われている。事務スタッフの人事費も3分の1で按分して計上すべきところ、社会通念上3分の1を超える支出は本件候選基準に適合しない支出というべきである。	¥20,000	¥0
	14		¥660,000	同上	給与5~3 月分	1/2計上		同上	¥220,000	¥0

企画室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様々な活動が行なわれている。
一方、原告は、「会派室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を向こうへ提出してあるが、各議員が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明確とは言つてない。

議員名 No.	監理番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支出し額	違法理由	違法理由に対する反論		認容額
									同議員に係る政務調査費は、「パソコン及び接続ケーブルにあっては後援会活動にも使用することを考慮してその購入経費の2分の1に按分して充当したものであり、本件一般的な議員活動をして考慮して更に按分して充当する必要はない。	同議員に係る政務調査費は、「パソコン及び接続ケーブルにあっては後援会活動にも使用することを考慮してその購入経費の2分の1に按分して充当したものであり、本件一般的な議員活動をして考慮して更に按分して充当する必要はない。	
阿部 広悦	1	23/24.4.27	¥16,666	藤崎ガス	事務所賃料	50,000×1/3	¥4,166	事務所は調査研究活動のみならず後援会活動、政党支部活動、その他の一般的な議員活動にも使用されている。使用実態に則り計上すべきであるが、少なくとも4分の1を超える支出は本件使途基準に適合しないといふべきである。	同議員に係る政務調査費は、事務所賃借料にあっては議員事務所で後援会活動及び政党活動を行っていることを考慮して経費の3分の1に按分して更に按分して更に按分する必要はない。	¥0	
	2		¥183,326	同上	同1か月	1/3計上	¥45,826	同上	同上	同上	¥0
	3	294/25.3.1	¥83,570	ヤマダ電機	事務用機器購入代	パソコン、接続ケーブル12分の1計上	¥41,785	同上	同上	同上	¥27,857
	4	61/24.5.30	¥20,000	事務所職員	アルバイト代	調査資料整理	¥15,000	事務所は調査研究活動の他、後援会活動、政党支部活動、本件一般的な議員活動などが是然一体として行われている。事務所スタッフの人事費も4分の1で按分して計上すべきところ、社会通念上4分の1を超える支出は本件使途基準に適合しない支出であるべきである。	同議員に係る政務調査費は、アルバイト代にあっては同議員が行う調査研究活動の補助業務の対価として支給するものであることからその全額に充当されたものであり、後援会活動、政党支部活動及び本件一般的な議員活動をして考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0	
	5	233/24.12.28	¥30,000	同上	同上	同上	¥22,500	同上	同上	同上	¥0
	6	234/24.12.28	¥30,000	同上	同上	同上	¥22,500	同上	同上	同上	¥0
	7		¥420,000	同上	残りアルバイト代	同上	¥315,000	同上	同上	同上	¥0
	8						¥274,785	別表49の「自由民主党」会派にかかる違法支出額につき当時の所属議員30名で按分した金額(小数点以下端数切り捨てる)	会派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様々な活動が行われている。一方、原告は、会派控室と後援会事務所、改選支部等事務所の同一性を示す証拠を向ら示していない。	¥0	
							¥741,572	また、原告は、「会派において、本米政務調査費では充当できないはずの金額が支出された場合に、これによる利得を受けるのは結局は各議員というところになる」としているが、各議員が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明確とは言っていない。	¥27,857		
								合計			

議員名 No.	登録番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支出額	違法理由		認容額 ￥0
								違法理由に対する反論		
工藤 兼光	1		¥1,339,000	臨時職員	4~9月 分、12~ 2月分		¥892,668	事務所は調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動などが混然一体として行われている。事務所スタッフの入会費も3分の1で按分して計上すべしところ、社会貢献上3分の1を超える支出は本件使金基準に適合しない支出というべきである。	同議員に係る政務調査費は、同議員が行う調査研究活動の補助業務の対価としてその全額に充当されたものであり(このことは、議員事務所において調査研究活動以外の活動が行われていたかどうかとは直接関係しない)、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	
	2	23 24.10.25	¥126,000	同上	10月分給 料	6000円× 21日間	¥84,000	同上	同上	￥0
	3	24 24.10.25	¥126,000	同上	同上		¥84,000	同上	同上	￥0
	4	50 25.3.25	¥42,000	同上	3月分給 料		¥24,000	同上	同上	￥0
	5	51 25.3.25	¥84,000	同上	同上		¥56,000	同上	同上	￥0
	6	52 25.3.25	¥84,000	同上	同上		¥56,000	同上	同上	￥0
	7	53 25.3.25	¥72,000	同上	同上		¥48,000	同上	同上	￥0
	8	54 25.3.25	¥90,000	同上	同上		¥60,000	同上	同上	￥0
	9	55 25.3.25	¥120,000	同上	同上		¥80,000	同上	同上	￥0
	10						別表4-9の「自由民主党」会派にかかる違法支出額(に つき当時の所属議員30名で按分した金額(小数点以下端数切り捨て)) ¥274,795	会派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様々な活動が行われている。一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。 また、原告は、「会派において、本来政務調査費では充当できないはずの金額が支出された場合に、これによる利得を受けるのは結局は各議員といふことになる」としているが、各議員が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明確とはなっていない。		
							議員持ち出し分	¥-59,686		
							計	¥1,603,777		￥0

議員名 固元 行人	No. 整理 番号	支出 年月日	支出額	支出先	品名	備考	支出額 ×1/3	違法額 ×1/3	違法理由		違法理由に対する反論	認容額
									事務所は政務調査、政党支部、後援会活動及びその他の一般的な議員活動に使用されている。4分の1で按分すべきであり、4分の1を超える支出は本件使用基準に適合しないといふべきである。	同議員に係る政務調査費は、事務所の賃借料、光熱水費及び電話代並びに事務用品（No.8からNo.10までの事務用品を除く。）の購入経費にあっては議員事務所で後援会活動及び政党活動も併せて考慮してその3分の1に按分して充当されざるものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。		
2	3 24.4.30	¥14,000	松田 大悟	事務所賃借料	42,000円 ×1/3		¥3,500	同上		同上	¥0	
3		¥154,000	同上	同上 11 か月分			¥38,500	同上		同上	¥0	
4	33 24.5.31	¥1,136	東北電力	電気代			¥284	同上		同上	¥0	
5		¥12,685	同上	同上 9か 月分			¥3,74	同上		同上	¥0	
6		¥37,764	東日本電 信電話	電話代 10か月分			¥9,444	同上		同上	¥0	
7		¥25,628	サンティー 他	事務用品 代 1/3計上 分の計 上			¥6,408	同上		同上	¥0	
8	123 24.8.12	¥25,006	ケーズデ ンキ		プリント購 入全額 計上		¥18,755	同上		同上	¥0	
9	244 24.12.23	¥25,380	サンティー		同上		¥19,020	同上		同上	¥16,907	
10		¥913	弘前事務 機器商 会、成田 本店		同上	全額計上 分	¥685	同上		同上	¥609	
11	4 24.4.30	¥80,000	事務職員 給与		240,000円 ×1/3		¥20,000	同上	事務所は政務調査、政党支部、後援会活動及びその他の一般的な議員活動に使用されている。事務所スタッフの給与は、4分の1で按分すべきであり、4分の1を超える支出は本件使用基準に適合しないといふべきである。	同議員に係る政務調査費は、人件費のうち後援会活動及び政党活動に係る業務にも從事する者に支出したものにあってはその3分の1に按分して、これ以外のものにあつては調査研究活動への補助業務への対価であるからその経費の全額に、それぞれ充当されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0	
12		¥380,000	同上	給与 11か 月分	2,640,000円 ×1/3		¥220,000	同上		同上	¥0	
13	5 24.4.30	¥50,000	同上	給与 11か 月分			¥37,500	同上		同上	¥33,334	
14		¥550,000	同上				¥412,500	同上		同上	¥366,674	
15	9 24.4.4	¥10,000	政務調査 運転手	運転手 人 件費		商工行政 に関する 調査	¥7,500	同上		同上	¥0	
16		¥910,000	同上	同上 91 回分			¥632,500	同上		同上	¥0	
17							¥274,795	別表49の「自由民主党」会派にかかる違法支出額につき当時の所属議員30名で按分した金額（小数点以下端数切り捨て）	会派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様々な活動が行われている。 一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。 また、原告は、「会派において、本来政務調査費では充当できないはずの金額が支払われた場合に、これによる利得を受けるのは議員は各議員ということになる」としているが、各議員が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明確とは言えない。	¥0		
											¥434,195	
							¥1,755,340					

	支出額 (乙B41の5)	認容額
ペン	¥472	¥315
ボールペン	¥441	¥294
合計	¥913	¥609

議員名 No.	監理番号	支出年月日	支出額	支出去先	品名	備考	違法支出去額	違法理由	違法理由に対する反論		認容額
									同議員に係る政務調査費は、システム手帳リーフにあつては私用にも使用するにとを考慮して購入経費の2分の1に均分して充当するものであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に均分して充当する必要はない。		
西谷 洋	1	99/24.11.18	¥462	成田本店	システム手帳リー フ	1/2計上	¥154	事務所は調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動などが混然一体として行われている。3分の1で均分して計上すべきところ、社会通念上3分の1を超える支出は本件便途基準に適合しない支出というべきである。	同議員に係る政務調査費は、携帯電話料金においては私用にも使用されていることとを考慮してその2分の1に均分して充当されたものであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に均分して充当する必要はない。	¥0	
	2	18/24.5.1	¥1,525	㈱エヌ・ティ・ティ・コモ	携帯電話料 料	1/2のみ 計上	¥763	社会通念上、携帯電話は私的施用に供される頻度も多いので、調査研究活動、後援会活動、本件一般的な議員活動のほか私的施用も含めて4分の1で均分計算すべきであり、4分の1を超える支出は本件便途基準に適合しない支出というべきである。	同議員に係る政務調査費は、携帯電話料金においては私用にも使用されていることとを考慮してその2分の1に均分して充当されたものであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に均分して充当する必要はない。	¥0	
	3		¥15,243	㈱エヌ・ティ・ティ・コモ/NT ファイナンス	同上10か 月分	同上	¥7,623	同上	同上	同上	¥0
	4	60/24.8.9	¥4,290	オフィスバ リュー	プリンター リンク代		¥2,860	事務所は調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動などが混然一体として行われている。3分の1で均分して計上すべきところ、社会通念上3分の1を超える支出は本件便途基準に適合しない支出というべきである。	同議員に係る政務調査費は、プリンターリンク代、ハガキ及びファクシミリボン代にあつては専ら同議員が行う調査研究活動に使用することからその全額に充当されたものであり、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に均分して充当する必要はない。	¥2,145	
	5	107/24.12.12	¥2,000	弘前郵便 局	ハガキ代 ハガキ代 ハガキ代	政務調 察、調査 先への御 礼挨拶用	¥1,334	同上	同上	同上	¥1,000
	6	119/25.1.24	¥8,470	S.K.K 情報ビジ ネス専門 学校	ファクシミ リリンク代	政務調査 専用ファク シミリ	¥5,647	同上	同上	同上	¥4,235
	7	14/24.4.27	¥50,000	事務職員	質金		¥33,334	事務所は調査研究活動の他、後援会活動、本件一般的な議員活動などが混然一体として行われている。スタッフの個人費も3分の1で均分して計上すべきところ、社会通念上3分の1を超える支出は本件便途基準に適合しない支出というべきである。職員は後援会の事務担当者の個人費は政務調査費により賄われていたことになる。	同職員が後援会の事務担当者であり、かつ、同後援会の政治資金収支報告書に個人費の記載がないからといって、政務調査費から同後援会の業務に係る人件費を支給していることはない。(同職員は、同後援会に係る業務を無給で行っていたところである。)	¥25,000	
	8		¥550,000	同上	質金1か 月分		¥366,674	別表49の「自由民主党」会派にかかる違法支出額につき当時の所屬議員30名で均分した金額(小数点以下端数切り捨て)	会派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様々な活動が行われている。一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。	¥0	
	9							¥274,795	また、原告は、「会派において、本来政務調査費では充当できないはずの金額が支払われた場合に、これによる利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明確とはなっていない。	¥307,380	
								¥693,184	合計		

議員名	No.	整理番号	支出年月日	支出額	支出去先	品名	備考	違法支出額	違法理由	違法理由に対する反論	認容額
長尾忠行	1	224.4.2	¥1,787 NTTドコモ 携帯電話料3ヶ月分	3573円×1/2				¥1,012	社会通念上、携帯電話は私的使用に供される傾度も多いので、調査研究活動、後援会活動、政党活動、後援会活動、私的活動などを含めて5分の1で按分計上すべきであり、5分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出というべきである。	同議員に係る政務調査費は、携帯電話料金にあっては私用にも使用されていることを考慮してその2分の1に按分して充當されたものであり、政党活動、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充當する必要はない。	¥0
	2	19.718 NTTドコモ 携帯電話料5～3ヶ月分						¥11,833 同上		同上	¥0
	3	106.24.6.17	¥25,000 弘伸電気 パソコンプリント一用	50000円×1/2				¥12,500	事務所は調査研究活動の他、後援会活動、政党支部活動、本件一般的な議員活動などが混然一体として行われている。5分の1で按分して計上すべきところ、社会通念上4分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出というべきである。	同議員に係る政務調査費は、パソコンプリンター購入費及びコピー用紙代にあっては私用にも使用することを考慮してそれらの2分の1に按分して充當されたものであり、政党活動、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充當する必要はない。	¥12,500
	4	399.25.3.3	¥695 ホーマック コピー用紙代	1390円×1/2				¥348 同上		同上	¥348
	5	33.24.4.30	¥40,000 事務職員手当(4月分)	事務整理手当(4月分) 全額計上				¥30,000	事務所は政務調査費の他、後援会活動、政党支部活動、本件一般的な議員活動などが混然一体として行われている。スタッフの人物費も4分の1で按分して計上すべきところ、社会通念上4分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出というべきである。	同議員に係る政務調査費は、事務整理手当又は調査運転手代にあっては同議員に行つ調査研究活動の補助業務の対価としてその全額に充当されたり、政党活動、後援会活動及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充當する必要はない。	¥26,667
	6		¥440,000 同上	事務整理手当5～3ヶ月分				¥330,000 同上		同上	¥293,337
	7	34.24.4.30	¥90,000 運転手	調査運転手当(4月分)				¥67,500 同上		同上	¥60,000
	8		¥870,000 同上	調査運転手当5～3ヶ月分				¥652,500 同上		同上	¥580,004
	9									金派控室では、議員、総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様々な活動が行われている。一方、原告は、金派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。	
										また、原告は、「会派ににおいて、本来政務調査費では充當できないはずの金額が支払われた場合に、これによる利得を受けるのは結局は各議員ということになる」としているが、各議員が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明確とは言っていない。	
								¥1,380,548		計	¥972,856

	支出額 (乙B4.3の6)	認容額
5月分	¥80,000	¥53,334
6月分	¥60,000	¥40,000
7月分	¥110,000	¥73,334
8月分	¥80,000	¥53,334
9月分	¥40,000	¥26,667
10月分	¥80,000	¥53,334
11月分	¥90,000	¥60,000
12月分	¥90,000	¥60,000
1月分	¥100,000	¥66,667
2月分	¥70,000	¥46,667
3月分	¥70,000	¥46,667
合計	¥870,000	¥580,004

議員名	No.	整理番号	支出年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法支払額	違法理由	違法理由に対する反論	
神山久志	1	13 24.4.26	¥29,137	樹森内蓄	青森事務所賃借料	4月分 按分率1/2	¥9,712	事務所は調査研究活動の他、本件一般的な議員活動にも供される。使用実態に即して按分計上すべきであり、調査研究活動その他の本件一般的な議員活動に適用されることは考慮して経費の2分の1に按分して充当されたものであり、本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	¥0		
	2		¥320,507 同上	同上		5~3月分 1/2	¥106,832 同上		同上		
	3	16 24.4.29	¥698	青森ガス	ガス料	同上	¥233 同上		同上		
	4		¥7,324 同上	同上		5~3月分 1/2	¥2,444 同上		同上		
	5	18 24.4.29	¥638	東北電力	電気料	同上	¥280 同上		同上		
	6		¥11,624 同上	同上		5~3月分 1/2	¥3,876 同上		同上		
	7	17 24.4.29	¥3,161	NTT	電話料	4月分 按分率1/2	¥1,054 同上		同上		
	8		¥35,211 同上	同上		5~3月分 1/2	¥11,739 同上		同上		
	9	11 24.4.25	¥42,500	事務職員	青森事務所職員賞金	4月分 按分率1/2	¥14,167	事務所は調査研究活動の他、本件一般的な議員活動及び私用に用いられている。スタッフの個人件費も3分の1で按分して計上すべきところ、社会通念上3分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出というべきである。	¥0	同議員に係る政務調査費は、貴金のうち、専ら同議員が行う調査研究活動の補助業務に從事する者に支出したものにあつてはその全額に、それ以外の業務に從事する者に支出したものにあつてはその2分の1に按分して、それぞれ充当されたものであり、私用及び本件一般的な議員活動を考慮して更に按分して充当する必要はない。	
	10		¥467,500 同上	同上		5~3月分 1/2	¥155,837 同上		同上		
	11	12 24.4.25	¥10,000 同上		政務調査員補助職員賞金	4月分 全額計上	¥6,667 同上		同上		
	12		¥110,000 同上	同上		5~3月分 全額計上	¥73,337 同上		同上		
	13	19 24.4.30	¥80,000 同上	同上		4月分 全額計上	¥53,334 同上		同上		
	14		¥880,000 同上	同上		5~3月分 全額計上	¥586,674 同上		同上		
	15									金派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様々な活動が行われている。 一方、原告は、金派控室と後援会事務所 政黨支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。	
										また、「原告は、「金派において、本来政務調査費では充当できないはずの金額が支出された場合に、これによる利得を受けるのは結局は各議員ということになる」としているが、各議員が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明確とは言っていない」。	
										¥0	
										¥1,300,981	
										¥0	

議員名 花田 栄介	№. 1	登場 番号	支出 年月日	支出額	支出先	品名	備考	違法 支出額	違法理由に対する反論		認容額 ¥0
									違法理由	会派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様な活動が行われている。一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を向ら示していない。また、原告は、「会派において、本来政務調査費では充当できないはずの金額が支出された場合に、これによる利得を受けるのは結局は各議員ということになる」としているが、各議員が利得を受けることとなる根拠について、法的見地から明確とはなっていない。	
				¥274,795	別表49の「自由民主党」金派にかかる違法支出額に つき当時の所属議員30名で後分した金額(小数点以下端数切り捨て)				¥-15,880		
			議員持ち出し分								
		計						¥258,915			¥0

議員名 議員番号	整理番号	支出年月日	支出額	支出去先	品名	備考	違法支出額	違法理由	違法理由に対する反論		認容額 ¥0
龍谷 雄一	1						¥274,795	別表4-9の「自由民主党」会派にかかる違法支出額(小数点以下端数切り捨て) つき当時の所属議員30名で按分した金額(小数点以下端数切り捨て)			
計							¥274,795				

会派名	番号	整理番号	支出日	支出額	支出去先	支出項目 品名	備考	違法 支出額	違法理由	認容額
日本共産党	1	1 24.4.3	¥2,747	焼成田本 プリンター リンク代 店	全額計上	会派控室で使用されているものと思われる。 態(調査研究活動、後援会活動、政党活動、その他の一般の議員活動)に合わせ4分の1で按分すべきであり、4分の1を超える支出は本件使用基準に適合しないといふべきである。	金派控室では、議員経費等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究は、議員活動が行われている。一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を向らせていない。	¥0	金派控室では、議員経費等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究は、議員活動が行われている。一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を向らせていない。	¥0
	2		¥158,710		その他事 務費計			¥119,047 同上	同上	¥0
	3	31 24.5.22	¥2,520	NTTコムニ ケーションズ㈱	4月分 電 話料金	全額計上	¥1,890 同上	同上	同上	¥0
	4		¥27,405	NTTコムニ ケーションズ㈱/ NTTファイ ナンス㈱	5~3月分 電話料金	同上	¥20,556 同上	同上	同上	¥0
	5	41 24.5.31	¥6,228	東日本電 信電話㈱	4月分 ファックス 料金	同上	¥4,671 同上	同上	同上	¥0
	6		¥72,035	東日本電 信電話㈱/ NTTファイ ナンス㈱	5~3月分 ファックス 料金	同上	¥54,032 同上	同上	同上	¥0
	7	108 24.9.10	¥64,785	サン・テツ クサービ ズ	東芝ダイ ソーファ ンコム代 用	同上	¥0 No.2に含まれるため削除	(削除)	(削除)	
	8									
	9	7 24.4.20	¥162,420	会派控室 事務職員	4月分 給 料及び交 通費	150000+ 交通費 540×23 日 全額 計上	¥121,815	会派控室の使用実態に照らしてそこに常駐する職員 の給与についても4分の1に按分して計上すべきであ り、4分の1を超える支出は本件使用基準に適合しな いといふべきである。	原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を向らせていない。	¥0
	10	27 24.5.21	¥159,180	厚生労働 省年金局	5月分 給 料及び交 通費		¥119,355 同上	同上	同上	¥0
	11	34 24.5.23	¥22,609	厚生労働 省年金局	4月分社 会保険料		¥16,937 同上	同上	同上	¥0
	12	52 24.6.21	¥162,420	会派控室 事務職員	6月分 給 料及び交 通費		¥121,815 同上	同上	同上	¥0
	13	53 24.6.21	¥22,609	厚生労働 省年金局	5月分社 会保険料		¥16,935 同上	同上	同上	¥0
	14	67 24.7.9	¥25,303	青森労働 局	会派控室 事務員 賃借料		¥18,978 同上	同上	同上	¥0
	15	70 24.7.20	¥161,340	会派控室 事務職員	7月分 給 料及び交 通費		¥121,005 同上	同上	同上	¥0

会派名	番号	整理番号	支出日	支出額	支出先	支出項目品名	備考	違法支出し額	違法理由	違法理由に対する反論	認容額
	16	73	24.7.24	¥22,609	厚生労働省年金局	6月分社会保障料		¥16,957	同上		¥0
	17	87	24.8.10	¥150,000	企派控室事務職員	夏季手当		¥112,500	同上		¥0
	18	91	24.8.21	¥161,340	同上	8月分給付及び交通費		¥121,005	同上		¥0
	19	95	24.8.22	¥22,809	厚生労働省年金局	7月分社会保障料		¥16,957	同上		¥0
	20	111	24.9.21	¥161,880	企派控室事務職員	9月分給付料及び交通費		¥121,410	同上		¥0
	21	115	24.9.25	¥43,805	厚生労働省年金局	8月分社会保障料		¥32,854	同上		¥0
	22	128	24.10.19	¥160,800	企派控室事務職員	10月分給付料及び交通費		¥120,600	同上		¥0
	23	130	24.10.23	¥22,892	厚生労働省年金局	9月分社会保障料		¥17,169	同上		¥0
	24	146	24.11.21	¥161,340	企派控室事務職員	11月分給付料及び交通費		¥121,005	同上		¥0
	25	151	24.11.22	¥22,892	厚生労働省年金局	10月分社会保障料		¥17,169	同上		¥0
	26	162	24.12.5	¥150,000	企派控室事務職員	冬季手当		¥112,500	同上		¥0
	27	169	24.12.21	¥161,340	同上	12月分給付料及び交通費		¥121,005	同上		¥0
	28	170	24.12.21	¥22,892	厚生労働省年金局	11月分社会保障料		¥17,169	同上		¥0
	29	187	25.1.21	¥158,100	企派控室事務職員	1月分給付料及び交通費		¥118,575	同上		¥0
	30	188	25.1.23	¥44,354	厚生労働省年金局	12月分社会保障料		¥33,266	同上		¥0
	31	202	25.2.21	¥161,880	企派控室事務職員	2月分給付料及び交通費		¥121,410	同上		¥0
	32	203	25.2.22	¥22,892	厚生労働省年金局	1月分社会保障料		¥17,169	同上		¥0
	33	225	25.3.21	¥160,800	企派控室事務職員	3月分給付料及び交通費		¥120,600	同上		¥0
	34	231	25.3.25	¥22,892	厚生労働省年金局	2月分社会保障料		¥17,169	同上		¥0
								¥2,115,688			
										計	

会派名	番号	監理番号	支出日	支出額	支出項目品名	支出去先	支出去先備考	違法支出去額	違法理由		違法理由に対する反論
									違法支出去額	違法理由	
民主党派	1	3 24.4.20	¥126 エスターイー	¥126 エスターイー	カラーコピー用紙(使用枚数分)	会派控室に設置されているコピー機に係る支出である。会派控室は調査研究活動、本件一般的な議員活動の他、後援会活動、政党活動もおこなわれているのであることには容易に推認される。したがつて、使用実態に即して計上することが求められ、すくなくとも4分の1を超える支出は本件用途基準に適合しない支出というべきである。	3月使用枚数分代	¥95 一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。	¥0	会派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様々な活動が行われている。	会派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様な活動が行われている。
	2	1 24.4.3	¥20,790	シャープファイナンス株	コピー機使用料	¥15,593 同上	4月使用料	¥0	同上	一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。	一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。
	3		¥170,940 同上	同上	5～3月分	¥128,205 同上	5～3月分	¥0	同上	一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。	一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。
	4		¥38,021 エスターイー	カラーコピー用紙(使用枚数分)	4～3月使用分	¥28,521 同上	4～3月使用分	¥0	同上	一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。	一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。
	5	8 24.4.20	¥11,464 ナムテクノル	カウント代(コピー用紙使用枚数分代)	4月使用枚数分代	¥8,598 同上	4月使用枚数分代	¥0	同上	一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。	一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。
	6	17 24.5.21	¥5,797 同上	同上	同上	¥4,348 同上	同上	¥0	同上	一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。	一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。
	7		¥119,965	茶葉代・文具・他計		¥69,980		¥0	同上	一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。	一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。
	8	4 24.4.20	¥150,000 事務職員	事務補助		¥112,500 の1で控分すべきであり、4分の1を超える支出は本件	¥112,500 の1で控分すべきであり、4分の1を超える支出は本件	¥0	同上	一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。	一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。
	9		¥1,650,000 同上	同上	11か月分	¥1,237,500 同上	11か月分	¥0	同上	一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。	一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。
						¥1,625,340		¥0			合計

会派名	番号	整理番号	支出日	支出額	支出先	支出項目品名	違法支出身額	備考	違法理由に対する反論		認容額
									違法理由	違法理由に対する反論	
自由民主党派	1	9	24.4.20	¥126	エスティ イー株	3月分コ ピーカウン ターライ	¥95		控室に設置されているコピー機にかかる支出である。 調査研究活動の他後援会活動、本件一般的な議員活動分どに按分し、少なくとも4分の1を超える分は本件使用途基準に適合しないといふべきである。	会派控室では、議員総会等や県政に關する執行部から的情報収集など、調査研究に費する様々な活動が行われている。 一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党支部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。	¥0
	2			¥63,000	シャープ ファイン ス株	シャレッ ターリース 料	②5250円 ×12ヶ月				
	3	4	24.4.18	¥30,345	三井住友 トラスト・パ ソニック ファイン ス株	4月分デジ タルカラ 複合機 リース料	全額計上	¥22,759	控室に設置されているシユレッターリース料である。使 用実態に按分して計上すべきである。調査研究活動の他後援会活動、政党活動、本件一般的な議員活動分どに按分し、少なくとも4分の1を超える分は本件使用途基準に適合しないといふべきである。	同上	¥0
	4			¥347,575	同上	デジタルカラ 複合機 リース料5 ～3月計	同上	¥260,684		同上	¥0
	5	10	24.4.23	¥14,490	㈱テクノル	4月分バ ンコンサー ビス料	1/2按分	¥7,245	控室に設置されているバンコンサービス料である。使 用実態に按分して計上すべきである。調査研究活動の他後援会活動、本件一般的な議員活動分どに按分し、少なくとも4分の1を超える分は本件使用途基準に適合しないといふべきである。	同上	¥0
	6			¥164,745	同上	バソコン サービス 料5～3月 分	同上	¥82,373		同上	¥0
	7	11	24.4.25	¥7,561	東日本電 信電話株	4月分ダ イヤル通話 料	全額計上	¥5,671	控室に設置されている電話料である。使用実態に按 分して計上すべきである。調査研究活動の他後援会活動、本件一般的な議員活動分どに按分し、少なくとも4分の1を超える分は本件使用途基準に適合しないといふべきである。	同上	¥0
	8			¥82,883	同上	5～3月分 ダイヤル 通話料	同上	¥62,166		同上	¥0
	9	12	24.4.26	¥23,488	キャラノン マーケティング ジャパン株	4月分カウ ント保 守料金	同上	¥17,616	控室に設置されているコピー機のカウンター保守料で ある。使用実態に按分して計上すべきである。調査研 究活動の他後援会活動、政党活動、本件一般的な議員 活動分どに按分し、少なくとも4分の1を超える分は 本件使用途基準に適合しないといふべきである。	同上	¥0
	10			¥233,895	同上	5～3月分 カウンター 保守料金	同上	¥175,427		同上	¥0
	11	16	24.5.8	¥3,465	㈱金入	コピー用 紙	A4 1箱	¥2,599	前記同様、4分の1を超える支出は本件使用途基準に適 合しないといふべきである。	同上	¥0

会派名	番号	整理番号	支出日	支出額	支出去先	支出項目 ・品名	違法支出額	備考	違法理由	違法理由に対する反論		認容額
	12	18	24.5.17	¥44,125	三井住友 トラスト・バンク ソニーファイナンス株 式会社	5月分パソコン・デジタルカラーリース料			¥0	No.4に含まれるため削除		
	13			¥330,240 同上		6~3月分 パソコン・ デジタルカラ ー複合機 リース料			¥0	No.4に含まれるため削除		
	14	2	24.4.17	¥840,000	自由民主 党青森県 支部連合 会	委託料4月 分	28000円 ×30名		¥630,000	人件費としての支出である。控室での活動は調査研究活動の他後援会活動、政党活動、本件一般的な議員活動にわたるので、4分の1で按分すべきであり、4分の1を超える支出は本件便途基準に適合しないというべきである。	会派控室では、議員総会等や県政に関する執行部からの情報収集など、調査研究に資する様々な活動が行われている。 一方、原告は、会派控室と後援会事務所、政党部等事務所の同一性を示す証拠を何ら示していない。	¥0
	14	2	24.4.18	¥840,001	自由民主 党青森県 支部連合 会	委託料5月 分	28000円 ×31名		¥630,001	人件費としての支出である。控室での活動は調査研究活動の他後援会活動、政党活動、本件一般的な議員活動にわたるので、4分の1で按分すべきであり、4分の2を超える支出は本件便途基準に適合しないというべきである。	同上	¥0
					会派持ち出し分				¥-13			
					計				¥8,243,878			¥0

これは正本である。

令和元年6月27日

青森地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 木立一

